

**令和3年9月第3回
木島平村議会定例会 会議録**

令和3年8月26日 開会

令和3年9月17日 閉会

令和3年9月第3回 木島平村議会定例会 会議録 目次

令和3年8月26日（木）開会日	4
招集のあいさつ（村長）	4
諸般の報告（議長・村長）	5
会議録署名議員の指名・会期の決定・行政報告（村長）	6
提出議案の提案理由説明（条例案件・予算案件：村長）	1 1
提出議案の提案理由補足説明（総務課長）	1 3
提出議案の提案理由説明（認定案件）	1 4
決算審査報告（代表監査委員）	1 5
提出議案の提案理由説明（事件案件）	1 6
令和3年9月8日（水）一般質問	1 8
3番 山本 隆樹 議員	
①耕作放棄地対策について	1 8
②下高井農林高校の存続について	1 9
③集落整備・集落対策について	2 2
7番 土屋喜久夫 議員	
①木島平農業の振興策は？	2 4
②持続可能な社会機能をどう維持するか？	2 7
③職員研修の更なる高度化に向けて	3 2
5番 丸山 邦久 議員	
①令和3年秋雨前線大雨による被害および対応について	3 4
②村長の答弁の重みについて Part 2	3 8
③木島平の魅力ある教育について	4 2
1番 山崎 栄喜 議員	
①少子化対策について	4 4
②公有財産の管理、処分等について	4 9
③来年度編成にあたって	5 1
令和3年9月9日（木）一般質問	5 5
6番 勝山 卓 議員	
①観光行政について	5 5
②豪雨災害対策について	5 9
③新型コロナウイルス感染症対策について	6 4
2番 山浦 登 議員	
①国民健康保険均等割保険税減額について	7 0
②大塚沖・市之割等樽川冠水耕作地の補償について	7 3
③米価下落、厳しい農業情勢から農業経営を守る施策を	7 5
④スキー場横のグラウンドにオートキャンプ場・ 牧ノ入地籍に太陽光発電計画について	7 8
⑤村の財政と今後の政策執行について	8 1
4番 芳川 修二 議員	
①ファームス木島平の現状と今後について	8 4
②第三セクターの現状と今後について	8 8
③災害対策について	9 2
9番 江田 宏子 議員	
①施設の管理体制について	9 6
②児童クラブの運営について	9 9
③ICTの効果的な活用に向けて	1 0 4
④ファームス木島平の運営について	1 0 8

令和3年9月17日（金）最終日	1 1 2
議案 審査結果報告（総務民生文教常任委員長・産業建設常任委員長）・採決	1 1 2
議案 審査結果報告（予算案件：予算決算常任委員長）・採決	1 1 3
議案 審査結果報告（認定案件・事件案件：予算決算常任委員長）	1 1 5
決算認定反対討論（4番 芳川修二 議員）	1 1 5
決算認定賛成討論（7番 土屋喜久夫 議員）	1 1 6
予算決算常任委員会 審査意見（予算決算常任委員長）	1 1 7
採決（認定案件・事件案件）	1 1 8
請願・陳情 審査結果報告（総務民生文教常任委員長・産業建設常任委員長）・採決	1 1 9
追加議案①提出議案の提案理由説明（同意案件：村長）	1 2 0
採決（同意案件）	1 2 1
追加議案②提出議案（議員発議：山崎栄喜）・採決	1 2 1
追加議案③～⑥意見書の提出（議員発議：土屋喜久夫）・採決	1 2 2
追加議案⑦意見書の提出（議員発議：勝山 正）・採決	1 2 4
追加議案⑧閉会中の継続調査の申出（総務民生文教常任委員長）・採決	1 2 6
追加議案⑨閉会中の継続調査の申出（産業建設教常任委員長）・採決	1 2 6
追加議案⑩閉会中の継続調査の申出（議会運営委員長）・採決	1 2 6
追加議案⑪閉会中の継続調査の申出（第三セクター木島平観光株式会社に 関する特別委員長）・採決	1 2 7
追加議案⑫閉会中の継続調査の申出（議会改革特別検討委員長）・採決	1 2 7
追加議案⑬閉会中の継続調査の申出（議会事務局長）・採決	1 2 8
閉会あいさつ（村長）	1 2 8
閉会あいさつ（議長）	1 2 9

令和3年9月第3回 木島平村議会定例会 会議録

招 集 年 月 日	令和3年8月26日		
招 集 場 所	木島平村役場 議場		
会 期	令和3年8月26日から令和3年9月17日まで		
会期中の休会日	8月27日、28日、29日、30日、31日、9月1日、3日、4日、5日、6日、7日、11日、12日（13日間）		
応 招 議 員	萩原由一 他 9人		
不 応 招 議 員			
出 席 議 員	1 番 山崎 栄喜	2 番 山浦 登	3 番 山本 隆樹
	4 番 芳川 修二	5 番 丸山 邦久	6 番 勝山 卓
	7 番 土屋喜久夫	8 番 勝山 正	9 番 江田 宏子
	10 番 萩原 由一		
欠 席 議 員			
説明のための議場出席者	村 長 日 碁 正博	副 村 長 佐藤 裕重	教 育 長 小林 弘
	総務課長 丸山 寛人	参 事 小松伸二郎	民生課長 山寄 真澄
	産業課長 湯本 寿男	建設課長 小松 宏和	子育て支援課長 島崎かおり
	生涯学習課長 高木 良男		
	代表監査委員 渡邊吉基	（初日のみ）	
職務のための議場出席者	議会事務局長 梅寄伸一		
	事務局職員 本山 等		
	〃 清水郁恵		
村長提出議案項目	29件	議長提出議案項目	件
議員提出決議案項目	1件	議員提出意見書案	5件

いずれも別紙日程表のとおり。

議長は、会議規則第119条の規定により会議録署名議員を次のとおり指名した。

1 番 山崎 栄喜
2 番 山浦 登

令和3年9月第3回 木島平村議会定例会
《第1日目 令和3年8月26日 午前10時00分 開議》

議長（萩原由一）

皆さん、おはようございます。

（全出席者「おはようございます。」）

議長（萩原由一）

ただいまの出席議員は、定足数に達しております。

ただいまから、「令和3年9月第3回木島平村議会定例会」を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

村長から招集のあいさつがあります。

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

おはようございます。

（全出席者「おはようございます。」）

村長（日墓正博）

本日は、令和3年度9月第3回定例会を招集いたしましたところ全議員の皆さんご参集いただき、たいへんありがとうございます。ご存知のとおり、今、全国的に新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。新たな変異株「デルタ株」といって、急激に感染拡大が進んでおります。そんなことで国内では、「緊急事態宣言」それから「まん延防止対策措置」の対象となる地域が全国で半数以上の都道府県が指定をされているというような状況であります。長野県下もまん延防止対策に近いぎりぎりの状態と聞いております。村内では、村民の皆さんのご協力によりまして、しばらく感染者は出ておりませんが、引続き、感染防止対策にご協力いただくようお願いをしたいというふうに思います。

一方、村内で進めております新型コロナワクチンの接種であります。ほぼ順調に進んでおります。報道でもご存じのとおり、ワクチン接種が進んでいる高齢者等の感染の割合が減って、一方では接種が進んでいない若者の感染が増えているということでもあります。これはやはりワクチン接種の効果が出ているということの裏返しでもあります。ぜひ皆さんにもワクチン接種についてご協力をいただくようお願いいたします。

そしてまた、8月に入りましてお盆の期間になりましたが、全国的に大雨で大きな災害がありました。全国的には人的な被害、そしてまた農作物等大きな被害がありました。村内でも市之割沖を中心に農作物の被害があったということでもあります。改めて被災された皆さんにお見舞いを申し上げ、また村内での畦畔（けいはん）崩落等もありますので、早急な改修を行なってまいりたいというふうに考えております。

本議会では、条例案件4件のほか、一般会計等の補正予算、そしてまた決算等の案件を上程いたします。慎重にご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

議長（萩原由一）

これから「諸般の報告」をします。

まず私から、6月第2回定例会以降の主だったものを申し上げます。

7月21日、本村で「一般国道403号 改良促進期成同盟会 総会」が開催され、出席しました。

8月3日、飯山赤十字病院で、運営協議会が開催され、出席しました。

8月17日、北信広域連合 議会代表者会議が開催され、出席しました。

今定例会に説明のため出席を求めました説明者は、渡邊吉基代表監査委員と議案表の下段に記載の理事者等です。ご了承ください。

「例月出納検査及び定期監査報告書」は、お手元に配布のとおりです。

また、「令和2年度一般会計及び特別会計決算審査意見書」はお手元に配布のとおりです。これで私からの報告を終わりにします。

次に、日碁村長からありましたら報告願います。

(村長「日碁正博」登壇)

村長（日碁正博）

それでは、議会との申し合わせに基づき、令和3年6月第2回木島平村議会定例会における常任委員会審査報告書の審査意見・要望事項等に対する村の対応について報告をいたします。

最初に予算決算常任委員会関係であります。

ご意見として「多分野で横断的に活動する『地域連携コーディネーター』が配置され、複数課（係）にわたる任務を遂行している。関係部署間で、日々の職務及び安全管理等、業務実態を十分把握されるよう配慮されたい。」ということであります。

地域連携コーディネーターの方には、農林高校との連携事業において学校側との調整や学校活動の支援を担当していただくとともに、地域振興事業や移住定住推進事業など幅広く取り組んでいただいております。日々の業務等については、週ごとに報告いただき関係課で内容を確認しています。今後も関係課が連携し、計画的かつ適切に業務を推進してまいります。

続いて、ご意見として「『有機センター』の今後の方向性が検討され、先進地の視察等も計画されている。方針の決定や関係農家との協議等、早目の対応に配慮されたい。また「有機の里」のあり方も併せて検討されたい。」というご意見であります。新たな施設建設は財政的に厳しい面があるため、早めに関係農家等と協議を進めながら、今までの方法にとらわれず、早期に方向性を出せるよう進めてまいります。

次に、「中学生対象の『プログラミング講座』の予算が計上されている。希望者が想定人数を超えた場合、希望する生徒の意欲を損なわないよう配慮されたい。」というご意見であります。8月4日・5日に中学生対象の「プログラミング講座」を実施し、定員10人のところ7人の参加者となりました。今後もより多くの中学生が参加できるよう、更なる講座内容の充実を図って参ります。

次に、「道の駅『運営計画策定業務』の委託料が計上されている。業務委託前に、効果を十分検討し、計画が村財政に負担とならないよう、慎重に対応されたい。」ということですが、道の駅運営改善計画策定業務については、従来のコンサルティング業務とは異なり、受託者が運営を行う視点での改善内容などを提案いただくものであり、利益を確保していくための事業を組み立てる計画策定業務となります。したがって、そのために必要な投資もある程度必要と考えております。今後提案される計画を検討しながら、事業適正や期待される効果、財政負担などを勘案しながら、慎重に判断していくこととしております。

次に、「ホテルシュエネスベルク等、村有財産、村有地の管理について適正に行われたい。」というご意見であります。村有財産や村有地の管理については、未利用となっている施設や村有地が人口減少や施設の統廃合により増加しています。適切な管理を継続するとともに、今後、

売却、譲渡、除却なども検討してまいります。

議長（萩原由一）

次に、教育長からありましたら報告願います。

教育長（小林 弘）

はい、議長。ありません。

議長（萩原由一）

これで諸般の報告を終ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、山崎栄喜 議員、2番、山浦登 議員を指名します。

日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

皆さんにお諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの23日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月17日までの23日間と決定しました。

日程第3、「行政報告」を行います。

村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

議案の審議をいただきます前に、令和2年度決算の概要並びに6月議会定例会以降、現在までに推移してまいりました村政の経過について申し上げます。

先ず、今議会に提出します一般会計を含む13会計の令和2年度決算状況について申し上げます。

最初に一般会計についてであります。歳入総額45億8,683万8千円に対し歳出総額44億675万1千円で、形式収支は1億8,008万7千円となりました。

事業繰越しにより、令和3年度へ繰越すべき財源を控除した実質収支額は1億2,986万5千円となり、黒字決算で結了することができました。

地方自治法及び村資金積立基金条例の規定に基づき、この実質収支額のうち財政調整基金に6,500万円を積み立て、今後の財政需要に備えることといたしました。

普通会計に属する「情報通信」、「学校給食」及び「奨学資金貸付事業」の特別会計においても黒字で結了することができました。

なお、情報通信施設加入件数は前年度比12件増の1,537件となり、奨学資金は新規貸付者が3人、継続貸付者は5人、償還中の者は29人となっております。

普通会計以外の特別会計であります「後期高齢者医療」、「国民健康保険」及び「介護保険」の3会計についても黒字で結了することができました。

後期高齢者医療被保険者数は昨年よりも2人減の958人、国民健康保険加入世帯は725

世帯、被保険者数は1, 172人で、世帯数、被保険者数とも平成18年度以降減少が続いております。国民健康保険は、コロナ禍の自粛等による受診控えが影響し、療養給付費、高額医療費が減少したと考えられます。

また、介護保険第1号被保険者数は前年比5人増の1, 723人、要介護認定者数は前年比15人増の286人となりました。

保険税等の負担をできるだけ増やさないためにも、村民の皆さんには日ごろの健康づくりと健康管理検診の受診など、予防対策に努めていただくようお願いいたします。

法非適用特別会計であります「小水力発電」、「観光施設」、「下水道」、「農業集落排水事業」及び「高社簡易水道」の5会計についても黒字で終了となっています。

観光施設特別会計では、主に、スキー場圧雪車5台の購入費2, 563万円、リフトの修繕費2, 091万7千円、パノラマランド木島平の機器更新費用1, 430万円を支出しております。

観光関係の各施設については、老朽化が進んでいることから、今後も維持管理に毎年多額の修繕費が見込まれております。

下水道加入率は前年度比0.3ポイント増の84.8%、農業集落排水加入率は前年度比1.7ポイント増の66.7%となっております。新型コロナウイルスの感染拡大により、観光客や人の移動等が減少したことによりそれぞれ使用料は減少しましたが、今後も経営安定のためにも引続き加入促進と施設の維持管理に努めてまいります。

法適用特別会計の「水道事業」については、収益勘定では2, 343万円の黒字決算となりました。当年度未処分利益剰余金2, 504万7, 177円のうち、減債積立金1, 200万円、建設改良積立金に1, 100万円を積み立て、残余を繰越すこととして議案を提出しておりますのでご審議をお願いいたします。

続いて、普通会計における財政指標について申し上げます。

財政構造の弾力性を判断する「経常収支比率」は85.3%で0.9ポイント減少し、一般財源総額に占める公債費充当一般財源の割合を示す「公債費負担率」は昨年度同の13.1%となりました。

財政健全化法に基づく健全化判断比率の4項目のうち、「実質公債費比率」が14.4%で1.1ポイント増加しました。「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」は該当がなく、「将来負担比率」は25.6%となりましたが、すべての比率について早期健全化基準を下回っており、財政健全化法上は特に問題はありません。

令和2年度末における基金残高は前年度と比較して1, 828万7千円減の25億8, 459万4千円、地方債残高は、償還分との差し引きで5, 256万7千円増の36億6, 899万6千円となっております。過疎対策事業債で、社会福祉協議会施設建設補助の1億円や北信広域連合老人ホーム施設整備事業負担金6, 120万円を借り入れるとともに、緊急防災・減災事業債で旧庁舎解体撤去を含めた役場周辺整備事業8, 990万円を借り入れたことが主な増額の要因であります。

老朽化が進む公共施設や観光施設の維持管理については、今後も多額の費用が必要となります。公共施設等総合管理計画の見直し作業を進め、各施設の適切な維持管理を進めてまいります。

各種事業を実施するうえでは、財源として基金の取り崩しや村の借金にあたる起債の借入れを想定しております。基金残高や公債比率を考慮しながら、事業の必要性や事業費を精査し、適切に進めてまいりたいと考えております。

引き続き、大変厳しい村の財政状況ではありますが、健全財政を維持できるよう、計画的な財政運営を進めてまいりますので、議員をはじめ村民各位のご理解をお願いします。

次に、6月以降の村政の経過等について報告をいたします。

まず、新型コロナウイルスの感染状況等については、それぞれ報道されておりますとおり、全国で感染拡大となり、長野県は、8月20日に全県をレベル5引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出しました。

村民の皆様のご協力により、5月15日以降、村内で陽性者の方は確認されておりませんが、仕事や通学などで日常的に往来していることから、村内でいつ陽性の方が確認されてもおかしくない状況が続くと考えております。

また、長野県でも医療非常事態宣言も発令され、医療機関もひっ迫していることから、村民一人一人が、自分や自分の大切な方の命を守るため、一層の感染防止対策をお願いいたします。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により、事業者の皆様には引き続き大きな影響がでております。村では追加の事業者支援対策などの予算を計上しておりますのでご審議をお願いいたします。

次に過日の災害対応等について申し上げます。

8月12日午後からの連続降雨により、8月14日から15日にかけて、農地の「法面崩落」が2か所、水稻では、市之割沖を中心に約27.8ヘクタールが冠水する災害が発生しました。現在、被害額について調査を進めているところであります。

村では、13日から各所管において警戒体制を進めながら、連続雨量が村内観測所で140mmを超え、降雨が続く気象予報により、災害の危険性が高くなったと判断し、14日午後5時に災害警戒本部を設置いたしました。

その後も雨が続き、千曲川の水位が避難判断水準に達することが想定されたことから、同日午後10時に警戒本部を対策本部に切り替え、村内浸水想定区域の方を対象に「高齢者等避難情報」を発令し、役場2階会議室を避難所として開設しました。

翌日、天候が回復したことから、15日午後1時30分「高齢者等避難情報」を解除し、対策本部を警戒本部に切り替え、警戒体制を継続したところです。

なお、警戒本部については、20日12時をもって廃止をしております。

続いて各課の事業について申し上げます。

最初に、総務課関係について申し上げます。

村ぐるみ防災訓練につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により、昨年に引き続き、今年度も中止といたしました。避難所資材の整備を進めながら、今後職員による避難所設置訓練を実施する計画であります。

また、災害時における避難情報等が変更となったことを受け、区長会で説明するとともに、広報誌やふう太ネットで村民の皆様にも周知を進めました。

災害時に適切な避難情報の発信や避難所が速やかに設置できるよう今後も継続的な訓練が必要と考えております。

役場周辺整備事業については、令和3年度で計画しました、県道からの進入路を新設村道として整備する工事は、来年1月までの工期で今後工事を進めてまいります。今後も通行制限など大変ご迷惑をおかけしますがご協力をお願いします。

次に、民生課関係について申し上げます。

5月11日から始まった村の新型コロナワクチン接種ですが、7月末で接種を希望する65歳以上高齢者の2回接種が終了しました。7月9日からは、65歳以上の高齢者接種と並行して、基礎疾患保有申告者、60～64歳の方、高齢者施設等従事者の接種を開始いたしました。

16歳以上59歳以下の方にも接種券を年齢ごとに順次送付し、順調に接種が進んでおります。一時心配されました国からのワクチンの供給については、村には既に接種の対象者の8割の方の2回接種分のワクチンが供給されており、今後接種率が8割を超えた場合は、近隣市村で融通しあうこととなっております。

6月1日からは村の集団接種で使用しているファイザー社製のコロナウイルスワクチンの接

種対象者が16歳以上の者から「12歳以上の者」に拡大されました。これにより12歳の誕生日を迎えた小学6年生と中学生も対象となったことから、8月から9月にかけて一般の方の接種予約枠の中に小中学生の予約枠を別に設けました。

教育委員会において、接種希望調査を行った上で、接種を希望するとされた希望者あてに接種日を割振りし、8月21日土曜日に小中学生の専用予約枠での第1回目の接種を行っています。割振りによる小中学生の接種は9月25日に終了の予定であります。

ワクチン接種は強制ではありませんが、接種を検討されている方が早期に接種いただける様に、引続き案内に努めてまいります。また、接種を希望しているが、何らかの事情で接種ができていない方については、個別に対応してまいります。

8月23日現在、65歳以上の2回接種済み高齢者接種率は85.6%、12歳以上の全接種対象者の1回目接種済み接種率は70.9%、2回目接種済み接種率は58.9%となっています。10月末には接種を希望する接種対象者の村の集団接種が概ね完了する見込みとなっております。

本年度のセット健診は、7月27日から11月2日までの間で8日間を予定し、本日までに5日間が終了しました。既に結果が出ている方には、個々にその結果を保健師から受診者へ説明をしております。11月の最終日まであと3日ありますので、さらに声掛けをして受診率の向上を図ってまいります。

次に産業課・産業企画室関係についてですが、7月20日から新たな農業委員会体制となり、3年間の任命をさせていただきました。委員各位には、農地の利用調整等地域に根差した活動をお願いしたところでございます。

コロナ対策関連事業では8月15日現在の状況で、第3次持続化給付金として冬期間の売上が減少した事業者を対象に43事業者1,520万円を、新たな事業展開や設備等の更新等に対する第2次事業展開補助金は、41事業者1,014万円を給付しております。

また、商工会と連携して進めております「村民応援商品券」は、対象者4,536人に商品券を配布し、8月18日現在、204万5千円（15.0%）の利用となっております。12月31日までの利用期間となっておりますが、早めにご利用いただき村内消費にご協力いただくようお願い申し上げます。

主要観光施設の4月から7月までの入込状況は、各施設とも対前年比では増加していますが、新型コロナウイルスの感染拡大により、大変厳しい状況が続いております。

次に、農の拠点施設・道の駅ファームス木島平であります。現在、効率的かつ効果的な運営をするための運営改善計画策定業務を行っております。皆様のご意見を参考にさせていただきながら9月末を目途に報告を受ける予定で進めております。

ふるさと納税については、コロナ禍の影響もあってか、7月末現在で1,096万9千円、昨年比154%の寄付をいただいております。今後、新たな返礼品のお話もいただいております。さらに事業を推進してまいります。

次に建設課関係について申し上げます。

住宅リフォーム補助事業は、これまで24件の申請があり、補助額は219万6千円で87%の執行率となっております。

公共交通の利用状況は、4月から7月末までのシャトル便の利用者数は、900人で前年度に比べ15.0%の増、デマンド交通の利用者数は2,047人で前年度に比べ5.0%の減となっております。

道路改良・道路維持関係では、村道1号線、山口地区の村道245号線、稲荷地区の村道692号線、内山地区の村道767号線の4箇所のオーバーレイ工事と、林道清水平線の法面改良工事が今月完了しております。

工事中、地域の皆さまにはご不便をおかけしましたが、ご協力に感謝申し上げます。

水道事業関係では、平沢配水池で昨年度から進めておりました井戸水源のポンプ施設工事が完了し、日量最大で720トンの新たな水道原水の確保が完了しています。

次に教育委員会 子育て支援課関係について申し上げます。

中学校3年生代表者の広島平和学習は、新型コロナウイルス感染拡大により広島平和記念式典への参列を中止して代替行事に切り替え、7月5日に満蒙開拓平和記念館の寺沢館長をお迎えし、中学校3年生全員が学習を深めております。

7月14日には小学校5年生が、八丈島の小学校と青ヶ島の小学校とのZoom（ズーム）を使った初めてのオンラインによる交流を行いました。2学期もオンラインでの交流が予定されております。なお、八丈島の代替行事は、現在、時期や行程について検討中であります。

中学3年生の修学旅行は、新型コロナウイルスの感染が拡大していることから、実施時期を9月から10月に延期し、奈良・京都方面から長野県内へ行程変更を行ないました。

保育園・小中学校での新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、現場で働く保育士、教職員等へのワクチン接種を優先的に行ないました。本村に住民登録がなくても希望する保育士、教職員等も含め70人に6月25日から順次接種を行い、7月30日に全員完了いたしました。

7月26日、木島平村で大事にしている「ふるさと教育」の一環として小中学校の新任教職員を対象にした「村の文化財・地域研修」を行いました。

千葉県八街市（やちまたし）の交通事故被害を踏まえて、8月3日、通学路における緊急合同点検を実施し、関係機関出席のもと危険個所の確認を行ないました。9月16日には2回目の緊急合同点検会議を開催し、対策案をとりまとめ緊急な案件は関係機関と連携を図りながら、速やかに安全対策を講じるよう努めて参ります。

今年度のコミュニティ・スクール研修会は、8月21日に規模を縮小して開催しました。「ふるさと木島平を担う子どもたちを、地域ぐるみで育てよう」をテーマに、小・中学校や下高井農林高校、地域見守り隊の実践報告とパネルディスカッションをオンラインで行いました。この模様は、後日ふう太ネットで放映する予定ですので村民の皆様にもご覧いただきたいと思えます。

8月3日、今年度初めての「岳北地域高校魅力づくり研究協議会」を飯山市役所で行いました。飯山高校部会、下高井農林高校部会のこれまで取り組みや両学校長から現状についての報告の他、県教委から要望結果についての説明がありました。協議会は今年度も引き続き継続し、支援策の具体化に向けて取り組んで参ります。

次に、生涯学習課関係について申し上げます。

コロナ禍の中で各種事業においては、新型コロナウイルス感染症蔓延防止対策を施した中で、本年あらたに民生課とタイアップした事業である「ステキなカラダをつくりま専科」をはじめ、こどもスポーツアカデミー等当初予定されていた事業を実施しております。

7月24日の「ふるさと探検隊・樽川水系水源地視察」は、樽川水系管理組合の現地視察に帯同させていただき実施したほか、7月25日には、育成会地域体験活動として樽川ポケットパークにおいて「水遊び」を実施し、総勢100名の皆さんが参加されました。

また、大人のスキルアップ講座は、シニアのパソコン教室を開催し、常時20名の村民の皆様に参加していただいているほか、「せっこ塾」等においても配備されました「タブレット端末」を有効に活用し、事業を行っております。

第37回夏まつりは、8月12日の開催を計画しましたが、お盆を控え、人流が増加する状況に鑑み、6月11日の実行委員会において「中止」することが決定されました。

昨年から延期しておりました令和2年度成人式と、本年度の成人式は各年度の実行委員にそれぞれお集まりいただき、検討を重ねた結果、式典、集いとも行わず、行政、恩師、実行委委員長等関係者のお祝いメッセージを動画共有サイトに掲載したほか記念品をそれぞれ送付いたしました。

文化財関係では、原大沢の「監的壕（かんてきごう）」が8月20日付信濃毎日新聞にその概要について掲載されたところであり、戦争が繰り返されていた昭和初期の動乱を示す貴重な遺構として、今後も語り継ぎ保存していくべきものであり、その取扱いを検討してまいります。

人権推進関係では、人権政策確立要求中高地区総決起大会など多くの予定されていた事業が縮小・中止されております。部落解放同盟木島平支部と木島平小学校職員との懇談会等村内独自事業については予定どおり進めております。

今後も with コロナにおける様々な状況変化に対応するために、ふう太ネット、WEB、タブレット端末等を有効に活用した生涯学習事業の取り組みを進めて参ります。

以上、令和2年度会計決算の状況及び6月議会定例会以降における村政の主要な施策の経過について申し上げます。

議員各位をはじめ村民の皆様には、村政に対し深いご理解と一層のお力添えをお願い申し上げます。行政報告といたします。

議長（萩原由一）

これで行政報告を終わります。

日程第4 議案第46号「木島平村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について」から、日程第16 議案第58号「令和3年度木島平村高社簡易水道特別会計補正予算（第1号）について」の件まで、条例案件4件、予算案件9件、合わせて13件を一括議題といたします。

なお、以降議案等の「木島平村」及び「令和3年度」の部分については、省略させていただきますので、ご了承願います。

朗読を省略し、本案について、提案理由の説明を求めます。

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

村長（日碁正博）

それでは、本議会に上程いたしました「議案第46号」から「議案第58号」まで一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第46号「木島平村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について」であります。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる「新過疎法」の施行により、固定資産税の特例に関する条例を制定するものであります。

対象業種に情報サービス業等が追加されるとともに、資本金の規模によりますが、特例措置を受けることが可能となる固定資産の取得価格が500万円まで引き下げる改正となっております。

次に、議案第47号であります。「木島平村福祉医療費給付条例の一部改正について」であります。県の「福祉医療費給付事業補助金の取扱いについて」の一部改正により、柔道整復施術療養費についても現物給付方式が可能となったことによる改正であります。

次に、議案第48号「木島平村手数料徴収条例の一部改正について」であります。「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」並びに、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正により、個人番号カードの再交付が委託業務となることから、村の手数料徴収条例から削除するものであります。

この改正により手数料自体の金額の変更はありません。

次に、議案第49号「木島平村ふるさとづくり寄付金条例の一部改正について」であります。

木島平村資金積立基金条例の改正に伴い改正するもので、寄付金条例の事業の区分を資金積立基金の用途項目にあわせる改正内容であります。

次に、議案第50号「令和3年度木島平村一般会計補正予算（第3号）について」であります。歳入歳出それぞれ8,797万6千円を追加し、総額を36億521万4千円とした補正予算であります。歳出の主な内容は、新型コロナウイルスにより本年度も厳しい状況が続いている飲食業の方の支援として、プレミアム付き商品券発行事業831万6千円を計画するとともに、宿泊業を支援する、宿泊割引キャンペーン事業815万4千円を計画しました。感染状況を確認しながら適切な時期に実施してまいりたいと考えています。

また、ふるさとづくり寄付金については、昨年を上回る実績で推移していることから、ふるさとづくり基金への積み立て2,000万円と、寄付に伴う返礼品等の関連予算2,378万6千円を増額しております。

民生課関係では、令和2年度の事業実績及び精算により、国庫補助金や交付金等の返還に対応するため、特別会計への繰り出し金含めて増額しております。

歳入では、地方創生臨時交付金1,470万1千円を計画するとともに、県支出金については、県の元気づくり支援金事業補助金や障害児施設給付費負担金など452万8千円を見込んでおります。

また、前年度決算が確定したことによる繰越金3,486万4千円を計上するとともに、村債では、金額確定により臨時財政対策債の増額と、中止となった過疎対策債対象の事業費を減額いたしました。財政調整基金からの繰入額の減額で調整をしております。

議案第51号であります、「令和3年度木島平村情報通信特別会計補正予算（第2号）について」であります。歳入歳出それぞれ9万3千円を追加し、総額を5,741万3千円とした補正予算であります。令和2年度決算が確定したことによる繰越金と事業収入を増額するとともに、一般会計からの繰入金を減額し、必要な事業費を計上した補正予算であります。

次に、議案第52号「令和3年度学校給食特別会計補正予算（第2号）について」であります。歳入歳出それぞれ74万6千円を追加し、総額を2,147万5千円とした補正予算であります。決算が確定したことによる繰越金を増額し、同額を予備費に計上しております。

次に、議案第53号「令和3年度木島平村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」であります。歳入歳出それぞれ17万9千円を追加し、総額を5,967万2千円とした補正予算であります。決算が確定したことによる繰越金と普通徴収保険料滞納繰越金を計上したものであります。

次に、議案第54号「令和3年度木島平村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」であります。歳入歳出それぞれ206万5千円を追加し、総額を5億3,941万1千円とした補正予算です。

主な内容は、職員の異動に伴う人件費の減額と令和2年度事業確定による保険給付費等交付金の返還金を追加しております。なお、繰越金については、予備費へ同額計上いたしました。

次に、議案第55号「令和3年度木島平村介護保険特別会計補正予算（第1号）について」であります。歳入歳出それぞれ1,394万7千円を追加し、総額を6億3,940万8千円とした補正予算です。

歳入では、決算による繰越金と過年度分の実績精算に伴う介護給付費負担金を増額し、歳出では、実績により地域支援事業交付金の返還に必要な金額を追加し、残額を介護給付費準備基金へ積み立てるものであります。

次に、議案第56号「令和3年度木島平村観光施設特別会計補正予算（第1号）について」であります。歳入歳出それぞれ210万1千円を追加し、総額を4,252万6千円とした補正予算であります。歳出で、スノーマシン貯水槽の補修工事費を計画し、歳入で一般会計からの繰入金を計画しております。

次に、議案第57号「令和3年度木島平村下水道特別会計補正予算（第1号）について」ですが、歳入歳出それぞれ9千円を追加し、総額を4億1,833万2千円とした補正予算です。決算による繰越金が確定したことにより一般会計からの繰入金を減額するとともに、必要な公債費を計画したものであります。

次に、議案第58号「令和3年度木島平村高社簡易水道特別会計補正予算（第1号）について」ですが、決算確定による繰越金の増額と一般会計からの繰入金を同額で減額する補正予算であります。

説明については以上であります。総務課長に補足説明をさせます。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

それでは村長に補足してご説明いたします。

議案第46号「木島平村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について」でございますが、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の制定により、条例を制定するもので、旧過疎法の条例では、資本金規模に関係なく、固定資産等の取得価格の合計が、2,000万円以上が対象であったものが、資本金5,000万円未満までは、取得価格が500万円以上に引き下げられたことが大きな内容でございます。

また、今回の条例制定に伴いまして、対象業種に「インターネット付随サービス業」や「通信販売や市場調査等を含む情報サービス業」が新たに追加されました。

議案第47号「木島平村福祉医療費給付条例の一部改正について」でございます。これまで、自動給付方式であった、柔道整復施術療養費が、医療費などと同じく現物給付方式とするため、必要な字句を追加する内容でございます。

議案第48号および議案第49号については、村長説明のとおりでございます。

11ページからの議案第50号「令和3年度木島平村一般会計補正予算（第3号）について」ご説明いたします。

歳出からご説明します。

24ページでございます。総務費財政管理費では、ふるさとづくり寄付金2,000万円を含み積立金を2,910万円増額してございます。

25ページの情報化推進費では、特別会計での繰越金確定により、同特別会計への繰り出し金を減額してございます。

26ページからの民生費でございますが、令和2年度の各事業確定に伴い、それぞれで返還金を計上するとともに、繰越金の確定に伴い繰り出し金も調整してございます。

老人福祉費では、「老人ホームてるさと」への入所者が増となったことから施設措置委託料173万5千円を増額してございます。

28ページからの農林水産業費、農業振興費でございます。事業要望等の実績などから、各事業を増額するとともに、ふるさとづくり寄付金の実績増により、返礼品等を対応するため、ふるさと納税推進費2,378万6千円を追加しました。

29ページの農産物ブランド推進事業費では、県の元気づくり支援事業の採択を受けて財源の組み替えを行なっております。

同じく29ページからの商工費でございますが、創業支援事業補助金200万円、新型コロナウイルス対策の追加事業として、村内の飲食事業者を支援するプレミアム付き商品券の発行

のための事業費 831万6千円。30ページでは、宿泊事業者を支援する宿泊割引キャンペーン事業費 815万4千円を計画してございます。

また、GOTO木島平キャンペーン事業委託料 240万円、地方創生・しごと創出事業費補助金 50万円については、県の元気づくり支援金事業の採択により減額してございます。

31ページからの土木費土木総務費では、特別会計の繰越金確定による繰出し金の調整をするとともに、32ページの住宅費では、耐震診断、耐震改修実施者の実績増に伴い委託料 52万円を追加してございます。

33ページからの教育費、教育委員会費では、小学5年生の八丈島「海の体験学習」が中止となったことを受けて、関連業費を減額するとともに、代替え宿泊体験事業実施のための事業費委託料を計画してございます。

34ページの小学校管理費では、プールの配管修繕費 39万6千円を計画するとともに、日本スポーツ振興センター共済給付金確定に伴い 65万9千円を増額しています。

20ページからの歳入についてご説明いたします。

分担金及び負担金では、老人ホーム入所者分担金を見込むとともに、国庫支出金では、障害児施設給付費負担金 261万3千円を計画しました。

また、新型コロナウイルス対策事業の財源として、地方創生臨時交付金 1,470万1千円のほか、社会資本整備総合交付金、感染予防事業費等補助金を見込んでございます。

21ページの県支出金でございますが、障害児施設給付負担金や元気づくり支援金を見込んでございます。

寄付金では、歳出、積立金同額の 2,000万円を計画してございます。

22ページとなりますが、財政調整基金からの繰入金を 1,633万6千円減額するとともに、ふるさとづくり基金からの繰入金を 760万円増額しました。

令和2年度決算に伴う繰越金は、3,486万4千円とし、23ページの過疎対策債については対象事業が中止となったことを受けて減額してございます。

議案第51号「令和3年度木島平村情報通信特別会計補正予算（第2号）について」から議案第58号「令和3年度木島平村高社簡易水道特別会計補正予算（第1号）について」までは、村長説明のとおりです。

補足説明については、以上でございます。

議長（萩原由一）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長（萩原由一）

「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第46号から議案第58号までの条例案件4件、予算案件9件、合わせて13件については、会議規則第39条の規定により、お手元に配布してあります「議案付託表」のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

委員会の審議については、委員会の日程でお願いします

次に、日程第17、認定第1号「令和2年度木島平村一般会計決算について」の件から、日程第29号、認定第13号「令和2年度木島平村水道事業会計決算について」の件まで、以上、認定案件13件を一括議題とします。

なお、以降議案等の「木島平村」及び「令和2年度」の部分については、省略させていただきますのでご了承願います。

朗読を省略し、本案について、提案理由の説明を求めます。

「日墓村長」

(村長「日墓正博」登壇)

村長（日墓正博）

それでは、認定案件についてであります。認定第1号「令和2年度木島平村一般会計決算について」から認定第13号「令和2年度木島平村水道事業会計決算について」までの13会計の決算概要につきましては、先ほど行政報告で概略を申し上げました。

予算決算常任委員会で十分ご審議いただきますようお願いをいたしまして、説明とさせていただきます。

議長（萩原由一）

一般会計決算ほか、12会計の決算につきましては、地方自治法第233条及び地方公営企業法第30条の規定により、所定の審査を終了しています。

ここで、渡辺代表監査委員から、決算審査に関する意見を述べたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

渡辺代表監査委員。

(代表監査委員「渡辺吉基」登壇)

代表監査委員（渡辺吉基）

それでは、審査報告を申し上げます。

去る7月20日から7月29日まで、5日間の日程で議会選出の勝山卓監査委員と私の2人で、令和2年度の一般会計及び各特別会計の決算等について審査を実施いたしました。

関係する資料の提出をいただき、それぞれの担当者から、熱心に説明を受けましたことを申し上げ、また、関係する諸帳簿及び証拠書類の数値について、誤りがないものと認めました。

なお、お手元に「審査意見書」を申し上げてありますが、主だったものについて、何点か申し上げます。

まず、総括について申し上げます。

1 過年度分固定資産税不納欠損額135,300円のうち18,500円については、時効中断の手続きがされなかったことによるものである。過去においても同様の取り扱いがあり、意見申し上げているが、その要因を調査するとともに他にないか精査し、再発防止のための対策を構築されたい。

2 令和3年3月に公務災害事故が発生した。村ではかねてより公務災害防止を図るために対策を行なっているところであるが、職員の安全確保のため、公用車、重機等使用上の安全面の再検証や職員に対し安全指導教育の徹底等図るなど、実効性のあるものとされ、公務災害が起きないように努められたい。

3 村の施設のグリーンセンターは、農業振興公社に管理委託料として150万円支出されている。施設の所有は当村で、施設の利用は概ね公社が行っていること、および管理委託料の算出根拠が明確さを欠くので本件の支出について見直されたい。

4 村では、第三セクター「木島平観光株式会社」に対し、経営悪化の都度「検討委員会」等を設置し、それを基に「改革プラン」や「管理計画」を作成している。しかし、それに基づいた改善計画等の進捗状況の把握が不明確であり、改善についてチェックが十分なされていないものと推測される。当社に対する財政支出は年々増加しており、リフト等の維持管理も含め将来的に更なる負担も懸念されるので、従来の経営改善計画や改革プランの履行状況を検証し、実行されていない事項については早急に検討し改善されるよう要請する。

5 村では、行政執行上必要に応じて都度「各種委員会」等を発足され有効に運用されてい

るが、前記委員会のように影響が大きく、最終的なフォローアップが必要と思われるものもあり、各委員会の重要度によりその対応が異なるものと思われるので、各委員会に応じた対応が図れるような体制の構築について検討されたい。

6 観光地域づくり推進事業は、観光振興局に対し事務局経費として、旅行業アドバイザー業務委託料83万2千円を支出している。しかし旅行業の売上金は、すべて当振興局に入金されていることを鑑みると、当該費用については当振興局が負担することが妥当なものと思われるので検討されたい。

次に財政の構造について申し上げます。

実質公債費比率が14.4%で前年度対比1.1ポイント増となった。新庁舎の建設や公共施設の維持管理に伴い、実質公債費比率は更に上昇し数年後にはピークを迎えるものと予想されている。このように財政状態は、依然として厳しい状況が見込まれることから、今後とも公共施設の維持管理にあたっては管理計画に基づき総合的な判断のもと、実質公債費比率が18%を超えることがないように計画的に対応されたい。

また、地方公共団体財政健全化法による4指標についても、数値に注視し、健全な財政状態の維持を図られたい。

以上申し上げましたが、詳細についてはお手元の審査意見書を確認いただければと思います。以上で審査報告を終わります。

議長（萩原由一）

以上で、決算審査報告を終わります。

渡邊代表監査委員、ご苦勞様でした。

（代表監査委員退席）

議長（萩原由一）

ただいま議題となっています、認定第1号「一般会計決算について」の件から、認定第13号「水道事業会計決算について」の件まで、以上、認定案件13件についても、お手元に配布しました「議案付託表」のとおり、所管の委員会に付託いたします。

次に、日程第30、議案第59号「水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の件から日程第31、議案第60号「木島平村過疎地域持続的発展計画の策定について」の件まで、事件案件2件を一括議題といたします。

朗読を省略し、本案について、提案理由の説明を求めます。

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

村長（日碁正博）

それでは、提案説明させていただきます。

最初に、議案第59号であります、「令和2年度木島平村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」であります。確定しました、水道事業会計の未処分利益剰余金2504万7,177円のうち、減債積立金に1,200万円、建設改良積立金に1,100万円を積立し、残額を繰越すものであります。

次に、議案第60号「木島平村過疎地域持続的発展計画の策定について」であります。これまでの過疎法が廃止をされまして、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたことにより、令和3年度から過疎対策事業を進めるために計画を策定するものであります。

説明は以上でございます。

議長（萩原由一）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長（萩原由一）

「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

この件についても、お手元に配布しました「議案付託表」のとおり、所管の委員会に付託します。

また、請願・陳情についての委員会付託は、お手元に配布しました「文書表」のとおりです。

それぞれ、委員会に付託された事項については、9月15日、午後5時までに委員会ごとに報告を取りまとめてください。

直ちに印刷を行い、9月17日の本会議で議題にしたいと思いますので、よろしく願いします。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

（散会 午前11時05分）

令和3年9月第3回 木島平村議会定例会
《第2日目 令和3年9月8日 午前10時00分 開議》

議長（萩原由一）

おはようございます。

（全出席者「おはようございます。」）

議長（萩原由一）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問の順序については、議会運営委員会において抽選のとおりです。

3番 山本隆樹 議員。

（3番 山本隆樹 議員 登壇）

1. 耕作放棄地対策について

3番 山本隆樹 議員

おはようございます。通告に基づき3点質問いたします。

木島平村過疎地域持続的発展計画、令和3年度から7年度までの5年間の計画が出され、パブリックコメントが寄せられました。コメントを加味して質問いたします。

第1点目、耕作放棄地についてです。産業振興の中で遊休荒廃地、耕作放棄地の解消として取り上げられています。

今までも、議員から質問等あり回答されてきました。木島平村振興公社、農業委員会が中心となり対応されてきていますが、少子高齢化、農業従事者の減少により、特に畑の耕作放棄地が増加しています。

パブリックコメントの中に、「遊休荒廃地や耕作放棄地を活用して、山菜狩り、果樹の収穫、きのこ狩り等の体験できる圃場を整備し、都市に住む人々を呼び込む。小・中・高校生などに関わってもらうようにすれば、地域の自然を学び、郷土を愛する心も養うことができ、次世代を担う人材の育成にも役立つものではないかと思えます。」という内容でした。

コメントをいただいたように、遊休荒廃地や耕作放棄地を活用し、岳北及び都市に住む人々の賛同する人たちで、よみがえらせる、一つのモデルケースとして今後取り組みはできないか質問いたします。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

はい、それでは山本議員のご質問にお答え致します。

課題となっております遊休荒廃農地対策は大きな課題であります。様々な対策を考える必要があると、その中で一つの提案ということですが、産業課長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

湯本産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

それでは私の方から、ご質問のありました「耕作放棄地対策について」申し上げます。

いただいたご意見・発想としては、荒廃地対策としての一つの取組みだと思っております。

しかし実際には、日々管理をしていただく人、つまり誰が主体として事業を展開をしていくのか、採算は取れるのかなど課題もあります。事業として行うとなれば、採算が取れないと中々継続は難しくなって参ります。農業面で考えるのか、また観光や教育面で考えるのかで対応がまた少し変わってくると思います。ただし、大規模な面積での取り組みは難しいと考えております。村でも、地域や団体等に呼びかけることも重要かと思っておりますので、各地の事例等参考に研究をしてみたいと思います。

議長（萩原由一）

山本隆樹 議員。

再質問

3番 山本隆樹 議員

はい、では再質問させていただきます。

現実に取り組んでみても耕作放棄地のほんの僅かかも知れませんが、農業の多面的機能への取り組み、賛同する作る人と食べる人が支え合う一步に繋がると思います。モデルケースになると思います。

そこでこれからの村を支えていく上で、振興公社の役割は大きく、期待しています。

いま話があったように、人手が足りないとか、管理する人が収益を上げられないと農地の維持管理は出来ないよという答弁です。遊休荒廃地、耕作放棄地に対して、具体的なビジョンがやはり徹底されていないようにも感じます。人が足りなければ現農業者とのタイアップ等、農業を村民で支え合える仕組みを作り上げていくことが、村の未来の姿だと思います。農業の衰退は、言われているように自然環境や水資源、生態系、景観など暮らしに影響を与えてきています。木島平村過疎地域持続的発展計画の中でも、農業を守ることが暮らしを守ること、木島平の存続に繋がります。本当に今言ったように形だけの目標にならないように、本当にこのリーダーシップを発揮して、行政と振興公社、農業委員会との綿密な体制で農民を村民を巻き込んだ具体的なビジョンを立ち上げていただきたい。質問です。

議長（萩原由一）

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

村長（日碁正博）

はい、村内でも例えば荒廃した農地にタケノコを植えて採取をしているというような事例があります。それらについては、またこれから研究していく必要があるかというように思いますが、村では以前、村内の一部の地区でワラビを栽培して何年か管理しましたが、最終的に管理が出来なくなって、継続出来なかったということもあります。

そしてまた、私が農業委員会を担当した頃でありましたが、農業者の皆さんが頑張って荒廃農地に山菜、あの時もワラビが中心でありましたが植えてモデル的な荒廃対策にということで活動した時期もありましたが、やはりこれも中々やっぱり誰が管理を継続するのかという、そういうようなことで途中で頓挫してしまったと、そういうこともあります。やはり荒廃農地の解消対策とすれば、継続的な対策が必要、取り組みが必要だろうと、それをどういうように組

み上げていくのか、中々難しい中ではありますが、その辺も含めてまた検討して参りたいというように思います。

議長（萩原由一）

山本隆樹 議員。

2. 下高井農林高校の存続について

3番 山本隆樹 議員

では、2番目の質問に入らせていただきます。下高井農林高校の存続についてです。

飯山高校と下高井農林高校の教育内容充実に向けて、地域としてできることを検討する岳北地域高校の魅力づくり研究協議会が再開されました。今年3月に、下高井農林高校は校舎の整備を進める、生徒が経営感覚を持って活動できるように販売実習売上金の生徒への還元の見直し、AIを活用した農業機械などの先進的機械の導入に財政的な措置、在籍生徒数による再編基準の見直しが県へ要望されています。村としてもコーディネーターが配置され、下高井農林高校との取り組みが評価されています。

前回の質問の中で、共感を与え、産業、環境に結び付くクラウドファンディングの準備を開始した、との答弁がありました。その後の展開、取り組みについてお聞きしたい。

併せて、木島平村過疎地域持続発展計画の中でのパブリックコメントの意見の中にも、村内の人材育成が、地方創生の活力となる。地方で生まれ育った若者が地方の良さを理解し、そのまま地方の企業に就職できるようにしていくための教育の実施が求められている。地方創生へつながる、地域でのキャリア教育の導入の検討をお願いしたい。というコメントが寄せられました。コメントが寄せられたように、下高井農林高校への支援は、木島平の創生につながります。さらなるキャリア教育の充実の検討を協議会で探っていただきたい。以上です。

議長（萩原由一）

小林教育長。

（教育長「小林 弘」登壇）

教育長（小林 弘）

山本議員の質問にお答えをいたします。

このチャレンジ事業としての「クラウドファンディング」は、本年度は「あくまでもまだ準備段階」であることを前提に、5月以降の展開及び取組みについてお答えをいたします。

5月中旬、事務局と農林高校と懇談し、「挑戦素案」を基に今後の進め方について確認をしました。

7月、あるクラウドファンディングサイトへ、「プロジェクトの概要」「プロジェクトの実施に必要な金額」「プランを希望する理由」等々の照会をメールでしました。その後、「直接、お話をしたい」とその旨を伝えましたが、現在まだ返答無しの状況であります。

今後、「学校側」及び「魅力づくり研究協議会農林高校部会」でもこの件につきましては、協議の継続を考えております。

次に、「キャリア教育」についてであります。「キャリア教育」は農林高校だけではなく、小学校・中学校でも以前より教育課程に組み込まれて実施している大事な教育であります。

例えば、小学校では「学習意欲の向上」や「社会形成能力の育成」を目的として取り込まれていますし、中学校では各教科と横断的に捉え、「学習と実社会」を結び付けて考えることを重視しております。「職場体験学習」「人生の先輩匠に聞く」などは一つの取組みの例であります。

高校では、自主的な調査研究、ワークショップを実施したり、教科の枠を超えた活動が重

視され、インターンシップを活用したり、生徒の自主性や大人社会と関わる能力の育成なども行われております。まさに、現在、農林高校の生徒が取り組んでいるのが「キャリア教育」の重視です。農林高校の資料「北信州の未来を創造する教育課程」にも「キャリア教育」がしっかりと謳われております。

最後に「木島平村過疎地域持続的発展計画」の「教育の振興・対策」には、「ふるさとに誇りと愛着を育むキャリア教育の推進」と「キャリア教育」の文言の挿入をいたしました。以上です。

議長（萩原由一）

山本隆樹 議員。

再質問

3番 山本隆樹 議員

はい、再質問させていただきます。

先程前段で、耕作放棄地対策の中で取り上げた遊休荒廃地や耕作放棄地を活用し、岳北及び都市に住む人々の賛同する人たちでよみがえらせる、という取り組みが出来ないか質問いたしました。それを下高井農林高校が主体となって、クラウドファンディングの一案に取り入れることが出来ないか。具体的にいうと、農業が果たす役割、多面的機能、SDGs（エスディージーズ）から耕作放棄地を活用して、下高井農林高校生と共によみがえらせる耕作放棄地の未来、と題してクラウドファンディングで取り組めないかという案です。1つのモデルケースとなるとはと思いますが、いかがでしょうか。

議長（萩原由一）

小林教育長。

（教育長「小林 弘」登壇）

教育長（小林 弘）

山本議員の再質問にお答えをいたします。

「クラウドファンディングに今の耕作放棄地等々の有効利用について、下高井農林高校の生徒を巻き込んだ形での取り組みが出来ないかということでもあります。

現在クラウドファンディングの色々な事務局、そしてまた農林高校と研究をしておりますが、そのクラウドファンディングをする目的・狙い、これがしっかりしないとサイトでも取り上げていただけないというようなことが実情であります。何か財政的な面、そしてまたお金を皆さんから募ってそしてやっていく、ということだけではできないので、現在サイト等のメールの中、そしてまた研究してく中でも、非常にハードルが高いかなというようには思っておりますが、また研究をしていきたいというように思っております。

議長（萩原由一）

山本隆樹 議員。

再々質問

3番 山本隆樹 議員

再々質問させていただきます。

今、本当に難しいような話されましたけど、私たちの暮らしを支える農業と職はどうあるべきか、今の農業が果たす役割、多面的機能、SDGsからの耕作放棄地を、本当にこういう形

で農林高校生が手を挙げて、こうしたい、皆さんの協力をお願いしたい、本当に大きな勉強になるし、大きな村民ほか都市へのメッセージになると思うのですね。そういうところが本当に村民と農林高校生との教育の場であったり、一つの木島平の姿を見せる大きな姿になると思います。実行に移せるような形で取り組んでいただきたいと思いますのですが、提案の方を協議会の方へお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（萩原由一）

小林教育長。

（教育長「小林 弘」登壇）

教育長（小林 弘）

クラウドファンディングの取り組みについての、一つの提案として受け止めていきたいと思っています。

先程も申し上げましたが、ハードルが高い訳ではありますが、クリアしなくちゃいけないところがいくつかある訳であります。

今回先程もお話をいたしました、プロジェクトの概要としまして、飯山市、野沢温泉村、栄村を代表して木島平村教育委員会がこの事務局になっておりますと、そして北信州の豪雪地域にある下高井農林高校が、生徒減により存続の危機が予想されますと、そのためにそこに学ぶ高校生に最新の技術と魅力ある学習環境の整備のため、農業・林業を学ぶための技術向上を目指す、というようなことでプロジェクトの概要をサイトの方にはメールした訳ではありますが、繰り返しになりますが、今のことも可能なのかどうか、そのところはまた研究、そしてまた提案をしていきたいというように思っております。

ただちょっと実現が出来るかどうかわかりませんが、提案をしていくということでご理解をいただきたいと思います。

議長（萩原由一）

山本隆樹 議員。

3. 集落の整備・集落対策について

3番 山本隆樹 議員

では、3番目の質問に入らせていただきます。

集落の整備・集落対策について、集落対策の項目に、地区集会所の建て替え補助、改修、耐震化及び長寿命化が取り上げられています。少子高齢化や人口減少によって、維持が困難になってきている区もあります。老朽化が進む中で、長寿命化に向け耐震化された区、改修が進んでいる区等、村としてどの様に把握されていますか。

また、気温の上昇により、各集会所にもエアコンの設置の要望も出されています。冷房設備にも、村の一部の補助の対象にならないか、併せてお聞きしたい。

議長（萩原由一）

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

村長（日碁正博）

はい、それでは「集落の整備」ということで、山本議員のご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、少子高齢化や人口減少によりまして、老朽化した集会所の改修や建て

替えについては、それぞれの地区で大きな負担になっているというようには認識しております。

村では、それぞれの地区の要望を受けて、耐震改修や建て替えの支援を進めているところがあります。今後も計画的に支援を継続して参ります。状況等については、総務課長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

それでは地区集会場の整備状況等について、村長の答弁に補足してご説明いたします。

地区集会所については、村が事業主体となり進める耐震改修と各地区が事業主体となり進める建て替えがございます。それぞれ「木島平村地区集会所耐震改修事業分担金徴収条例」及び「木島平村地区集会所建設費補助金交付要綱」に基づき整備が進められています。

これまでの事業実績としては、耐震改修が3地区、建て替えが3地区で実施をされています。そのほか2地区で建て替えを計画しており、既に実施計画に計上済みとなっております。

また、村としては、集会所の耐震化を最優先に進める考えでございますので、エアコン設置のみに対する補助は現時点では考えておりません。

議長（萩原由一）

山本隆樹 議員。

再質問

3番 山本隆樹 議員

では再質問させていただきます。

少子高齢化、人口減少により今後区の統合や共同の集会所なども考えられます。中々耐震改修や建て替えは財政的にも苦しく、踏み切れないのは現状ではないでしょうか。傷んだ箇所を補修して利用しているのが現状です。まあちょうど集会場というのは歴史的に35年前後、どこの区も生活改善センターという形で立ち上がって、そのぐらいの歴史を刻んでいると思います。そういう環境の中で、中々改修、思い切った耐震とか改修工事、建て替えというのは中々出来ないのですが、その中でも集会所としての機能が求められており、冷房設備が求められてきているのが現状です。そのやはりいま2区、だいたいあれですか、26区のうち6区がもう改修・建て替えが済んで、あと2区が予定されているということで、本当に予算的にこれから建て替えとか、改修・耐震の関係で進まなければ、その予算等を耐震改修や建て替えが進まなければ、その予算を一部そういう冷房設備に代えられるような仕組みというのは考えられるのか、お聞きしたいと思います。

議長（萩原由一）

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

村長（日碁正博）

はい、村の財政状況等もあります。その中で建て替えについては、過疎債を付与しまして、地元負担3割ということで進めております。

そしてまた耐震化につきましては、避難所という指定を受けているということで、国の補助

を受けて耐震ということで補助を受けながら、耐震化ということで補助を受けながら改修を進めているということでもあります。もしエアコン等々などと、やはりそれは財源的にはやはり一般財源ということになります。

また過疎債については、言ってみれば村の借金であります。むやみに増やすこともできないものでありますし、また過疎債については、個別のものについては、利用ができる状況ではないということは、ご理解いただきたいというように思います。

議長（萩原由一）

以上で、山本隆樹 議員の質問は終わります。

（終了 午後 10時 26分）

村長答弁の修正

議長（萩原由一）

休憩前に引続き会議を開きます。

先程の山本議員の答弁の中で、答弁漏れがありましたので村長の方から補足いたします。

（村長「日躰正博」登壇）

村長（日躰正博）

答弁漏れというよりも、むしろ修正させていただきたいというように思います。

先程、地区集会場の建て替えの際に、村の補助が7割というように申し上げましたが、これについては村が定める建築単価に対する補助が7割ということでもあります。ですから実際の建築単価がそれを上回った場合には、地元負担が3割を超えることもあるということになりますので、修正させていただきます。よろしくお願いします。

議長（萩原由一）

7番 土屋喜久夫 議員。

（7番 土屋喜久夫 議員 登壇）

1. 木島平農業の振興策は？

7番 土屋喜久夫 議員

それでは、発言を許されましたので、次年度予算編成の原案時期でもあります、喫緊でもあります、次の3点について通告に基づき質問をいたします。

まず1点目であります。以前の一般質問で中々明確にならなかった木島平農業の振興策について改めてお尋ねをいたします。

先の農業委員の任命・同意に際し、認定農業者、組織が極めて少ない実態を知ったわけでもあります。村全体の計画的農業を進め、木島平農業の生産や振興に、認定農業者制度は不可欠と考えるが、どう指導され、認定農業者制度をどう強化されるのか村長にお尋ねをいたします。

次にご出席をいただいております梅寄農業委員会会長にお答えをいただきたいと思っておりますが、農地法、農業委員会法が改正され、任命農業委員としては2回目になりますが、以後農業委員会を指導されるわけではありますが、農地法それから農業委員会法、それぞれどちらかという農業者向けではない改正がされているような懸念をもっておりますが、課題はあるとお考えかどうか否か、会長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

併せて、農業委員会会長も同様であります。農業委員会会長に行き会うには村内のどっかの圃

場にいつもおいでになるというような状況でありまして、若手農業者が広範な水田を経営される中で、連日村内や近隣市の水田の水管理に多くの時間を費やしている実態があります。農業者への農地集約だけではなくて、地域的な集約によって燃料費や移動手段のトレーラーなど、生産経費の削減が持続可能な農業につながると考えられます。農地移動を認定される際、人・農地プランをどの程度重要視され、認定されているかお尋ねをしたいと思います。

また、農産加工品製造に関する包括協定の締結が報告をされました。7項目の木島平農業の振興を謳われておりますが、協定事業者は本村農業の生産量や少量少数の畑作物の実態を、正確に把握されているのかどうか。各農家が個人的に農産物の加工を委託製造され、直売所等で販売されているケースも数件ありますけれども、やはり技術力のある事業者でないとなかなかの農産物が無駄になってしまいます。

また、6月の一般質問の際にも産業課長から、村内の農産物の数量については把握していないというような答弁があったわけでありまして、この辺についてもどの程度木島平農業を理解されながらの包括協定なのか。併せて、高度な技術力、これも先程申し上げた通りであります。村として加工技術の強化をいかに進めるのかどうか、村長の答弁をお願いをしたいと思います。

議長（萩原由一）

日基村長。

（村長「日基正博」登壇）

村長（日基正博）

はい、それでは土屋議員の「木島平農業の振興策は」というご質問であります。産業課長、農業委員会長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

湯本産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

それでは、土屋議員の1つ目及び3つ目の質問について、私の方からご説明をいたします。

まず1点目の「認定農業者制度をどう強化するのか」ということでございますけれども、認定農業者については、農業経営基盤強化法に基づき策定した「木島平村農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の中で、地域において将来にわたる農業の担い手として位置付けている農業者としております。

現在村では、令和3年3月現在で法人も含めて40人の認定がされております。地域の担い手となる農業者であり、中心となる農業者であります。認定農業者制度は農業振興を図る上で重要な農業者であることはご指摘のとおりです。村としましても、こういった農業者がしっかり経営改善を行いながら、地域の農業、農地を守っていくため、県・JAなど関係機関が連携しながら指導体制を強化し、経営強化を図って参りたいと考えております。

また、将来的に認定農業者となりうる新規農業者への支援についても、資金的な支援も行いながら育成等進めて参りたいと考えております。

3点目、「村として加工技術の強化をいかに考えるか」というご質問でございます。

今回、村との連携協定を結ぶ企業というお話もありました。この企業につきましては、村の農産物を使い加工食品を製造する事業者であります。村の農業の実態についてどこまで把握されているのかは、議員ご指摘のとおり、どのくらい把握しておられるかはわかりませんが、村において事業希望があり、村の持つ課題解決に少しでも貢献をしていただけるということで協定を結ぶこととしております。

現在の事業規模としては大きくありませんが、もともと東京で加工品の製造・販売、レストラン経営など手掛けている事業者であり、独自の加工技術を持っていらっしゃるようなので、当面、道の駅の加工室を利用させていただき、地域の農産物を有効に活用した加工事業に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

ご質問の加工技術の強化についてでありますけれども、村としては、技術力や販売力、意欲のある事業者や人に取り組んでいただくことで、農産物の付加価値化を目指していきたいと考えております。

議長（萩原由一）

梅寄農業委員会会長。

（農業委員会会長「梅寄行弘」登壇）

農業委員会会長（梅寄行弘）

土屋議員の質問にお答えします。

平成28年の「農業委員会法の改正」により「担い手への農地利用の集積と集約化」、「遊休農地の発生防止と解消」、「新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進」が農業委員会の必須事務となりました。

そのため、新たに「農地利用最適化推進委員」が置かれ、農業委員と連携しながら、農地利用の最適化に向けて活動しております。

現在、農業委員会では農地パトロールなどにより、農地の実態把握を行っています。村の農地保全と担い手支援のため、耕作地の見える化を行い、担い手による耕作地の交換によりさらに集約化を図ることで、農作業の効率化を図る必要があると考えています。そのためには、担い手や所有者の意向など実態を把握する必要があります。課題としている人・農地プランの取り組みを充実させることが、農地の有効利用と合わせて、担い手農家の負担軽減も図ることができると考えております。

新たに設けられた「農地利用最適化推進委員」と共に、活動を充実して参りたいと思います。以上です。

議長（萩原由一）

土屋喜久夫 議員。

再質問

7番 土屋喜久夫 議員

只今、答弁伺いました。認定農業者につきましては課長答弁の通り、大変計画的など言いますか、5年先の農業経営の目標を定めて、計画的な農業経営を行う農業者という位置づけであります。農地拡大、高付加価値の取り組みも、それぞれ農業経営の計画に取り組むというような意味合いもありまして、村が支援をすべき、所謂本来の農業経営者でもあります。

村は多くの農業支援策を掲げていますが、過去になりますが、国が水田調整を行う際の交付金を認定農業者に絞ろうというような動きがあったわけではありますが、やはり村としても余りある財政ではありません。如何に集中して効果的な支援という意味合いで、認定農業者に限定するというような、そんな計画的な農業の推進をしてはいかかかなというようなこともちょっと考えるわけであります。言えば、それぞれ先程課長答弁の通り、村に計画書を提出し、これによって5年後の木島平村の農業の姿が見えてくると、村全体の農業の実態把握が可能ではないかということも考える訳であります。この辺についてどうお考えかどうか。

また、農業委員会会長さんの方から農地集約等についても答弁いただいた訳ではありますが、農

業経営のコスト削減だけではなくて、それぞれ大規模農業者が時間的な余裕、そこから米価の価格の低迷も予想される中で多角経営に結び付けていくという、そんなことができないのだろうか。遊休荒廃地の耕作の受け皿となる大規模農家については、農業機械の整備もされていますし、そのようなことで受け皿になる可能性というのは非常に高いのではないかなということ、ちょっと考える訳であります。

前段、と言いますか、全員協議会の中で農業振興公社の決算報告がありました。管理耕作の受託やその中で発言があったのですが、管理耕作の受託が30アール以上でないと中々厳しいというような話があったようであります。私の認識からすると、極めて本末転倒な話でありまして、30アール以上まとまった耕作地があるとすれば、当然認定農業者なり農業者が経営と言いますか、耕作を担うべきだろう。農業振興公社の役割というのはそうではなくて、小規模、中々農業者が経営できないような耕作地を耕作するのが基本だろうというようなことを考える訳です。やはりそういう意味で、今の水田農業者の水田単作の農業者を多角的な農業へ誘導することによりまして、村全体の遊休農地の削減に繋げるべきである、コスト削減ということを申し上げましたが、農業機械を長時間使うことで、結果としてコスト削減に繋がるというようなことを考える訳であります。

農業委員長への農地集約の質問に関連をしていますが、事務局である村長の答弁をお願いしたいと思います。

議長（萩原由一）

湯本農業委員会事務局長。

（農業委員会事務局長「湯本寿男」登壇）

農業委員会事務局長（湯本寿男）

それでは土屋議員の再質問にお答えをいたします。

まず「認定農業者の件」ですけれども、ご指摘の通り、認定農業者の5年間の計画に基づきまして、規模拡大ですとか経営改善を行っていただくという内容になっております。その内容を鑑みまして、村のその先の農業の在り方等、やはり見えてくるというお話でございますけれども、やはりその計画には、行政ですとか県ですとかJA等のご意見をいただきながら作成をしていきますので、そういった連携体制については強化をしていく必要があるだろうというように思っております。

また、「大規模農家、特に米農家」のお話でございますけれども、多角経営化というお話がございました。ご指摘の通り、面積拡大についてはある程度限界もあるかと思っておりますので、ある程度のコスト削減、また多角経営化におけるコスト削減、どんな作物を作ったらよいかですとか、また6次産業化に向けてと、色々話す場を設けながら、人農地プラン充実もしながら、そういった農業者と話し合いのできる場を作っていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（萩原由一）

土屋喜久夫 議員。

2. 持続可能な社会機能をどう維持するか？

7番 土屋喜久夫 議員

はい、それでは2点目の質問です。

維持可能な社会機能をどう維持するか。この課題も数回に渡っていますが、未だアフターコロナを思い浮かべることが困難な現状であります。ウィズコロナの時代と以前から申し上げて

きていますが、残念ながら現状、的を得た指摘になってしまっている感が強くする訳であります。

学校関係は、デジタル教科書の導入等進められており、スムーズな運用を待つばかりであります。村民に対する、行政事務のリモート化が必要となる可能性は残っており、緊急に検討すべき事項でもあります。

昨日、同僚議員からの情報で、議員の一人が罹患をしてしまって、議員全体が濃厚接触者というようなことで、その議会が流会になっているというような事態も全国にはあるようであります。中々、災害同様、例えば今議会、この段階でこの会場から感染者が出て、濃厚接触者なった場合、提出されている補正予算については、議決が出来ないまま2週間先に延びてしまう。その間、いくら緊急事態がありましても、予算上程をされているものですから、専決処分もできないというような、極めて社会生活に影響のするような、そんな状況になってきてしまうのではないかと、というようなことで懸念をする訳であります。

委縮をした社会活動をどう再構築するのか、前々から申し上げているように、コロナに対する対策、これのために国が持続化交付金というような形で自治体に提供をしてきた訳であります。中々早めの使い道の決定というようなことでありまして、例えば役場にしかないサーマルタブレットというようなことであります。それぞれ公共施設、学校、特に避難所等について常備すべきものではないのかな。いつ終息するとも知れない現状の中で、どう対応していくのか、一般財源を充当せざるを得ない、そんな状況下であります。6月にも申し上げた通りであります。いかにウィズコロナの時代、村政運営、村民の安全安心をどう確保していくのかどうか、答弁をお願いします。

また、村行事や交流事業の中止が、どんどんせざるを得ない現状にあります。実施をするための手段として、村でウィルス抗原検査キット等の配布、またイベント等の参加者に義務付け等、ウィズコロナの時代の常識として、活動を始めるべきではないのでしょうか。この辺について答弁をお願いします。

また、村行事の縮小と共に、地域の行事が相次いで中止ということになっています。これについても以前も申し上げました。中々地域の役員の皆さんにしてみると、危険を顧みてまで地域の事業なり行事を、実施することについては躊躇をされるのだらうと思っています。今年も大半の地域で秋祭りが中止になってくるのだらうなど、そんなことも考えて懸念をしている訳であります。まあ地域の行事は伝統事業とも重なり、数年に及ぶ中止、これは伝統の中断、また小規模地域では、地区組織の存亡にかかわるような危機的な事態でもあります。村行事同様、村支援で抗原検査、こんなことが進められるのかどうか。

併せまして、伝統の保存として、地域の祭事、行事を動画や資料として保管できないのかどうか、保存できないのかどうか。まあ、喫緊の課題であらうと思っています。ご答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

はい、それでは土屋議員の「持続可能な社会機能」ということでありますが、ご質問であります。村としては感染防止対策やワクチン接種など村民の健康と命を守る取り組みと、そしてまた、生活を守る経済的な支援策をバランスよく取り組んでいく必要があるというように考えております。

また、村全体がかかわるようなイベントや文化、伝統を継承するような地区の行事も含めて

どう維持するか、また復活させるか、今後の大きな課題というように考えております。

国の方ではこの11月に向けて、コロナ禍での規制の緩和等について議論を進めるというように報道されております。それらを参考にしながら、全てを止めるということではなくて、やはり対策を取りながらどういうことが可能なのか、それらを検討していく時期に入っているのかなというように考えております。

それぞれのご質問については、担当課長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

丸山総務長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

それでは村長の答弁に補足して、「公共施設等における対策について」お答えいたします。

公共施設におけるコロナ対策については、これまで地方創生臨時交付金を主な財源として、進めて参りました。

ご指摘のサーマルタブレットにつきましては、現在、役場のほか、小中学校及び、道の駅の4か所に設置してございます。議員ご指摘のとおり、指定避難所には未設置となっておりますので、今後、必要な機材等を検討し、早急に整備を進めて参りたいというように思います。

また、ご指摘いただいた行政のリモートワークにつきましては、データの送受信など課題が多くございますが、長野県の例などを参考に、今後導入について検討を進めて参ります。

議長（萩原由一）

高木生涯学習課長。

（生涯学習課長「高木良男」登壇）

生涯学習課長（高木良男）

それでは土屋議員からのコロナ禍における常識として、「抗原検査キット等の配布」という質問でございました。お答えをさせていただきます。

各種事業への参加、とりわけ村外の参加者が多く、人流が増えるイベント・事業については、参加者と主催者側が「安全・安心」を担保するうえで、無症状者ではなく有症状で感染の疑義がある参加者への「抗原検査キットの配布」は、その後の医療機関にスムーズに対応していただくためにも、このウィズコロナの状況下において、有効な手段のひとつであろうというように考えております。

「抗原検査キット」については、今現在、厚生労働省が承認するものは、13の製造販売元で18種類ございます。これは自治体等団体と医療機関の契約の元に購入ができるものでありまして、1回あたり幅はありますが2,000円から4,000円程の費用がかかり、結果については概ね15分から30分程で結果がでるというものであります。

ただし、その費用負担については、全額村負担とするか、その一部を村負担とするか、あるいは有償配布というような形をとるかについては、今後検討が必要かというように考えております。

国内でも来年1月の成人式開催にあたり、抗原検査を義務付け、その費用は全額主催者が負担する自治体も出てきております。

次に秋祭り等伝統行事の中止による、地区組織の危機的事態を回避する手段として、祭事や行事を動画資料として保存できないか、というご質問でございます。

秋祭り等については、地元地区の祭典団、保存会等においてもデータは所有されていると思

いますし、ふう太ネットきじま平においても相当数のデータを所有されております。当然ながら村としてもその必要性は重要だというように考えておりますし、各地区が必要か否かの調査をした上で、適切な配布方法等についても今後検討して参ります。

議長（萩原由一）

土屋喜久夫 議員。

再質問

7番 土屋喜久夫 議員

只今、答弁をいただいた訳であります。それぞれのイベントの在り方として、報道等でもワクチンパスポートというような言葉も出ているようであります。やはり安全安心の村をアピールする、言い方は悪いのですが、千載一遇のチャンスとも捉えるべきではないのかなというようなことを感じる訳であります。

それぞれテレビで見るような、都会の人流に比べまして、本村、全ての自治体といえますか、小さな自治体は極めて人口密度も低いというようなところで、安全安心な場所、中々県知事も経済にシフトするのか、安全といえますか、防疫にシフトするのかというような、悩まれているような実態もあるようでありますが、やはり今、日本全国全ての人々が、自分自身の健康に不安を抱えている状況下であります。

例えば、村内に旅行予約の皆さんに検査キットをサービスで送る、お互いに受け入れ側も含めて感染に対する安全の確認ができるというような、これはまた、前にスーパーマーケットの従業員が全員検査をするというようなことで、話題になりましたけども、これも多くの話題になることは間違いないだろうと考えられます。

先程、生涯学習課長からも答弁がありましたように、旅行だけではなくてやはり村内のイベントも同様であります。木島平のイベントは条件がついているよと、ただ安心安全の条件であるよ、というような最大限の予防策、この辺を村全体として講じながら、ウィズコロナの時代に一步踏み出すべきではないか考える訳であります。いかがでしょうか。

また、実は先日、中学校からご案内をいただきまして、リモート講座というようなことでありました。講師の佐藤マナブ先生から、新しい日常、学校間格差、学びの質の低下、感染予防と経済の両立はあり得ないというような4つの指摘がありました。

学校現場での先程も申し上げましたように、ハード面の確保はできましても、中々ソフト面が不足して、学校間格差が生じているというような指摘と受け止めた訳であります。教育長も当然先生の発言を聞かれていたと思いますが、村の実態に比べていかなもののでしょうか。

これについては通告してありませんので、もし答弁されないということであれば了、解としていきたいと思っています。

ただ、地域の伝統と言いますか、地区組織のものだけではなくて、村の全体のものという視点が必要だろうと思っています。小さな集落、中々経費等を考えると、保存に消極的にならざるを得ないような、そんなことも考える訳であります。やはりこの辺についても村史同様、村の、何と言いますか、が保存すべき遺産ではないかなというようなことも考える訳であります。この辺について再度答弁をお願いします。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

はい、「各種イベント等での簡易の抗原の簡易キットなどの活用」というようなことだということに思いますが、基本的には、もし発熱と咳とか症状があった場合には、基本、原則は発熱センター、もしくはかかりつけ医に相談をすると、その結果PCR検査を受けた方が良いということであればPCR検査を受けるといのが大前提であります。簡易キットもPCR検査も同様ですが、これは今日陰性だったから明日また同じ検査で陰性だという保証は出来ないということでありまして、それからまた簡易キットにつきましては、あくまでもちょっと熱があるとか症状があるんだけど、医者に行くことでもない、ただ不安だという場合に利用するというもので、いずれにしてもPCRもそうですが、簡易キットの原則として、あくまでも症状があった場合に利用するというのが原則であります。無症状の皆さんに検査をすると、いうことは勧められていないというように思っております。それはご理解いただきたいと思っております。

それからまた、学校についてですが、やはり学校については、一番最優先するのは学びを保証することだと思っております。出来るだけというか、本当に最悪の場合以外は休校とかにはしない、出来るだけ学校で勉強してもらおう、そういう体制を取るようにしていきたいなというように思っております。以上です。

議長（萩原由一）

小林教育長。

（教育長「小林 弘」登壇）

教育長（小林 弘）

村長の答弁に補足いたしまして、学校の件につきましてお答えをいたします。

学校の方は、文科省の方からも出ておりますように、出来るだけ学びを止めないということが基本方針であります。もちろん木島平村でもそうであります。

そしてまた、今年の5月に全国の学力一斉調査がありました。その結果が最近来た訳ではありますが、地方、そしてまた学校によっては分散登校、または臨時休業というところが、とったところもある訳ではありますが、文科省の分析は登校日数また分散、臨時休業との因果関係は見当たらないというような結論を出しております。そんな訳で本村の結果も来ている訳ではありますが、引き続き各校が分散及び臨時休業にならないように、日々の努力を続けていきたいというように思っております。

議長（萩原由一）

土屋喜久夫 議員。

再々質問

7番 土屋喜久夫 議員

はい、今、村長からPCR検査、簡易キットの効能等についてお話があった訳ではありますが、私が申し上げているのは、この際、これを活用して村経済をどう進展させるかというような、ことが可能かどうかというような内容の質問をさせていただいた訳であります。

今の村長の答弁の中では、症状が出て来た人というようなことで答弁があった訳ではありますが、やはり認識の差があるのかなというようなことを感じた訳ではありますが、この辺について答弁にあればあれば、お願いをしたいと思います。

議長（萩原由一）

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

村長（日碁正博）

はい、このコロナ禍の中で、木島平が安心安全な村だということをPRする、その1つの手段というようにご提案いただいたというように思います。それ以外にどんな方法があるのか、検討しながら取り組みができてくればというように思いますので、よろしく願いいたします。

議長（萩原由一）

土屋喜久夫 議員。

3. 職員研修の更なる高度化に向けて

7番 土屋喜久夫 議員

はい、それでは通告の最後であります。職員研修の更なる高度化というようなことを申し上げました。

職員研修というのは、行政職としての専門性、公平性・公共性、法の遵守、自らのものとするものであろうと思っております。令和2年度決算においても、延べ35人、報告の職員数でいくと121人のうちの28.9%、延べで3割を切っている研修がされた訳であります。研修の効果・結果が中々見えていない訳であります。まあ中々、我々も議会の際に庁舎にいますだけでありますので、中々その辺については、職員が優秀になったのを知らないでいるのかも知れませんが、印象的な部分で申し上げますと新進気鋭の新入社員、新入職員が数ヶ月で職場に馴染んでしまう。言葉にすると良いように聞こえる訳であります。実は、逆のような気がしているのは私だけではありませんか。

村の将来を託す職員の研修は、どうあるべきと考えられるか。以前からずっと申し上げて来ました。職員、理事者、それから我々も含めてであります。「地域づくりの活動家たれ」という言葉を申し上げて来た訳であります。この中でどうあるべきということを考えているのかどうか。当然、私の考えと一にするものだと考えておる訳であります。

また、人事交流の可能性であります。総務省が進める「定住自立圏構想」の取り組み状況が、この7月5日に更新をされています。総務省のホームページを見ていただければと思いますが、木島平村を含め2市1町3村で構成する「北信定住自立圏」構想、この中に4項目の目標が定められておまして、その中の1つに合同研修・人事交流等が示されています。この実際はいかがでありますか。

また、以前から県との人事交流について申し上げて来ました。県の市町村課が事務局を務めています月刊誌「信州自治」、この中に毎号であります。交流員の実態・報告、活動報告が載っています。村は中々この交流について、職員の少なさというようなこと、業務との職員のバランスの話をされ、否定的であります。

ただ現在県は、人事交流、職員交流という形でこちらから研修に行く、県の方から研修に来るというような、そのような形を取っている訳でありますから、人数的には何とかするのはないかなというようなことも考えている訳であります。やはり「井の中の蛙」が今実態だろうと思っています。中々、近隣市町村と格差がありすぎているのではないかな。是非、この進められるように実施に向けて、どの程度、研究をされているのかどうか、よろしく願いをしたいと思います。

議長（萩原由一）

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

村長（日碁正博）

はい、それでは「職員研修の更なる高度化に向けて」というご質問であります。

行政職員としての研修、専門的な知識や経験を身に付ける研修は公務員として重要であるというように考えております。コロナの感染拡大によりまして、研修の機会が減っておりますが、工夫しながら継続をして参ります。

また、県との交流につきましては、要望で上げたこともありますが、中々こちらの望む職種と、県のその状況が一致をしないというようなことで実現しなかったところもあります。

また職員不足ということもありますが、可能な限りまた交流を進めて行ければというように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

それでは、村長の答弁に補足してご説明いたします。まず「職員の研修について」でございます。

令和2年度の職員研修については、2つの研修以外全てWEB（ウェブ）での研修となっております。職員研修については、村の人材育成基本方針において、職場内研修、職場外研修、自己啓発の支援としており、特に自己啓発については、積極的に奨励、支援していく方針となっております。

村民に信頼され、求められる能力と意識の高い人材を育成するための職員研修を進めていくべきと考えています。

次に、「北信定住自立圏」での合同研修・人事交流の状況と、県との人事交流についてでございます。

定住自立圏での合同研修については、毎年1回合同で接遇研修を開催し、村からは毎回3名から5名の参加をしてございます。全体で40～50人程度の研修会が開催されておりますが、昨年はコロナの関係で開催には至ってございません。

また、この地域での人事交流については、これまで実績はございません。

県との人事交流については、「県・市町村職員派遣研修規程」に基づき実施されています。派遣研修を修了した職員の仕事に対する意識の変化などの効果も報告されておりますので、実施に向けて検討して参りたいと考えております。

議長（萩原由一）

土屋喜久夫 議員。

再質問

7番 土屋喜久夫 議員

はい、今総務課長の方からもありましたように、WEBを使つての研修というようなことで、先程、先程と言いますか、村長の答弁にありましたように、コロナ禍ゆえに極めて我々もそうではありますが、今まで東京まで行かなきゃいけなかった研修が、自宅で研修ができるというようなことで、非常に、リモートのZOOM（ズーム）を使った研修等が増えてきていまして、我々もそういう意味合いで、従来よりも自宅に居ながら、場合によると夜間に勉強ができるというようなことで、本当に良い時代になったな、勉強する上では、と感じている訳であります。是非、この辺は進めてほしいなと思つている訳であります。

研修という位置づけでいいのかどうかということではありますが、4月の人事異動で専門職が

庁内事務に異動になりました。この異動研修と言いますか、極めて良い研修だろうと思っておりますが、今後このような研修は進められる予定であるのかどうか。

職員人事は村長の専権事項であることは承知していますが、研修と言いますか、中々対外的な交流が出来ないとすれば、庁内でもできる研修があるのではないかな、というようなことを感じるものですから、このような専門職が事務をやってみるといような研修が今後も進められるのかどうか、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、これは質問というよりも苦情みたいな話ですが、再任用職員について、余人をもって代えがたい人材が採用されているのかというように、村内で多くの話題になっていること、村長もご承知だろうと思っておりますが、この辺については答弁いただかなくて結構なんで、よろしくお願います。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

それではご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の通り、コロナ禍において研修については、WEBが中心となっております。従いまして、職員の意識、特に自己啓発の意識が高ければ高いほど、研修の成果は出ると思いますので、WEBを含めた研修については、今後も取り組んで参りたいというように思います。

また、今年の人事異動の中で専門職が庁内異動という形でございます。これについては、今後も可能な限り継続をして参りたいと、ただ専門職としての立場も当然ございますので、そういった現場との調整の中で、対応できる範囲で検討して参りたいというように思いますので、よろしくお願います。

議長（萩原由一）

以上で、土屋喜久夫 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は、11時35分でお願います。

（終了 午前 11時 29分）

議長（萩原由一）

休憩前に引続き会議を開きます。

5番、丸山邦久 議員。

（5番 丸山邦久 議員 登壇）

1. 令和3年秋雨前線大雨による被害および対応について

5番 丸山邦久 議員

通告に基づき、3点質問させていただきます。

1点目、令和3年秋雨前線大雨による被害及び対策についてであります。

8月14日から8月15日にかけて、秋雨前線大雨の被害および対応について質問をさせていただきます。

1点目、「高齢者等避難」情報発令が飯山市の14日午後5時45分に対して、木島平村は午

後10時、今回も4時間15分の差があります。判断状況の差は何によって生じたと考えておられますか。

2点目、避難対象24世帯82人に対して、避難者1名はあまりにも少ないように感じます。避難情報の周知徹底がなされていないのではないのでしょうか。

3点目、宮ノ島、市之割沖の冠水を防ぐため、樽川の本島平側の堤防をかさ上げすることはできませんか。

稲が水没すれば品質や数量に影響がでると思いますが、農業、特に米が重要な産業である村にとって、品質、数量を下げない努力の一環として、また農家の努力を無駄にしないためにも必要なことと考えるが、村長は如何に考えておられますか。

4点目、小見地区と栄町地区の内水対策として、戸那子にあるような排水機場を設備できないか。以上、4点について伺います。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

はい、それでは丸山議員の「大雨による被害対策、被害及び対応について」というご質問にお答えいたします。

災害時におけます避難情報等の発令は大変重要であり、適切に村民の皆様へお伝えしなければならぬと考えております。

「高齢者等避難」準備情報においては、それぞれの自主的判断が主体となり考えますが、避難指示では、必ず避難していただくよう、今後も村民の皆様へ周知して参ります。

千曲川の増水に伴う樽川水系での農地等の冠水被害に対し、堤防のかさ上げや、内水排除の排水のための常設の排水機場の設置等の対策の件につきましては、根本的な原因が千曲川の水位上昇が原因となっており、本村のみでなく各地で甚大な被害が発生しております。村としても国、県に対し、この状況を説明し対応を求めてきているところであります。その結果、千曲川の狭隘部での浚渫や拡幅が始まりました。国としては、千曲川、信濃川流域全体で上下流のバランスや、氾濫域のリスク等を総合的に勘案しつつ、千曲川本川の水位低下を目指した対策を進めていくこととなっております。

なお、千曲川は湯滝橋から下流、県境の信濃川にかけて一部県管理区間があります。関係市町村とともに日本一長い千曲川、信濃川を国の直轄管理により一体的な整備を求めているところであります。

ご質問については、それぞれの担当課長に補足説明をさせます。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

村長の答弁に補足してご説明いたします。

まず1点目の「避難情報の発令判断等について」でございます。

村では、立ヶ花水位観測所の水位を基準にするとともに、樽川の水位、千曲川流域を含めた地域の気象状況や今後の気象予報なども考慮し、避難情報や避難指示を発令することになります。

当日午後9時からの対策本部会議で、日付が変わる午前0時ごろ、立ヶ花の水位が「高齢者等避難」情報の発令基準となる7.5mに達すると予測を確認してございます。

降雨が続いた場合、午前5時頃に避難指示の発令基準である9.2mに達する可能性があるとして予想し、午後10時に「高齢者等避難」情報を4地区の対象の皆様へ発令させていただきました。

飯山市の「高齢者等避難」情報の発令した経緯などについては確認しておりませんが、当日午前10時5分に、飯山市へは土砂災害の大雨警報が発令されていたことや、避難想定者数が本村よりはるかに多いことなどが早目の避難情報発令に至ったものと推測されます。

自治体ごとに条件や環境、想定避難者数は異なりますので、比較することは困難と考えますが、今回のケースでは、村としての立ヶ花の水位の予想や気象予報などから判断したもので、「高齢者等避難」情報の発令そのものについては遅いとは考えてございません。

2点目の避難情報の周知でございます。今回の災害情報については、まず、14日午後6時に注意喚起のページング放送を行いました。

「高齢者等避難」情報の発令については、ふう太ネット、村ウェブサイト、携帯電話のエリアメール等で発令を行っております。

「高齢者等避難」情報が発令された場合、要支援者の方や高齢の方で避難に時間を要する方が避難対象となっています。24世帯82人すべての方が、この「高齢者等避難」の対象となるわけではなく、高齢者の方であっても、健康な方や、同居家族の方が一緒に避難できる場合は、避難指示による避難行動でも問題ないと考えてございます。

なお、今回は発令前に、対象地区の区長様へ状況を説明するとともに、要支援者の方などの避難についてご確認いただくよう依頼を申し上げました。

また、上木島木島地区の対象の2世帯については、職員が直接伝達に行く対応を取ってございます。

今回の避難情報については、一定のレベルで周知ができたと考えてございます。

議長（萩原由一）

小松建設課長。

（建設課長「小松宏和」登壇）

建設課長（小松宏和）

村長の答弁に補足いたしまして、丸山議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「宮ノ島、市之割沖の冠水を防ぐための樽川の本島平側の堤防をかさ上げできないか」についてですが、この地域で冠水に影響する河川については、一級河川の樽川、馬曲川、大川の3河川になります。これらの河川につきましては、長野県が管理していますので、河川の整備につきましては、河川整備基本方針と河川整備計画を策定し県が行うことになります。

実際に堤防のかさ上げができるかできないかにつきましては、冠水する原因が千曲川からのバックウォーターであるため、下流側からの水の流入を止めるために、浸水区域内の農地に隣接する樽川、馬曲川、大川、全ての堤防のかさ上げ必要となることが考えられます。かなりの大規模な工事と堤防用地の確保のための広大な農地の提供が必要になることが想定されることが予想されます。

4番目の「小見地区と栄町地区に戸那子にあるような排水機場が設備できないか」につきましては、現状の内水排水の対策につきましては、移動式のエンジンポンプと消防ポンプにより対応をしております。

令和2年度にエンジンポンプ2台を追加配備しましたので、現在は6台で対応できる状況となっております。最大排出量も強化されています。

常設型の排水施設の設置につきましては、排水作業の安全性や効率性において有効な手段であると考えますが、戸那子排水機場を例とすれば、1級河川への排水にあたり、設置基準に沿った排水計画が必要となってきます。集水する流域面積と雨量等の計算から、排水ポンプの能力の基準に合ったものであることが求められることとなります。

この地域の集水域は比較的狭いため、整備計画を策定しても計算上はかなり限定的なポンプの能力の施設しかできないことも想定されます。他の地域での事例では、緊急排水に対応するため、固定式の排水ポンプ本体のみを設置している事例もありますので、今後、河川管理者である県とも相談し、事業実施の有効性や排水方法、またそのメリット、デメリットについて検証を進めたいと思いますのでよろしくお願いたします。

議長（萩原由一）

丸山邦久 議員。

再質問

5番 丸山邦久 議員

再質問をいたします。

いま総務課長は、飯山市の問い合わせはしていないとおっしゃいました。なんでしないのでしょうかね。人のどうやってやっているかぐらいは、学ぶ必要は私はあるように思います。

総務課長に代わって私が質問したところですね、防災課危機管理室に問い合わせました。どうして5時45分に「高齢者等避難」情報が発令できたのかとお聞きしましたところ、千曲川河川事務所からの情報で、14日夜半にも避難判断水位に達することが予想された。暗くなつてからの「高齢者等避難」の発令は要支援者には危険と困難が伴うことが予想されたので、早めのこの時間に発令をした。

また、この河川事務所からの情報というのに疑問を感じたものですから、飯山市にはそういう情報がいつているのですかと確認したところ、木島平村さんにも同じ情報がいつているそうですよと言われました。

私が判断するに、危機管理能力の差と避難する人への思いやりの差ではないのかなと、どれだけ要支援者が、支援する人が要支援者を連れて雨の中、真っ暗で、避難することが大変か、残念ながら木島平の理事者は飯山の理事者に比べて分かっていない、そんな風に私は感じてしまいます。村長はどのようにお考えになりますでしょうか。

次に、先程、避難者1名はあまりに少ないのではないかと質問しましたが、お答えの中に一定のレベルの周知とありました。一定のレベルってどのくらいですか。何割以上をもって一定レベルと言うのか、具体的にお答えいただきたい。

また、理事者の皆さんは「正常性のバイアス」って言葉をご存知ですか。何となく聞いたことがないように感じますが、「正常性のバイアス」っていうのは、自分が置かれている状況がね、とても危険な状況にあるのに、そうではないと思いたい、そういう風に過小評価してしまうことを「正常性のバイアス」っていうらしいです。自分が非常時、異常時にも関わらず、正常な状態の中にいると思いきや安心したがる生き物だと、人間ってそういうものらしいです。その特性を理解して周知の徹底に注力していただきたいのと、災害情報の発出、避難指示の発令にあたっては、その点をご留意いただきたいと思っております。村長のお考えはいかがでしょう。

先程のお答えの中に、宮ノ島、市之割地区冠水を防ぐために、県や国に要望されているということで一安心はした訳なのですが、仮に堤防が出来なくても、稼働している排水ポンプが6台ある訳ですよ。だから小見地区1つに排水機場があれば、栄町地区はそれで今の状況からみて充分対応できるのではないのかなと私は考えておりますが、是非、前向きな形のお考えをお示しいただきたいなと思います。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

はい、それでは何点かご質問がありましたので、私の方から、私のお答えのできる範囲についてお答えをさせていただきます。

まず最初に、「高齢者等避難準備情報」であります。これについてはあくまでも避難指示に向けての情報発信であります。ですから、これは避難指示が出るという前提で情報を発信するものであります。そういう意味では今回、避難指示の段階に達しなかったということで考えれば、この「高齢者等避難」準備情報は言ってみれば空振りだったのかなというように思います。

それからまた、先程「正常性のバイアス」という話がありました。これについては、私も広報で何回か扱わせていただいております。これについては、災害等の際にも、どんな危機が迫っていても、自分だけは大丈夫だろうという、そういう言ってみれば人間の本能的な意思が避難の危険に繋がるということを私も申し上げております。その辺についてはまた広報等でもしっかりとお知らせして、自分の身はしっかりと守るそういうことを徹底をしてもらいたいというように考えております。

それからまた、小見地区に排水機場というところがありますが、じゃあどこに排水するのかということでもあります。排水先がなければ、出来ない、排水が出来ないということになりますし、実際には樽川への排水については、千曲川の本流の水が増えた場合には排水機場を止めなければならないということもあります。その場合むしろ被害が拡大することもあるんじゃないかというように考えております。やはり基本的には千曲川本流の増水時の水位を下げることが、一番効果的な対策ではないかというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（萩原由一）

丸山邦久 議員。

5番 丸山邦久 議員

はい、今中々具体的ににならないようなご説明をいただきましたが、人間とは知恵を働かせる生き物なものですから、なるべく知恵を働かせてですね、この地域に災害が起きない、災害が起きて人の命は失わない、そういう方針でやっていただきたいと思っております。よろしく願いしたい。これは私の意見であり質問ではありませんので、以上で終わります。

議長（萩原由一）

会議の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は、午後1時でお願いします。

議長（萩原由一）

休憩前に引続き会議を開きます。

丸山邦久 議員。

2. 村長の答弁の重みについて Part2

5番 丸山邦久 議員

それでは気を取り直して、2番目の質問にいきたいと思います。

村長の答弁の重みについてPart 2であります。

6月議会の一般質問において「村長の答弁が場当たりの、その場しのぎ、非常に姑息に変わっている」とご指摘を申し上げますと、村長は「状況に応じて考えが変わってくることはあり得る。それについては、議員の皆様にもご理解いただきたいと思ひますし、その変わった原因とか状況については、また議員の皆様にも説明を申し上げていきたいと思ひます」と答弁してあります。私は心待ちにしていたのですが、その後3か月が経つが、未だに説明がありません。

一般質問の答弁は、村民の負託を受けている議員に対する答弁であり、ひいては村民に対する約束事でもあります。簡単に都合よく変えて良いものではないと思ひます。

先日、隣接する自治体の市長と話をする機会がございました。この話をその市長にしてみたのですが、「すべての答弁が正しいとは言ひ切れないので、訂正はあり得る。ただし、その場合は陳謝したうえで訂正をしなければならぬ」とおっしゃっていました。さすがに市議会の議長まで務められた方の言うことは違ひますね。二元代表制の意味、意義をよくわかつてらっしゃるなど感ひします。

釈迦に説法かも知れませんが、陳謝の陳は申し述べること、謝は詫ひを入れることであります。つまり、変えなければならぬ理由をきちんと説明して、詫ひを入れるということが陳謝の意味であります。

日墓村長から今まで、陳もなければ謝もない。とっても残念に思ひます。その残念な気持ちを持ちながら、具体的な質問をさせていただきます。

1番目、6月議会の一般質問で約束した「変わった原因と状況」を具体的に説明をしていただきたい。

2番目、このような無責任な変更は議会軽視、ひいては村民軽視と私は考えるが、村長はどのように考えているのか。

3点目、「リフト売上とそれに伴う臨時交付金は、スキー場に係る経費のみに充当し、他の部門には充当しない」という答弁が、「一時的に全体的な中で流用」と変更されている。一時的とは一体どの位の期間を言うのですか。

また流用した金員、お金ですね、それは必ず返してもらえるのでしょうか。返せなくなってしまった場合、これはどのように責任をお取りになるのか、具体的にお示しを願ひたい。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

はい、それでは6月の議会に引き続きということではありますが、「村長答弁の重み」というご質問にお答えいたします。

現在、スキー場を含む宿泊業などの観光産業の危機的な状況、その要因は何といつてもやはり新型コロナの感染拡大だということに考えております。しかも、その状況は日々変化し、むしろ厳しさを増しております。感染拡大と度重なる緊急事態宣言や移動の自粛、集団での行動の制限、そしてそれに対する国などの支援策など、日々変化しているのは誰もが承知しているところであります。その中で、村の産業の大きな柱である観光業、その中心となっているスキー場経営をいかに継続するかは村の大きな責務でもあり、それを放棄することは逆に村民軽視ということになるというように理解願ひます。

議会の承認を得て行いました、スキー場のリフト券半額といった思い切った施策により、スキー客は増やすことができましたが、GOTOトラベルの中止など、予想以上に強い移動制限

で思ったほど村での宿泊客が回復しなかったのは残念であります。そのことが木島平観光の宿泊部門の赤字につながったものというように考えております。

結果的にスキー場の収益を一時的に流用することになりましたが、スキー場経営は今後も継続していかなければなりません。そのための体制の維持が必要であります。会計については事業ごとに区分けし管理しております。

なお、思い切った施策を行う財源がない今期のスキー場経営は、大変厳しいものというように考えております。

議長（萩原由一）

丸山邦久 議員。

答弁漏れによる再答弁の要請

5番 丸山邦久 議員

再質問したいところなのでありますが、ちょっと私の質問と違う方面でお答えになっているので、もう1回答弁をお願いしたいですね。

要は、指定管理の見直しが必要なくなったからやめたのですよね。だからその経緯というか、状況がどういう風が変わって指定管理の見直しが必要なくなったのか。

組織人事の大幅な見直し、これも必要なくなったからやめたのですよね、答弁からいくと。その状況の変化、それを聞いている訳です。再答弁をお願いします。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

はい、ご質問の中に具体的な先程の内容が出ておりませんでしたのでお答えしませんでした。株式会社の経営形態についても、村としてもやはり経営陣の一新が必要だということで、体制を変えるようにしてきておりますし、そしてまた、指定管理の方法については、現時点では木島平観光がスキー場を含めて指定管理という形で進めておりますが、これについても引き続き、今の状況が良いのかどうかも含めて検討しているところであります。

議長（萩原由一）

丸山邦久 議員。

再質問

5番 丸山邦久 議員

何となくお答えになってないように感じるのですが、あんまりしつこいと思われるのも私の本意ではありませんので、再質問させていただきます。

指定管理の見直し、それから組織人事の大幅な見直しは、私は以前にも増して必要になっていると思います。早くやらないと意味がないですし、これが観光株の業績を持ち直す一つの方策であると思っているんですね。何でやらなくなっちゃったのか。

結局は重要だと思っても、これらの着手に踏ん切りが付かなかった。そのために結果的に放置してしまった。スキー場のリフト以外の部分が資金不足に陥ってしまったのでそれを流用する。そういうことではないのですか。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

はい、木島平観光の経営の体制、それについてはこの場では一般質問の場でありますので、深くは差し控えさせていただきますが、経営の体制についても変更を加えてきていると、強化してきているというところであります。

それからまた、「指定管理について」は先程も申し上げましたが、今本当に観光業は大変厳しい状況であります。この中で体制を変えていくというのは本当に難しい、むしろ不利ではないかと、ただそうは言ってもやはりこれからの継続的に観光産業を進めていく上では今の状況をどういう風にすればいいのか、それについては先程申し上げましたが、検討しているということであります。まだ具体的な形になっておりませんので、公表等はできませんが、検討をしているということはここで報告をさせていただきます。

議長（萩原由一）

丸山邦久 議員。

再々質問

5番 丸山邦久 議員

大変な状況にあるということは私もよく分かっているつもりではありますが、やはり打つべき手を打たないと、経営というのはどんどん悪くなって行きますね。

一番最悪な経営手法というのは何もしないことだということです。状況に合わせて、どんどんどんどん変わっていかない、イノベーションしていかないと、企業というのはどんどん悪くなります。そのことを認識してこれからやっていっていただきたいですし、私としてはちょっと手遅れなのではないのかなという感じさえしてしまいます。

流用したお金を必ず戻すように、是非やっていただきたいですし、先程責任についても答えられていませんけれども、村長は答えたくないのでしょうか、責任がないということはないですよ。なぜなら、議会で答えた。しかも私だけじゃない、私が知っている限り、3人の議員に流用はしないと断言している訳ですよ。やはりね、しないと断言したら、ちゃんと状況を説明して、議会の了承を得てやるのならまだしも、なんの説明もなしに勝手に変える、これで説明がないっていうのはあまりにもいい加減じゃないですか。答弁をお願いします。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

先程、「責任がない」とおっしゃいましたが、飛んでもない、責任を充分感じております。

そしてまた、私の責任は議会にもありますが、村民に対しても責任を取っているということでもあります。そんな意味で議会に説明が不足だったということであれば、その辺はお詫び申し上げたいというように思いますが、やはりその都度、やはり最善の対策を取っていく、それを私の責任において実行していく、それをまた是非皆さんにもご理解いただきたいし、ご支援いただきたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（萩原由一）

丸山邦久 議員。

2. 木島平の魅力ある教育について

5番 丸山邦久 議員

それでは、3番目の質問。木島平の魅力ある教育についてご質問をいたします。

先日知人から、軽井沢風越学園の教育に魅力を感じて、非常に教育に対する意識の高い親子の移住が相次いでいるとお聞きしました。中には旦那を置いて子どもと二人で移住したいとおっしゃっている奥さんもいらっしゃるようで、それが良いのか悪いのかわかりませんが、教育のために移住する人がいるのだなあと考えていた訳であります。

また、このすぐ近くには学校法人飯縄学園というのがあります。毎朝長野駅から大型バス2台で学童を通学させています。この学園で年間の費用といいますのが、小学生ですと入学金が20万、授業料56万4千円、学級活動費2万円程度、通学バスご利用代が12万6千円。なんとこれだけ払っても自分の子どもを教育するために、ここに通わせたいという親御さんがいらっしゃる訳ですね。この飯縄学園が飯縄町に移住しているか、移住の促進になっているかということはちょっとよくわかりませんが、そういう非常に教育熱心な親御さんがいらっしゃる風に私は今認識しております。

先日ですね、地域活性化企業人に就任した方から、木島平の教育に一番魅力を感じているというお話がありました。まさに灯台元暗しとはこのことでありまして、私も木島平教育に関する考え方が一変した訳であります。

村は空き家を活用して移住の促進を考えているようですが、「魅力ある教育」で移住を促進する方が理にかなっているのではないかと私は感じております。

教育長にその可能性と方策、さらに解決すべき問題点、こうやったらもっと良くなるという点があればお聞かせ願いたいと思います。

議長（萩原由一）

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

村長（日碁正博）

はい、「木島平の魅力ある教育について」ということで、教育長に質問ということですが、移住定住につきましても村全体の大きな課題ということでもあります。私の方で一部答えさせていただきますが、村としても「魅力ある教育環境」、そしてまた「充実した子育て環境」は、移住定住の促進の重要な要素というように考えております。ご質問について、教育長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

小林教育長。

（教育長「小林 弘」登壇）

教育長（小林 弘）

村長の答弁に補足いたしまして、丸山議員の質問にお答えをいたします。

「移住定住」の促進にからめて「木島平村の魅力ある教育」のアピールは、表裏一体の大きな施策であり、今までも村のホームページでも「移住定住情報」と「子育て」はリンクし、「木島平村の教育」についても発信をしております。

軽井沢の「風越学園」について引き合いに出されましたが、まだ開校から1年たらずの私立の日本で唯一の幼小中の混在校であり、公立校にはない教育課程を組み、若い富裕層に人気の学校であります。

また、軽井沢には「軽井沢というブランド力」「首都圏へのアクセスの良さ」等々により、70を超える国や地域から約200人が学ぶ、授業の基本を英語とするインターナショナルスクールもあります。

しかし、木島平村は「木島平村」であります。

「魅力ある教育」の例としていくつか挙げてみますと、先ず、「若い子育て世代層」へのアピールとして、おひさま保育園の「木島平村の豊かな自然環境と多様な地域資源を活用」し、子どもの主体性や自己肯定感を大切にした「信州やまほいく」の取り組みであります。

保育園のホームページでは、常に最新の画像・情報をアップしていますが、保育園周辺の保育に適した「馬曲川」「ケヤキの森公園」などの豊かな自然環境も大事なアピールになります。さらに小中学校児童生徒の主体的な課題解決力もあります。

公費負担のフェリー・飛行機等を利用する「小学校5年生の八丈島の3泊4日の宿泊体験学習」、中学生の「ルクセンブルク訪問」、「数学・英語・漢字検定料」のチャレンジ助成金。

また、整備されたスキー場やクロスカンントリーコースで、心身共に鍛えることができるウィンタースポーツ。また、ウィンタースポーツのアスリートを生み出してきた地域一体で取り組む「バックアップ力」。

以上、のべましたのはごく一部ありますが、これは「木島平村のブランド力」と言ってもいいかなとも思っております。

「移住定住推進係」と「教育委員会」が常にタイアップしながら、子育ての喜びを実感できる村づくりを目指して、さらに「移住定住」が促進できればと考えております。

今後は、「魅力あるホームページでの発信」と、必要とあれば、来村された移住定住希望者に、園長・校長、また私自ら、「木島平村の教育の魅力」を語りたいと考えております。以上です。

議長（萩原由一）

丸山邦久 議員。

再質問

5番 丸山邦久 議員

再質問で、木島平村の教育のここがすごいというところをアピールしてほしいと言いたいところでしたが、先手を打たれてしまいましたので、経営として考えると必ず、非テクノロジーという言葉があるんですね。要は参入障壁。木島平村の教育が素晴らしいのは皆さん理解していただけると思うのですが、じゃあ、簡単に真似ができないもの、参入障壁でね、そういうものがあるのかどうなのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

議長（萩原由一）

小林教育長。

（教育長「小林 弘」登壇）

教育長（小林 弘）

「木島平村の教育に真似のできないものはないか」という、他の市町村が真似のできないという特徴的なものということではありますが、ご存知のように木島平村は昔から教育というようなことに熱心であるというような評判が他の所へ行ってもあります。

そしてまた、地域の皆様の木島平の児童、子どもに対する教育に対する熱い視線というのもの

ある訳であります。

やはり先程も申しましたように、この自然豊かな四季が非常にはっきりする、そういう所で木島平の村民の皆様、そしてまた、先程言いました地域の力の地域力、それを基にしてやっていくことが木島平の大きな特徴であるということで、他の市町村が真似のできないということよりも、やはりそういう比較的なものよりも、地道に今までやってきた力を子どもたちにぶつけ、そしてまた関わってほしいと、そういうことを強く願っております。

議長（萩原由一）

丸山邦久 議員。

5番 丸山邦久 議員

私は社会人教育については多々経験もありますし、自信もあるのですが、こと子どもに対する教育というのはやはり教育長の足元にも及ばないのかなと、今正直思っております。

また教育委員会の方に勉強のためにお邪魔させていただきますが、是非邪魔者扱いしないで、オブザーバーとしてすんなり受け入れていただきたいなというご希望を申し上げて、私の質問は終わりたいと思います。

議長（萩原由一）

以上で丸山邦久議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は、午後 1 時 3 0 分でお願いたします。

（終了 午後 1 時 2 4 分）

議長（萩原由一）

休憩前に引続き会議を開きます。

1 番 山崎栄喜 議員。

（1 番 山崎栄喜 議員 登壇）

1. 少子化対策について

1 番 山崎栄喜 議員

発言を許されましたので、通告に基づき 3 項目について質問をします。

最初に少子化対策について質問します。

近年は、急激な少子化が進行しています。本村における過去 3 年間の出生数、子どもの生まれた数でございますが、平成 3 0 年度が 2 0 人、令和元年度が 1 6 人、令和 2 年度が 2 2 人で、過去 3 年間の平均は 1 9. 3 人と 2 0 人を下回っています。そして、今年度、令和 3 年度もこれまでに産まれた子どもの数と、年度内に産まれる予定の子どもの数の合計は 1 8 人とやはり 2 0 人を下回っています。大変大きな問題だと思います。

村は、これまでに単に少子化対策にとどまらず、移住・定住対策を含めいろいろな事業を展開してきましたが、中々その効果が表れないのが実状であります。このままでは村の活力が失われ、ひいては村の存続や集落機能の維持が困難な時期を迎えることになると思います。危機感を持って、知恵を絞り、思い切った対策を講じる必要があると考えます。

そこで、次の点について村長に伺います。

1 点目、少子化対策は村長の選挙公約の 1 つで、子育て世帯に魅力ある教育環境や、子育て

支援策の推進を唱えられています。少子化問題に対する村長の見解と、新たな対策や考えがあるかお聞きしたいと思います。

2点目、国は、重点政策に掲げる子育て支援をめぐり、幅広い専門家の意見を聴取するために専門家会議を新設するといっています。

また、複数の省庁にまたがる子ども政策を一元的に推進する「こども庁」の来年度中の発足を目指しています。

本村も、村民を交えた検討委員会の設置、若しくは庁内プロジェクトチームを設置し、今までの取り組みを検証し、思い切った施策の展開が必要と考えますがどうか。

3点目、若者の人口流出の大きな要因として、働く場所が少ないことが挙げられます。本村の企業誘致のための優遇措置は、他の市町村と比べて劣っていると言わざるを得ません。コロナ禍の時代にあって、テレワークが叫ばれています。このテレワークとは情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方で、これにはサテライトオフィスやリモートワークなど色々な形がありますが、企業を誘致するには絶好の機会とも言えます。

また本村は、ある雑誌の住みたい田舎ベストランキング2021村の部において、若者世代が住みたい田舎、シニア世代が住みたい田舎の2部門で1位、総合部門で2位を獲得しました。これも全国に向けて発信する大きな材料になると思います。県内外の企業の本社移転や事業所の新設に対する補助などの新制度を設け、既存の制度についても金額の増額など拡充が必要だと思いますがどうか。

4点目、本村には空き家バンク制度がありますが、移住を考えている人の中には、購入ではなく借家を希望する者が多いと言います。自治体によっては、空き家を村が買い取り、改修して貸し出す市町村もあります。私の地元では不動産屋が空き家を買取り、リフォームをして貸し出す予定でいるそうです。本村でも取り組む考えはないか。

5点目、村有住宅の使用料について、所得に応じた使用料に改正できないか。他の市町村では、そういう制度もあります。

以上、5点について伺います。

議長（萩原由一）

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

村長（日碁正博）

はい、それでは山崎議員の「少子化対策について」のご質問にお答えいたします。

出生数の減少は、大きな課題というように受け止めております。更にコロナ禍の影響で、今、全国的にも少子化が加速しており大変危惧をしております。そのため、村では「まち、ひと、しごと総合戦略」の中でも重点目標に掲げ、出産祝い金や新婚生活支援事業補助金など新たな対策を行っています。今後はさらに少子化対策を充実させる必要があるというように考えております。個々の内容については担当課長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

山崎民生課長。

（民生課長「山崎真澄」登壇）

民生課長（山崎真澄）

それでは私の方から村長の答弁に補足しまして、1の「少子化問題に対する村長の見解と新たな対策や考えがあるか」ということと、2の「村民を交えた検討委員会の設置、若しくは庁

内プロジェクトチームの設置について」お答えさせていただきます。

少子化による影響は、生産年齢人口の減少による労働力供給の減少、年金等社会保障分野における現役世代の負担が増大するなどの経済的影響と、単身者や子どものいない世帯が増加し、単身高齢者の増加による介護その他の社会的扶養の必要性の増、子ども同士の交流の機会の減少や過保護化などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響、過疎化がさらに進行することにより地方行政において、住民に対する基礎的なサービスの提供が困難になるなどの社会的影響が言われております。

少子化につきましては木島平村も例外ではありません。木島平村第6次総合振興計画の中に「子育てと教育の村づくり」を掲げ、更なる少子化の中、家族や仕事の条件に関わらず、誰もが安心して子どもを産み育てられる村づくりを推進してきています。

これまでの取り組みとしては、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導や育児支援を行う子育て支援室を開設、子育てにおける経済負担の軽減として保育料などの幼児教育無償化、母子の健全育成として母子保健事業にて、産後の母子をケアする産後ケア・デイケア事業、新生児聴覚検査補助金の開始、不妊・不育症治療費補助金の充実、予防事業にて子どもインフルエンザ接種補助金、おたふくかぜワクチン接種補助を始めました。

令和2年度においてこれまで以上に子育て世代への支援を切れ目なくしていくため、民生課と教育委員会とがより一層連携して、子育てを支援して行くための子育て世代包括支援センターを開設しました。

また少子化の背景にあります、未婚化・晩婚化対策として、婚活イベントの開催、結婚祝金や結婚新生活支援事業補助金を支給する婚活支援事業を行って来ています。

木島平村第6次総合振興計画の中では、施策の目標として出生数、平成25年時点32人、平成31年目標値28人と掲げられておりますが、計画どおりは行かず目標値を下回っております。

これまで少子化対策の取り組みを行ってまいりましたが、中々効果が表れてはおりませんが、引き続き行ってまいりたいと考えております。その中で充実できるものがあれば取り組みの充実を図ってまいりたいと考えています。

新たな対策については、子育て、福祉、移住定住、婚活対策、雇用の場の創出、情報発信等あらゆる分野の連携が必要でありますので、検討委員会、若しくは庁内プロジェクトチームの設置について検討してまいりたいと考えております。

議長（萩原由一）

産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

それでは私の方から、3点目、4点目のご質問についてお答えをいたします。

まず3点目でありますけれども、「県内外の企業の本社移転や事業所新設に対する補助などの新制度を設け、また現在の制度の拡充」というご質問であります。

現在、村が行なっている企業誘致に関連する対策としては、村内で新たに事業を始める創業支援として、100万円の補助金を中心として行っております。

議員ご指摘のとおり、若者流出の要因として働く場所がないということは、長い間、この地域だけではなく、地方の長年の大きな課題となってきました。

テレワークやリモートワークにより、出社しなくとも勤務できる環境は整ってはきてはおりますが、地方に拠点を移し雇用課題を解決していくには、まだまだ課題が多いように感じております。コロナ禍で不安定な状況もありますが、企業等の状況も見ながら進めて行く必要があ

ると感じております。

また同時に、働く場の確保といった観点からすると、雇用が豊富な長野市等への通勤負担の軽減策も効果的かと感じております。

いずれにしても、多様な「働く場」の確保に向けて、ご意見をいただきながら、また近隣の対策も参考にしながら、多方面からの対策を検討していきたいと考えております。

続きまして、4点目の「借家を活用して取り組む考えはないか」ということでございます。

議員ご提案の件につきましては、以前にも同様のご提案をいただいた経緯がありますが、移住の際に、確かにいきなり購入ではなく、まず賃貸して住んでみたいといったニーズもあることは承知をしております。しかしながら、空き家を村の財産として取得した場合、運用の中で改修や修繕、定期的な補修等が必要になり、経費面で課題があると考えております。

従いまして現時点では、移住体験住宅を活用した移住体験や、民間の賃貸物件等を活用したなかで、対策を進めていきたいと考えております。

議長（萩原由一）

建設課長。

（建設課長「小松宏和」登壇）

建設課長（小松宏和）

それでは私の方から5点目の「村有住宅の使用料について、所得に応じた使用料の改正ができないか」の点についてお答え致します。

村有の賃貸住宅につきましては、若者定住を目的とした施設であり、全体で21戸あります。現在すべて入居済みです。入居期限を設けていますが、その後の定住率も高く、効果が表れています。21戸の住宅の中には、事業上や法律により中堅所得者を対象とした特定公共賃貸住宅が4戸、地域優良賃貸住宅が4戸の合計8戸あり、入居において所得の上限や下限の設定があり、家賃設定についても制約があります。

その他の賃貸集合住宅のやまぶきハイツ10戸と若者住宅3戸については、事業上の制約はありませんが、対象施設については不動産鑑定士による鑑定や近傍の民間賃貸住宅の家賃との均衡を考慮した設定とし、家賃は2万円から6万円の設定としています。

また、村の若者定住家賃補助制度についても、世帯主又は生計中心者が40歳以下で条件を満たした場合に、家賃月額4万円を超える部分で上限額1万円の補助制度も活用できることとなっております。災害や不測の事態の時には、減免の制度も適用できることとしています。

このような点からも若者定住を目的とした現状の賃貸住宅の家賃設定につきましては、現行制度での運用が適当であると考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（萩原由一）

山崎栄喜 議員。

再質問

1番 山崎栄喜 議員

再質問させていただきます。

1点目、企業誘致は私も簡単なものではないというように思いますが、先程申し上げましたように、コロナ禍によりサテライトオフィスの誘致がし易いというように思います。議会で視察に行きました「徳島県神山町」では成功しておりますし、また、岡山県西粟倉村では、起業したい人を積極的に支援し、受け入れをしております。

また、住みたい田舎2部門で1位という評価など、本村にとって取り巻く環境は以前よりも良くなっているというように考えますので、誘致の道筋だけはしっかりと設けておくべきだというように思います。それで企業誘致のための優遇措置、これについて先程説明がありました。他市町村と比べて額が低い状況にある訳でございます。その辺の優遇措置について、はっきりとした答弁がありませんでしたので、明確な答弁をお願いをしたいと思います。

2点目、空き家を買取り貸し出す件についてであります。経費面で課題があるという答弁でしたが、団地を造成した場合にはもっと多額の費用が掛かることになると思います。

体験住宅もございますが、利用期間が限られておまして、30日以内というようになっている訳でございます。長期に借りることができません。本村のような場合には、雪もいっぱい降りますし、そういうところも体験してみないとわからない部分もあるというように思います。

また、民間の賃貸物件も中心集落にあり、空き家があるのでしょうか。これについては答弁は不要ですが。

そして、何よりも移住者は団地のような環境を望んでいるのでしょうか。団地みたいなところだと都会にいても変わらないと、もっと田舎暮らしというところに憧れるのではないかと私は推察をいたしております。中心集落以外の集落に呼び込むことができれば、集落機能の維持や活性化につながる可能性があります。限界集落を食い止めることができるかもしれません。

小川村では、期間を限って空き家を借り受け、これは購入ではなくて借りている訳ですが、村が改修して貸し出しているそうであります。買取りが経費面で無理なら借りることも含めて、今後検討をしていただきたいと思いますが、見解をお願いしたいと思います。

3点目に、飯山市の市営住宅には、鉄骨造りで間取りが居室2部屋にキッチンがあり、そう古くない建物で、月額13,400円からの使用料となっているものもあります。収入が少ない世帯もいます。他市町村への転出を防ぐためにも検討が必要というように考えますがどうか。

以上、3点について質問します。

議長（萩原由一）

産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

それでは山崎議員の再質問についてお答えをいたします。

まず1点目、「企業誘致の具体的な支援策を」ということでございます。

最初の答弁でもお話ししたように、近隣の支援状況について確認をさせていただいて、木島平に適した支援の有無について、そういった事例も参考にしながら検討していきたいと思っております。

2点目の「空き家を村で購入して貸し出せばどうか」というお話でございます。

これについてはやはり、現在村内に170戸ほどの空き家がございますけれども、実際に空き家バンクに登録しているのは10戸、それで昨年度の調査ですけれども、処分をしたいという方については約50戸ほどでございます。それ以外の空き家については、年1回管理をしているとか親戚の人に管理をしてもらっているとか、別荘で使っているとか、様々な利用形態がありまして、所有者については「空き家の認識ではない」という調査でございます。

村でも出来るだけ賃貸で貸していただけるような空き家ですとか、出来るだけ古くならないうちに空き家バンクに登録していただくように接触、接触と言いますか通知を出したりという対策をしております。

民間のアパートについても限りある戸数でありまして、中々空きがないというような状況ではございますけれども、村の財政状況、また移住者の状況等もでございます。

体験住宅については、今短期間の利用を想定しておりますけれども、やはりその中でも子育て世帯に少しターゲットを置いてみるかですとか、少し長い間貸して住んでいただいて、体験をしていただくというような意見もございますので、そういったことも含めて、今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（萩原由一）

建設課長。

（建設課長「小松宏和」登壇）

建設課長（小松宏和）

それでは3点目の、「他の市町村で低料金での貸し出しがある」ということにつきまして、お答えをいたします。

村の賃貸住宅につきましては先程の説明の通り、若者定住を目的とした施設ということで、その目的にあった家賃設定としていますが、その他に住宅を必要とする理由の関係で、公営住宅法を根拠とした公営住宅等の整備事業等を活用した場合には、低所得者層を対象として段階的な家賃設定で対応していくというような制度もありまして、村の関係につきましては、現状は若者定住を目的とした施設のみであるという点があります。

また、そのような施設の必要性につきましては、状況を確認してそれぞれ確認をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（萩原由一）

山崎栄喜 議員。

2. 公有財産の管理、処分等について

1 番 山崎栄喜 議員

2番目の質問、公有財産の管理、処分等について質問をします。

村は、多くの土地や建物などを保有しています。公共施設については、限りある財源の中で、公共施設総合管理計画及び個別施設計画により施設の除却を含めて検討されていますが、スピード感に欠け、一部には適正に管理をされていない施設があります。

また、施設の管理だけでなく、土地についてもその在り方を検討する必要があると考えます。

そこで、次の点について村長に伺います。

1点目、現在使用していない土地についての利用計画があるか。

2点目、1点目の質問でもふれましたが、若者の人口流出の大きな要因として、働く場所が少ないことが挙げられます。使用する予定のない土地を活用して、企業誘致ができないか。

3点目、今後、使用する予定のない村有地があるのであれば売却したらどうか。

4点目、老朽化した公共施設がいくつもあり、今後、多額の更新・維持管理費が見込まれています。個別施設計画の作成が遅れていますが、財源には限りがあります。

6月に、公共施設の現状を調査・把握するために、議会でホテルシュエネスベルク、郷の家、馬曲温泉、有機センターなどの施設の視察を行いました。かなり老朽化が進んでいるというように思います。

施設の存廃について、スピード感を持って早急に方針の決定を行う必要があるというように感じます。

5点目、ホテルシュエネスベルクの現地調査を行ったところ、水道の蛇口の盗難や雨漏りの痕跡が見られ、床にはシミがありゴミも散乱していました。廃墟を思わせる状況で唖然といたしました。とても適切な管理状況にあるとはいえません。現在、使用してなくても、今後、使用や売却が検討されているわけでございますし、その時に余計な費用が掛かったり、価値が低下してしまう恐れがあります。管理計画を作り、適正な管理に努める必要があると思っておりますがどうか。

以上、5点について質問します。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

はい、それでは固有財産の管理、処分等についてというご質問にお答えをいたします。

村有地で宅地として利用可能な土地につきましては、土地開発公社を通して売却を進めております。昨年度は2件売却し、現在土地開発公社に手持ちの土地がないため、候補地の選定を行っております。

また、旧北部小学校の跡地については、村で造成し売却を進めております。

それぞれのご質問については、各担当課長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

村長の答弁に補足して、3点についてご説明いたします。

まず1点目の「現在使用していない土地についての利用計画について」でございます。

村長答弁にもございましたが、既に売却した分を含めまして、計画しているものと利用計画があるもの、それからないものがございます。

次に、「使用する予定のない村有地の売却等について」でございます。

旧保育園や旧学校跡地など、公共施設跡地は今後も利活用が困難と現時点は考えてございます。

ご指摘の通り、利用計画がないものについては、売却処分の検討を進めてまいりたいと考えておりますが、処分に当たっては、公共的団体による公共目的での活用を優先に考えていきたいというように思います。

4点目の「個別施設計画の作成と方針の決定等」でございます。

以前からもご指摘いただいておりますが、今年度中に総合管理計画を見直し、個別施設計画についても一定の方向性をお示していく予定でございますので、よろしく申し上げます。

議長（萩原由一）

産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

それでは私の方から2点ご説明をいたします。

まず1点目ですが、「使用する予定のない土地を活用して企業誘致できないか」ということでございます。

まず村有地を活用した企業誘致というお話でございますけれども、現在、村で所有している土地については、利用できそうな土地ということでございますけれども、庚のJAの跡地ですとか、和栗のコンポスト跡地とかが該当する土地でございますけれども、中々小さな企業も含めて、企業誘致としての活用は少し難しい土地ではないかというように認識しております。

また、5点目のホテルシュエネスベルクの関連で、「今後使用や売却を検討されているので、管理計

画を作り適正な管理に努める必要がある」ということをございます。全くその通りでございます。

シューネスベルクについてですけれども、指定管理施設を外しまして、営業を休止してから2シーズン目になります。建物内の劣化が徐々に進んできている状況です。定期的に職員が換気や点検等行っております。今後、本施設につきましては、状況を見ながら、譲渡や売却に向けて手続きを進めていきたいと考えております。

今後は、ご指摘のとおり価値ができるだけ低下しないよう、しっかり管理をしてまいりたいと思います。

議長（萩原由一）

山崎栄喜 議員。

再質問

1番 山崎栄喜 議員

再質問させていただきます。

1点目、現在使用していない土地について、後日で結構でございしますが、利用未定なものも含めて、利用計画の一覧表を提示していただきたいというように思います。

2点目、ホテルシューネスベルクについて、定期的に職員が換気や点検を行っているという答弁でありましたが、定期的とはどのくらいの間隔で行っているのか。

また、私が見るには掃除を行われていないように見受けられた訳でございしますが、やっているのかどうか。「等」ということでぼやかして答弁もございましたので、はっきりと答弁をお願いします。

議長（萩原由一）

産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

それでは再質問にお答えをいたします。

換気等の点検でございしますが、概ね1ヶ月程度で行っております。

また、掃除等が行われていない状況というお話でございしますが、大きな掃除等はしておりません。点検によりまして、換気ですとか異常がないかというところを中心に点検をしているという状況であります。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

「村有地等の利用計画について」は、先程再質問にございましたが、整理をいたしまして、後日報告させていただきますので、お願いします。

議長（萩原由一）

山崎栄喜 議員。

3. 来年度予算編成にあたって

1番 山崎栄喜 議員

最後の質問、来年度予算編成あたっての質問をします。

令和3年度も半年が過ぎようとしています。今年の3月定例議会において、私の令和3年度予算案についての一般質問のうち、基金に頼らない健全な財政運営ができているかとの質問に対して、総務課長から「現時点での推計では、単年度約1億5,000万円程度の収支不足が見込まれ、同規模の基金残高が毎年度減少する見込みとなっている。次年度以降の実施計画策定において、更なる歳出抑制と事務の効率化に努め、予算編成や事業実施に当たっては、更に歳出を抑え、歳入においても国や県などの外部環境の動向に注視しながら、財源の確保に努めていきたい。」との答弁がありました。

まもなく、来年度以降の実施計画の策定や来年度予算の編成作業に着手する時期を迎えます。そこで、次の点について村長に伺います。

1点目、令和2年度の決算を踏まえ、状況に変化があるかどうか。

2点目、今議会に、令和2年度事務事業評価報告書が提出されましたが、評価対象の69事務事業のうち、改善、縮小が1事業だけあります。これで本当に歳出の抑制ができるのか、村長の見解をお聞きします。

3点目、事務事業の最終評価は、副村長を委員長とした庁内職員だけで行われていますが、第三者による評価も検討するべきではないでしょうか。

4点目、歳出を抑制するための実効性のある具体的な方針を示し、予算編成方針に盛り込む必要があると考えますがどうか。

以上、4点について伺います。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

それでは、「来年度の予算編成にあたって」というご質問にお答えいたします。

議員も申しあげました通り、例年、予算編成の前に実施計画の見直しを行っております。財政状況を考慮しながら、すべての事業について、必要性や実施時期について見直しております。そしてまた、その計画に基づき予算編成をすることとしております。

歳出を抑えることはもちろんですが、様々な財源の確保により、歳入の増収も併せて考えていきたいというように考えております。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

村長の答弁に補足してご説明いたします。

まず最初に、「令和2年度の決算を踏まえて状況の変化について」でございます。

令和3年当初予算編成後に見直しを行った財政計画と、令和2年度決算の状況を比較しますと、基金残高は24億2,532万5,000円と試算したものが、決算額では25億8,459万4,000円となり、1億5,926万9,000円の増の決算となっております。

また、地方債残高につきましては、36億7,755万円と試算をしておりますが、決算額では36億6,899万6,000円となり、855万4,000円の減の決算となりました。

しかしながら、このことが今後の財政運営を劇的に改善するものではなく、令和3年3月の定例議会でも申し上げましたとおり、財政計画上の推計では、単年度約1億5,000万円程度の収支不足が見込まれることに変わりはありません。依然として厳しい財政運営が強いられていると考えてございます。

令和4年度以降の実施計画策定、新年度予算の策定にあたっては、実施事業をさらに精査し、歳出を抑制しながら、国県道の補助金等、動向を注視し、財源の確保に努めてまいります。

2点目の「事務事業評価による歳出の抑制ができるのか」というご質問でございます。

コロナ禍となった令和2年度は、中止や規模縮小となった事業が多数ございまして、事業評価そのものが難しい状況でもございました。

また、今後については評価基準の見直し等も検討を進めていく計画でございますが、より評価が次年度計画や予算策定に反映できるように、改善していきたいと考えてございます。

実施計画や予算編成の中でさらに検証を進めながら、継続事業であっても歳出を削減することも想定してございます。

3点目の「事務事業評価に第三者による評価をしないのか」というご質問でございます。

行政評価庁内委員会による評価だけが、それぞれの事務事業評価ではないと考えてございます。議員各位をはじめ、村民の皆様のご意見や、改善に向けたご提案等も貴重な評価と考えています。皆様の声が各事業の改善につながるよう、所管ごとに取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

現時点では、第三者による評価は実施する予定はございません。

次に、歳出を抑制するための具体的な方針についてのご質問でございます。

新年度予算編成にあたりましては、年間を通して見込まれる全ての収入支出について、要求の根拠を明確にして計上することを基本とし、安易に一般財源に頼ることなく、村施策の合致する国県の補助金等を積極的に取り組み、財源の確保に努めてまいります。

村税、使用料及び負担金など自主財源の確保を図るとともに、団体の負担金及び補助金については、収支状況を確認し、剰余金等が発生している場合は見直しも検討してまいります。

充当一般財源の削減にあたっては、全庁及び各係単位で削減目標を設定することとし、要求基準額を上回ることはないよう精査を行い、経常経費の節減を図りながら歳出抑制に努めてまいります。

議長（萩原由一）

山崎栄喜 議員。

再質問

1番 山崎栄喜 議員

再質問させていただきます。

1点目、基金残高が1億5,926万円増えたという答弁でありました。大変結構なことですが、その増えた理由は何か教えていただきたいというように思います。

2点目、村税使用料及び負担金など、自主財源の確保を図るという答弁がありましたが、増える要素があるのでしょうか。あるのなら具体的に説明をお願いしたいと思います。

また、削減目標を設定するということではありますが、今年の3月議会における答弁で、令和3年度予算編成にあたり、係ごとに一般財源の歳出目標額を定め、その結果、事業費の削減額が約500万円だったという答弁がございました。今後さらなる事業費の削減が本当に可能なのでしょうか。見解をお聞きしたいと思います。

3点目、依然として単年度1億5,000万円程度の収入不足が見込まれているというところでございます。削減目標を設定するだけでは不十分ではないかと私は考えます。村長の強力な

リーダーシップの発揮が必要ではないかと思いますがどうか。

以上、3点について質問します。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

はい、最初に「基金の増額」ということでありますが、これについては財政計画上、端的に申し上げれば歳出についてはかなり抑制をしておりますが、それ以上に歳入についてはもっと厳しく見積もっております。そのことが結果的に歳入増に繋がっていくということもあると思いますし、また、令和2年度につきましては、コロナの感染拡大で計画した事業が出来なかった、そういう不要額も重なってきているというように考えております。

それからまた、予算編成の前の段階、実施計画の段階でかなり査定に近い状況で行っております。予算編成にあたっては、当然しっかりとした具体的な根拠等を示して予算要求をしていく訳ではありますが、それ以前に実施計画でもかなり今、事業効果、それからまた、事業の経費等について削減をしてきていると、言ってみれば二段階で査定をしてきているような状況であります。

それからまた、「1億5,000万円これも財政計画上の財源不足」ということでありますが、これも最初に申し上げた点と多少係わってきますが、財政計画上はやはり甘い計画は作れないということで、支出の、そしてまたそれ以上に、歳入の方はかなり厳しく見積もっております。そんなことも含めて、年度当初は当初予算にあたってはどうしても財政調整基金を繰り入れた上での予算編成、そして事業を実施するにあたって経費の節減を進めたり、歳入の確保を図ることによって決算には1億5,000万とは言わず、歳入不足を限りなく少なく抑えていく、そういうことを、言ってみれば自主計画、予算編成、そしてまた年度中の事業実施にあたってもしっかりと財政管理を行っていく、そういうことで財政運営を図っていきたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（萩原由一）

以上で、山崎栄喜 議員の質問は終わります。

以上で、本日の日程は、終了しました。

本日は、これで散会します。

（終了 午後 2時 20分）

令和3年9月第3回 木島平村議会定例会
《第3日目 令和3年9月9日 午前10時00分 開議》

議長（萩原由一）

おはようございます。

（全出席者「おはようございます」）

議長（萩原由一）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問の順序については、議会運営委員会において抽選のとおりです。

6番 勝山 卓 議員。

（6番 勝山 卓 議員 登壇）

1. 観光行政について

6番 勝山 卓 議員

それでは、議長から発言を許されましたので、通告に基づきまして3点の質問に入らせていただきます。

最初の質問ですが、観光行政についてお伺いをしたいと思います。

長野県の「観光地利用者統計調査結果」による当村の観光地延べ利用者数の推移をみると、平成12年5万3千100人がピークで平成30年には2万1千400人、3万1千700人が減っているという内容であります。令和2年には1万7千300人ということでありまして、4万2千000人が減というふうに落ち込んでおります。

村内3観光地点のピーク時と平成30年度比較ではですね、「木島平」という点でいきますと平成5年が3万7千500人です。30年には1万1千300人というふうに落ちています。2万6千200人落ちていると。「カヤノ平」ですが、平成19年に7万人、から3万7千000人減っています。それから「馬曲温泉」であります。平成10年2万1千600人から6万4千000人、1万5千100人が29.8%ということになっています。

また令和2年度との比較であります。コロナの関係もありますけれども、木島平村で15.2%、それからカヤノ平で37.8%、馬曲温泉で20.8%と激減をしております。

あわせて、観光施設・設備の老朽化問題に直面し課題は山積しているわけでありまして。こうした状況にあって、観光施設の問題だけではなくですね、村は改修財源や維持管理の財政負担が耐えられるか。そこで次の質問をいたします。

まず、1点目ではありますが、「観光基本計画（平成28年～31年）」ではですが、最終年度までに観光客の入込目標数を30万人にとしているわけでありまして、それに対して31年度についてはですね、2万2千800人（73.5%）だったということでありまして。この数字をどう捉えるかお伺いをしたいと思います。

それから2点目です。観光振興対策を実現するためにですね、村、観光振興局、観光株式会社の連携をどうすすめていくのか、お考えをお願いしたいと思います。

3点目、将来多額の資金投入が必要と予想されるスキー場、それからホテル関係、馬曲温泉の今後の運営方針についてお伺いをしたいと思います。

4点目、今回は特に公共性の高いスキー場関係について、スキー場関係に絞ってお伺いをしたいと思います。

まず、1点目ではありますが、村はリフトの維持管理費に過去10年間で3億円近い金額を投

入しております。実施計画ではですね、令和3年度から5か年間で3億7,700万円ほどの計画がされているということでありまして、施設の状況・課題についてお伺いをしたいと思っております。

それから2番目ではありますが、観光株式会社が行うスキー場運営についてはですね、赤字経営が続いているわけではありますが、令和3年度にはコロナ対策として新たにスキー場指定管理費1,500万円、上限としてですが予算化をされています。スキー場の集客状況は、平成4年22万8,000人、平成30年には4万8,000人。18万人が減少しているということでもあります。運営方針に基づくリフトの稼働本数の見直しが必要であるんじゃないかなど考えるわけではありますが、将来ビジョンはどの様になっているか。また老朽化したリフトなどの更新にあたってですね、事業費がどのくらいかかるのかお伺いをしたいと思っております。

それから3番目であります。スキー場がもたらす経済効果についてお伺いをしたい。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

それでは勝山議員の「観光行政について」のご質問にお答えします。

村の観光行政につきましては、馬曲温泉やスキー場、やまびこの丘公園を中心とした施設観光の取り組みを進めてまいりました。

人口減少や社会構造の多様化や変化により、特にスキー人口の減少と施設の課題がご指摘のとおりであると認識をしております。

さらにコロナ禍でたいへん観光にとって厳しい状況が続いておりますが、昨年来、地方創生臨時交付金等を活用しながら、対策を進めているところであります。

村の大事な産業を支える重要な施設ですが、状況を見ながら規模の縮小や管理方針の変更も検討せざるを得ないというふうを考えております。

今後も関係機関、関係者が連携し、さらに広域連携も図りながら振興を図ってまいりたいと考えております。

個々の質問については、産業課長から答弁させます。

議長（萩原由一）

湯本産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

それでは村長の答弁に補足して説明をいたします。

まず、1点目の「観光基本計画に対する実際の観光入込み数の状況について」であります。目標に対してというご質問でございますけれども、最終年度では、台風や寡雪、またコロナの影響によりまして、秋以降に大きな影響があったのも大きな要因と考えております。数値的には、目標でございます。正直若干大きかったと言えれば大きかったというような状況はあろうかと思っております。

次に2点目の「関係機関の連携」であります。当然、各組織の役割があります。それぞれで進めていくことは当然のことですが、定期的な情報共有のための連携会議を開催しながら、効果的な情報発信のため、ターゲットの確認、また共通したコンセプトの作成の共有など、関係者が一体となり進めてまいりたいと思っております。

3点目であります。いずれの施設についても現時点では主要な施設であります。老朽化や改善が課題となっております。現状の施設をそのまま更新していくことは財政的にも難しい状況でありますので、状況を見ながら縮小も含めて検討してまいります。

現時点では、ホテルシュエネスベルクについては、譲渡、売却を念頭に進め、馬曲温泉については、新源泉の掘削（くっさく）について具体的なスケジュールを立て、基本は継続としますが、施設運営については多様な運営形態も含めて検討していきたいと考えております。

4点目、5点目ですが、「スキー場リフトなどの施設の維持管理の課題、施設の状況と課題について」です。

まず課題については、3点目でお答えしたとおりですが、状況については一番新しい第11リフトで24年経過しております。6本あるリフト平均で30年となっている状況であります。いずれのリフトも運行に最低限の経費で修繕を続けている状況ではあります。メーカー等への働きかけもしながら長く運行できるよう努めながら、縮小も含め最小限の掛替え計画を目指してまいります。

また、リフトだけでなく降雪機や圧雪車なども更新の必要もあり、全て更新した場合は数十億円との試算ではあります。

最後の「スキー場がもたらす経済効果は」ということですが、いくらといった数字を出すことはとても難しい状況でありますけれども、経済センサスの数値を参考にした場合、村内全体の数値ではあります。宿泊、飲食、サービス業の年間売上額として、平成26年度調査では7億6,300万円となっております。そこにスキー場の雇用等を加味したものが経済効果という目安と考えます。

議長（萩原由一）

勝山 卓 議員。

再質問

6番 勝山 卓 議員

それでは再質問をお願いしたいと思います。

観光客の入込目標が計画に対してですね、73.5%に終わっているわけでありまして。

只今の答弁によりますと、外的要因で片付けられているというような感じを受けとめられるわけでありまして。内的な要因があるのではないかなど、こんなふう思うわけでありまして。内的要因についてありましたらですね、お願いをしたいと思います。

それから2点目です。スキー場のホテル・馬曲温泉等のこれからどうしていくのかという中で、状況を見ながらですね、「縮小を含めて検討していく」という答弁でした。公共施設個別計画を作っておられると思いますが、方向性を示す必要があるのではないかなど思うわけでありまして、そういった内容でいいのかお伺いをしたいと思います。

3点目であります。スキー場運営につきましてですね、たいへん厳しいものがあるわけでありまして、村の観光株式会社が指定管理で運営を行なっているわけでありまして、リフト等の設備投資した事業費、それから毎年かかるリフト等の維持管理費は村が負担しているわけでありまして。スキー場運営を、ひとつの財布と見た時にですね、回収できる収益確保は現状ないわけでありまして。スキー場への集客数のピーク時の5分の1に減少しているということでありまして。村が毎年多額な費用を負担しているわけでありまして、このことについてどうのようにお考えかお伺いをしたいと思います。

4点目です。「レジャー白書」によりますとですね、日本国内のスキー・スノーボード人口がですね、580万人。平成26年です。最高であった平成10年1,800万人。約3割まで減少していると。この中身はですね、レジャーの多様化だとかデフレ化で実質的な所得が低迷

した背景があるというようなことが言われています。

また、少子高齢化が進展していく中で集客をどう確保していくかが課題だというふうに思います。どうお考えかお伺いをしたいと思います。

それから、5点目です。昨年のスキー場関係の収益関係を見ますと、営業利益で約4,000万近い数字を上げているわけでありまして、同じ客数で見ますと、平成28年度についてですね、約4万6,000人。平成28年がですね、4万5,500人ほどであります。これを分析しますとですね、営業利益で約5,000万ほど違うわけでありまして、経費は両年度で同じ額であります。ほぼ一緒です。30万ほど違うだけであります。そうすると、この数字を見ますと客単価が違うということでありまして、今年は約3,100円ほどの客単価になります。28年は2,000円になってですね、約1,000円の客単価が違うとこういうことあります。

この単価の違いはどうしてなっているのかということではありますが、今年は団体客が入らない、個人客キャンペーンの効果もあって個人客だったというふうに思いますが、その辺についてどうお考えになられているかお伺いをしたいと思います。

もし、個人客であるということによって単価が上がるとすればですね、今後個人客の取り組みについて、どう取り組んでいくのか増収に繋げていくのかお伺いをしたいと思います。

議長（萩原由一）

産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

それでは、再質問についてお答えをいたします。最初の4点目について私の方からお答えをいたします。

まず、「観光基本計画のその入込目標を達成できなかった内的要因について」ということでございます。理由につきましては、様々あるかと思えますけれども、「観光基本計画」につきましては、村全体で観光振興に取り組むという形でできるだけ滞在を目的に訪れていただく方を増やすということで、30万人の目標を設定してきました。

近年の観光につきましては多様化しており、訪れる方も様々な現地での過ごし方等の形になってきておりますので、そういったニーズの対応ができなかったということも要因として考えられます。

また、次に施設の関係であります、「方向性を示していく必要があるのではないか」ということでございます。これにつきましては、ご指摘のとおり、早めに財政状況を加味しながら方向性を示していく必要があると感じております。

ただ、現時点でどの施設を減らすですとかということは、申し上げられない状況になりますので、また今後早いうちに、できるだけ早いうちに方針を示していきたいと考えております。

「リフト経費について負担をどのように考えるか」ということでございます。やはり、スキー場の入込客数が減少しておりますので、そういった数値を基に適正な規模にしていく必要も今後あると思っております。

また、スキー場の規模につきましては、今後の検討になりますけれども、できるだけ縮小というのを念頭において考えております。

次、「集客をどのように考えていくのか」ということでございますけれども、やはり最初の再質問で申し上げましたとおり、スキー場以外の集客手段というのが長年の木島平の課題でございます。

現在、村全体、観光行政を考えた場合、観光振興局で「地域活性化起業人」を活用しまして、

活動をしていただいております。アドバイス等いただきながら幅広い集客対策ということで検討をしていきたいと思っております。

議長（萩原由一）

小松参事。

（改革担当参事「小松伸二郎」登壇）

改革担当参事長（小松伸二郎）

勝山議員の再質問にお答えします。

勝山議員ご指摘のとおり、「リフトの売り上げの差は客単価の違い」でございます。こうした客単価の違いを生み出した原因は、3つございます。

1つ目は、客単価の安い団体客に依存していたことが挙げられます。令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により団体客が軒並みキャンセルとなりました。日帰り客ではありますけれども、客単価の高い個人客が増えたことによりまして4,000万円程度の黒字を計上することができました。

対策としましては、一層個人客の集客に力を注ぐと共に、団体のお客様のリフト料金の見直しを行ないます。

2つ目は、宿泊促進、コンビニ決済、ネット通販、ネット販売のため安価で提供したことが挙げられます。

対策としましては、近隣市町村の価格やコンビニ決済時の価格、手数料、こういったものを加味しながらリフト券の改定を行ないました。

3つ目は、安価で複雑なリフト券の種類でございます。お客様はなるべく安くリフト券を購入したいと考えております。その要望に応えるため、これまで時間指定あるいはゲレンデ指定といった安く、そして数の多い券種でお客様の要望にお応えしてまいりました。

その結果としましては、券売窓口では常に混雑をし、かつ利益に繋がらないという現象が生じておりました。

対策としましては、それぞれの券種の販売実績と効果を徹底的に洗い出しまして販売シミュレーションを行ないまして、券種の見直しと料金の改定を行ないました。

以上、客単価を上げるための方策として個人客へのシフト、リフト料金の改定、リフト券の券種の改定、この3つに取り組んでおりますが、木島平スキー場の魅力アップはまた別の話で、今後はスキー場の魅力アップ事業に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（萩原由一）

勝山 卓 議員。

2. 豪雨災害対策について

6番 勝山 卓 議員

それでは、2点目の豪雨災害対策についてお伺いをしたいというふうに思います。

豪雨災害は近年頻発化し、また局地的に強く降る傾向があって、各地で甚大な被害が生じているわけでありまして。9月の5日にはですね、茅野市宮川高部で大雨による土砂流出で大きな災害が出ているわけでありまして、避難指示発令後はですね、高部区では防災無線で避難を呼びかけたり、消防団員や茅野署員が住民にですね、声掛けをし、回ったことが避難を早め、住民の多くが避難してけが人も出なかったと報道されておったわけでありまして。

災害に備え防災・減災意識を高め、地域で対策に取り組む必要性をですね、改めて再認識をされたわけでありまして。

8月であります、停滞した秋雨前線の影響でですね、またしても大雨となったわけであり、県内8月の13日、北部や山沿いで大雨となって、14日、中南部を中心に強い雨が続き、当村においてはですね、12日夕方から降り始めた雨ですが、13日の5時47分大雨注意報、9時48分洪水注意報。14日の22時にはですね「高齢者等避難」情報が発令されて、15日1時26分ですが、洪水警報が発表されているわけであり、幸いにもですね、大事に至らなかったわけであり、農業被害が発生したわけであり、大きく5点質問しますが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、1点目です。今回の被害状況についてお伺いをしたいということであり、

2点目、「高齢者等避難」情報が発令されたわけであり、課題があったかどうかをお伺いをしたいと思います。

3点目、村内における大規模盛土造成地について説明をお願いしたいと思います。

4点目、村の防災システム、防災気象状況が村のウェブサイトで見られるわけですが、この情報をふう太ネットに流せないかという質問であります。

昨日、丸山議員からの一般質問でですね、私も災害の質問をした時にですね、その「正常性バイアス」について一般質問をした経過を思い出したわけであり、重大な危険性をはらんでいるということで、この「正常性バイアス」が働くと避難行動が遅れるということが分かっております。迅速な避難判断・行動をとるにはですね、情報が身近にあることが大切だと、こんなふうには思っておりますが、どうお考えかお伺いをしたいと思います。

それから5点目、昨年の7月の15日、16日に集中豪雨災害が発生してですね、課題について一般質問をしたわけであり、その答弁に対する確認で2点お願いしたいと思います。

まず1点目であり、農地等の災害復旧事業で村単事業の被災した農家の負担率を国庫事業負担率と同じにすることについて質問しているわけであり、その回答がですね、「災害時の村単の個人負担については近隣と、それらからそれぞれの状況を見ながら、これから検討させていただきたい」と、こういう答弁があったわけであり、こういった状況であるのかお伺いをしたいと思います。

それから2点目であり、上堰（うわせぎ）、下堰（したせぎ）をオーバーフローして大変な災害が発生したわけであり、一次的なものでないわけで、水路のオーバーフロー対策としてですね、排水の整備が課題となっていると。そのことについてですね、「各水路の管理者または組合員の皆さんと話す機会を設けながら対策について検討をしてみたいと思っています。」と、こういう答弁であります。その検討に入ったかどうかお伺いをしたいと思います。

議長（萩原由一）

日基村長。

（村長「日基正博」登壇）

村長（日基正博）

それでは勝山議員の「災害対策について」のご質問にお答えいたします。

まず、村内の大規模盛土の造成地につきましては、令和2年度に大規模盛土造成地の調査を行っており、民間事業者での案件はなく、公共施設等で3か所となっております。いずれも問題なく良好な状態ということであり、

災害に関するその他のご質問については、それぞれ担当課長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

湯本産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

それでは勝山議員のご質問に、村長の答弁に補足をしてお答えをいたします。

私の方から「農地の災害」また「水路の関係」についてお答えをさせていただきます。

まず「被害状況は」ということですが、今回発生した被害については、農地の畦畔（けいはん）の崩落が2か所、樽川の氾濫による水田の冠水で、市之割沖を中心に27.8ヘクタールとなっています。水田の冠水については、現時点での被害状況は判断できないため、収穫の状況によって被害が出るかどうかといった状況であります。

続きまして、「農地等の村単災害復旧事業の負担率の見直しについて」ということであります。

農地等村の災害復旧事業に対する補助率の見直しについてですが、国の災害基準では、雨量等の基準を満たした場合に、農地50%・農業用施設65%となっており、村単事業と同じ補助率が基本となっています。

しかしながら、近年、全国的に災害規模が大きくなり、激甚（げきじん）災害に認定されており、その際は、全国的に災害復旧への補助率がかさ上げされ、村単独復旧事業との差が生まれているのが状況であります。

他市町村の補助率の状況を調べておりますけれども、自治体によって補助率が違うのが実情であります。村としては、優良農地の確保、また農家負担軽減の観点、また近年頻発する災害の状況等も踏まえ、引き続き補助率について検討しています。見直しするとした場合は、来年度予算から反映できるように只今検討しております。

続きまして、「水路のオーバーフロー対策として排水路整備について検討に入ったか」というご質問であります。

水路のオーバーフロー対策の検討に入ったかということですが、いただいた上堰関連での検討についてはこれからであります。排水路については、施設の老朽化や大雨によるオーバーフローといった問題が各地で表面化してきているのが実情であります。また、各地でそういったことが課題となっております。

排水路は、区や中山間地域直接支払制度、多面的支払交付金制度の地区など複数の受益組織が関係していますので、地元・管理組合等の関係者で情報共有や管理方法の確認も必要と感じております。

そのうえで、抜本的整備が必要な場合については状況や課題を伺いながら、整備に向けた検討を進めていきたいと考えておりますので、管理組合等でご相談をいただき、また村にもご相談をいただければというふうに思っております。

議長（萩原由一）

小松建設課長。

（建設課長「小松宏和」登壇）

建設課長（小松宏和）

それでは私の方から3番目の「村内における大規模盛土造成地について」ご説明させていただきます。

令和2年度に大規模盛土造成地のスクリーニング計画の策定を行っております。大規模盛土造成地の調査対象地は、谷埋め型で盛土面積が3,000㎡以上、腹付け型で盛土前の地盤に対する角度が20度以上かつ高さが5メートル以上のものが対象となっております。

村内全域の地形が変わった部分の調査ですが、該当するのは公共施設等の3か所、中央グラウンド、やまびこの丘公園駐車場及び隣接する村道、池の平のクロスカントリーコースの一部となります。

適正に計画された盛土であり、調査の結果も全ての施設において、法尻（のりじり）からの湧水や、法面（のりめん）の崩落の予兆となる変動はなく良好な状態であることが確認されています。本年度も、現地確認しておりますが問題ない状況であります。

なお、この調査結果につきましては、村の公式ウェブサイトにも掲載しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

それでは私の方から2点についてお答えしたいと思います。

まず、『高齢者等避難』情報発令の課題についてでございます。

今回のケースのように、「高齢者等避難」情報の発令基準に達するのが深夜と予測され、さらに避難指示の基準になるのが、早くても早朝と推定される場合の判断は難しいと考えてございます。

「高齢者等避難」情報は、あくまでも、その後の災害の危険性を予測し、避難に時間の要する高齢者の方や要支援者の方を対象に、避難指示を前提にしたリードタイムを確保するために発令するものであります。早めの発令は重要と考えます。得られる情報の中で、危険度を予測し、適切な避難情報等の発令を行なってまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、「村防災システムの気象状況等をふう太ネットに流せないか」というご質問であります。

現状の情報通信施設の機器及び施設等では、現在のふう太ネットへインターネット上の気象状況などを放送することは、できない状況になってございます。

気象状況を含めた災害関係の情報発信については、今後も検討を継続し、できることから対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（萩原由一）

勝山 卓 議員。

再質問

6番 勝山 卓 議員

それでは、再質問をお願いしたいと思います。

今回、村独自のですね、災害情報の発信についてお伺いをしたいと思います。

村のウェブサイトで情報発信がされてるわけですが、更新時間が分からないので時間的なところは分かりませんが、8月の14日に「前線の停滞に伴う大雨について注意喚起」ということでウェブサイトに載っております。これについてはですね、14日の9時までの降水量を中心として載っているわけですが、その次に出たのが8月の14日22時、『警戒レベル3 高齢者等避難』情報を発令しました」と、こういうことでそれぞれ何時にアップされたか分かりませんが、この間約12時間ほどあるわけですが、ウェブサイトですね、防災気象情報が見れば分かるということですが、こまめに情報を流していただけないかなと、こんなふうに思っているわけですが。

それから、14日の「高齢者等避難」情報の発令のエリアメールの関係ですが、受信時間差が起きているわけですが、なぜ起きたかと、こういうことでもあります。

村からの発令時刻が分かりませんが、22時ということになります。携帯のメール受信の時間ですが、「docomo」が22時24分、「au」が22時26分です。災害時にで

すね、この25分前後の情報の遅れはですね、非常に重大な災害に繋がるというふうに思います。この原因とですね、それから対処についてお伺いをしたいと思います。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

それでは、再質問にお答えいたします。

まず、「雨量情報等の情報発信の細かな体制」でございます。

ご指摘のとおり、ウェブサイトの情報については、いわゆる「高齢者等避難」情報が発令するまでの情報は更新はしてございません。こちらの方といたしましては、雨量そのものがすぐに被害になるという形では想定していなかった部分もございますので、特段対応はしなかったという形になります。

しかしながら、ご指摘のとおり今後は順次情報発信を継続していくということを前提に考えていきたいと思っております。

また、「エリアメールの到着時刻が遅くなった」ということでございます。

これについては、9時からの防災対策会議の中で、方針等を協議・検討し、決定した後、それぞれの情報発信の対応になります。担当職員2人の方で、ふう太ネット、それからウェブサイト、エリアメール、順次対応していくという形を取りましたので、最終的にエリアメールの発令が時間かかってしまったという形になります。ご指摘のとおり、1分1秒を争うケースも当然あるわけでございますので、今後の情報発信の方法を、今回のケースを検証しながら短時間で適切に情報発信できるよう努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（萩原由一）

勝山 卓 議員。

再々質問

6番 勝山 卓 議員

今回の大雨でですね、県内30か所の土砂災害が発生したということで、11か所はですね、災害発生後に避難指示が出たという報道があったわけでありまして。情報を出すタイミングの難しさがですね、改めて浮き彫りになったと、こういうことであります。発令が遅ければ、元も子もないわけでありまして。空振りもためらうことなくですね、河川事務所等と情報を共有しながら、速やかな情報判断に繋げてほしいというふうに思います。再度お願いしたいと思います。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

はい。いわゆる「避難指示」でございます。これについては、昨日のご質問でも一部触れてございますが、千曲川の水位、それから樽川の水位、さらには雨量状況、それから気象予報、という形の中で対応する形になります。

今、ご指摘いただいた部分については、土砂災害警戒情報という形になるかと思うんですが、

これについてはその情報が出た段階で、村としては避難指示を出すという形になります。先ほども話しましたが、土砂災害警戒情報そのものが発令される前の、いわゆる警報の段階で高齢者を避難させるかどうか、そのへんの判断については同じような形になりますが、当日の気象状況や予報によって判断という形になります。

従いまして、今回全国の自治体の中で土砂災害警戒情報によって避難指示を出さなかった地域もあるようでございます。それらについては、村の方は、ためらうことなく避難指示を出させていただくというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（萩原由一）

勝山 卓 議員。

3. 新型コロナウイルス感染症対策について

6番 勝山 卓 議員

それでは、最後になりますが、新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いをしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症はですね、「スペイン風邪」1918年からほぼ100年ぶりに全世界を襲った最悪のパンデミックとなっているわけでありまして。本村では、新型コロナウイルスのワクチン接種を5月11日から開始されているわけでありまして、優先順位、高齢者等には接種日を割り振るなど、事前準備等を適切な対応でですね、混乱なくスムーズに接種が進められております。関係スタッフの皆様には、敬意と感謝を申し上げたいと、このように思います。

各地では、新型コロナウイルスの感染拡大「第5波」が止まらず、ここに来て新規感染者数が減少傾向に落ち着いているわけでありまして、免疫逃避によってワクチン効果が弱まる恐れがある「ブレイクスルー感染」が問題視をされて、依然として警戒感が高まっているわけでありまして。感染力が強く、ワクチン接種者でもですね、感染することがある「デルタ株」が主流となって猛威を振るっているわけでありまして、コントロールできない感染状況であるわけでありまして。

また、新たなウイルスの変異株「ミュー株」が日本でも確認されたということで、これもですね、感染力が強い、またそのワクチンによる免疫がのがれやすいものというふうに報道されているわけですが、引続きですね、注意が必要だと思っているわけでありまして。

こうした状況の中で、長野県は8月の20日、県内全域にですね、命を守る1か月として「医療非常事態宣言」を9月20日までと併せて、感染警戒レベルを5に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出をし、当初9月の12日までだったわけでありまして、20日まで延長してきたと。

また、9月3日から12日の間でありまして、「命と暮らしを救う」集中対策期間として第5波の感染拡大を食い止めようと、対策が進められているという所でありまして。感染拡大を止めるにはですね、感染経路を絶ち、感染源を減らすとワクチン接種を進めることが基本かなと思っておりますが、次の点について質問を行ないますのでよろしくお願いいたします。

まず、ワクチン接種の関係であります、議会全員協議会で報告があったわけでありまして、その後の接種状況、予約状況についてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、ワクチン接種の日程表を見るとですね、9月計画以降の計画がないわけでありまして、今後どのような予定にされているかお伺いをしたいと思います。

続いてですね、小中学校対策の関係であります。昨日一般質問の答弁の中でですね、「学びを保証し、できるだけ分散登校や臨時休校を取らないよう日々努力をしたい」と答弁があったわけでありまして、各地で子どもの感染が急増している中でですね、学びと子どもを守る、学校

クラスターを作らないための感染予防対策についてお伺いをしたいというふうに思います。

2点目ですが、文部科学省が推進する「GIGA（ギガ）スクール構想」ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けてオンラインを活用した授業や学習への必要性が高まったということで、計画が前倒しがされてですね、昨年、小中学校の児童生徒に1人1台のタブレット端末が導入されたわけでありまして。そのタブレット端末の活用状況とタブレット端末によるオンライン授業学習体制が整ったのかお伺いをしたいと思います。

それから3点目です。災害時における自宅療養者、濃厚接触者に対する避難対応をお願いしたいと思います。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

それでは、勝山議員の「新型コロナウイルス感染症対策について」のご質問にお答えをさせていただきます。

村では、感染予防対策とともにワクチン接種を進めております。医療関係者並びに村民の皆さんのご協力により順調に接種が進んでいることに感謝を申し上げたいと思います。

なお、今週に入りまして、県の方から新型コロナの抗原の簡易キットを配布要望調査がありまして、村でも配布の要望を上げました。数についてはまだ決まりませんし、それほど多くの量ではないというふうに考えておりますが、現時点では学校関係での利用を中心にしてはどうかというふうに考えております。

それぞれのご質問について教育長ほか担当課長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

小林教育長。

（教育長「小林 弘」登壇）

教育長（小林 弘）

それでは、村長の答弁に補足しまして、私からは「小中学校の感染予防対策について」お答えをいたします。

感染力の強い変異ウイルス対策には、「油断禁物」「慢心にならず」、再認識を持って感染症対策をと教育委員会からも指示をし、また学校側も日々予防対策にあたっております。

詳細になりますが、保護者との連絡を密にし、何かあったら即学校へ連絡をする。また教職員の感染拡大地域、及び県外への移動はまず校長に伺いを取る。マスクの着用、出来ればマスクの素材の選定。十分な手洗い・消毒。授業中の密を避ける。給食の配膳。授業中の常時の喚起。また登校前の検温の徹底、37.5℃以上の場合は登校しない、登園しない。授業は前向きを基本とするが、課題によっては予防対策を施し、柔軟な授業形態の対応をする。家庭科の調理実習の延期。バスケットボールのように接触を伴う球技は他の種目に変更する。等々であります。

「子どもたちの命」「自らの命」を守るために、また「学びを止めない」ためにも誠心誠意感染予防対策を取っております。

次に「タブレットの活用状況について」お答えをいたします。

5月時点でのタブレット利用の日常の授業であります。1、2年生は初めてですね、タブレットを配布されたということで、パソコン・タブレットに触ってみようということで、スカイ

メニュー、「発表ノート」、画面タッチによる描画・スタンプ等、起動からスカイメニュー、ログインまでの一連の操作を覚え、発表ノートを起動したり、PC上で教師から配布された図柄を使ってぬりえとかスタンプ遊びをするなどあります。

3年生、4年、5年、6年生は、例えば算数であります。算数の教科書に載っているQRコードをスカイメニューの中にある「QRコードリーダー」を使って、各自で読み込み、教科書会社のホームページにあるコンテンツを利用して学習を深める。例えば、3年生は、3桁の足し算引き算の筆算の仕方のアニメーション。4年生では、垂直な直線の書き方の動画。また、6年生では都道府県のマークの中から線対称を見つける等々であります。また、5年生の理科の天気の変化という単元であります。マイクロソフトのMicrosoft Edge（マイクロエッジ）を用いまして、各自で気象庁のホームページを開き、気象衛星「ひまわり」の画像や雨雲の動きと気象の関係などを実感を持って学ぶというようなことをやっております。

また、中学校でも、数学の二次関数でグラフ作成、英語のグーグル翻訳を使う。また、技術科のプログラミング学習、また総合的な学習でも修学旅行の調べ、または生徒会では文化祭、また3年生を送る会での映像等々、様々な学習場面で頻繁に活用をしております。

次に「オンライン授業の体制は整ったか」についてお答えをいたします。

小中学校には、既にオンライン授業に必要な「アカウント」を割り充てておりますので、いつでも「オンライン授業」が可能であります。

但し、まだ保護者には「タブレット端末使用規定」及び「タブレット家庭への持ち帰り時の約束」について周知していませんので、今月半ばの「園長校長会」で扱いますので、その後になります。

また、タブレットの持ち帰りは第一段階では「4年生以上」を想定し、順次一年生まで広げていきたいというふうに考えております。

オンライン授業の中身であります。実際に「学校・家庭間」の「オンライン授業」になった場合は、まず、健康観察などの体調チェックから始めるようになります。教室内の授業と同じように行うには、まだちょっと時間が必要であります。今後もICTの支援員の指導を必要としております。

以上です。

議長（萩原由一）

山寄民生課長。

（民生課長「山寄真澄」登壇）

民生課長（山寄真澄）

それでは、私の方から最初の「ワクチン接種について」村長の答弁に補足してお答えいたします。

村では、新型コロナワクチン接種を関係医療機関や医療従事者の皆様、住民の皆様のご理解とご協力により、5月11日から始め計画通り進んでいます。

7月末に65歳以上の高齢者の方の2回目の接種が概ね終了し、現在、12歳以上の方について接種を進めております。速報値になりますが、9月6日現在、村民のワクチン接種率は、「65歳以上の高齢者」が、1回目接種で91.1%、2回目接種が89.4%です。ワクチン接種対象となります「満12歳以上」の方の全体では、1回目接種が82.6%、2回目接種で71.2%です。更に1回目の接種をされた方に現在接種予約いただいている方を加えますと、全体で85.1%となります。そのため、10月中には村民の85%は2回目接種が完了する予定です。

このように、接種率が向上していく中、10月以降効率的に接種を行うため、接種日を絞っ

ていくこととなりますが、村として引き続き接種を希望される方の接種機会を設けていきます。接種を希望されているが、寝たきりなどで接種ができていない方については、個別に対応してまいります。また、9月1日から県大規模接種会場において、モデルナ社製ワクチンを18歳以上の方を対象に接種を受けることができるようになりました。最寄りの会場は長野県飯山庁舎となります。

ワクチン接種は強制ではなく、その効果とリスクをご自身で判断いただきますが、新型コロナウイルスの変異株が全国的に猛威を振るう中、ワクチン接種は感染予防や重症化予防に効果が認められています。現在、村接種予約枠には空きがある状況ですので、未接種の方はぜひ早目の接種をご検討いただきたいと思いますと思っております。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

それでは、私の方から3点目の「災害時における自宅療養者、それから濃厚接触者への避難対応について」お答えしたいと思います。

災害時や避難指示等が発令された場合は、まず避難を最優先に対応するべきと考えています。自宅療養者の方については、県が確保する宿泊療養施設へ避難することが前提となりますが、地震や急な豪雨等の災害については、村の避難所へ避難していただくことを想定してございます。

したがって、避難所での感染拡大を防止するため、可能な限り、自宅療養者の方や濃厚接触者の方の専用スペースを確保した避難所の開設を進めたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（萩原由一）

勝山 卓 議員。

再質問

6番 勝山 卓 議員

それでは、再質問をお願いしたいと思います。

議会全員協議会で報告があったのが、8月23日時点の新型コロナワクチンの年齢別接種表があるわけですが、その中で特に感じた点はですね、第1回目でありますが、「12歳から19歳」の対象者の接種率が22.4%。2回目でありますが、「20から39歳」の2回目の接種率が20.2%。「12から19歳」が、4.9%と、非常に少ないわけであります。この点についてですね、先ほど数字が出なかったわけでありますが、予約状況を鑑みるとこの年齢の皆さんはですね、どんな状況になっているのかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、新型コロナワクチンの接種についてはですね、強制ではなくて接種希望者が受けているわけであります。先ほど、「予約を入れると約85%の対象者の皆さんが接種をする」ということのようにありますが、この約15%の方が接種がされない。これ600人強の人が接種をされないということではありますが、強制ではないからですけれども、この接種について促進対応等考えがありましたらですね、お伺いをしたいとこのように思います。

それから今回の集団接種についてですね、いつまで行なわれるか、予定が、希望者の接種終了までか、そこまでやるのかという点とですね。その後希望者が出た場合についての対応がどうなるのかお伺いをしたいかなと思います。

2点目ですが、免疫逃避によってワクチンの効果が弱まる、その対策として注目されているのがですね、2回目の接種の後の追加接種をする「ブースター接種」だと、こういうことのようにありますが。河野行革相はですね、「医療従事者は11月以降、高齢者は来年2月以降になる見通し」と示したわけでありまして。そうは言ってもですね、「2回目の接種を優先をする考えを強調されている」という一部の報道があったわけですが、今後のワクチン接種がどういう形で行われていくのか分かったらですね、お願いをしたいと思います。

それから3点目ですが、コロナウイルスの感染の不安を理由にですね、自主的に学校を休むといわゆる「自主休校」の児童生徒があった場合にですね、そのオンライン活用をして授業を受けられるよう「学び」をですね、保証する必要があると、このように思うんですが、心のケアも必要かと思えます。対応をどう考えられているのかお伺いをしたいと思います。

それからですね、4点目でありまして、「オンライン授業はいつでも可能」だと先ほど説明があったわけでありまして、当初タブレットを導入するにあたってですね、すでに規定だとかそういうものができているのが普通かなと、こういうふうに思ったわけでありまして。現状、その整備がされているわけでありまして、すでにされているべきものではなかったかなと思えますので、そのへんの考えについてお伺いをしたいと思います。

それから5点目ですが、保育園の関係であります。3密になりやすくて、マスクの着用の徹底が困難だと、それからワクチン接種は対象外だと、こういうことの中で、政府の基本的対処方針についてはですね、「緊急事態宣言下でも、原則、開所を求められている」というふうに聞いているわけでありまして。「具体的対策は、現場に委ねられている」ということでもあります。お考えをお聞きしたいと思います。

議長（萩原由一）

小林教育長。

（教育長「小林 弘」登壇）

教育長（小林 弘）

3点について私の方からお答えをいたします。

ワクチン接種をしてその副反応等につきましての欠席をするという生徒もいるわけもありますが、「心のケア」ということでの回答であります。実際に中学生でもワクチン接種をしまして、副反応、熱が出たというような子どもさんもおりました。

しかし、学校ではワクチン接種は強制ではありませんので、そのところは学校にも、そしてまた教師の方でも「接種をした、しない」等について話題にのぼることもありませんし、またやらない、やったから副反応が出た、やらない者についてはどうだ、というような人権に関わることについては、教育委員会からも学校側からも一切そのことについては追及したり、触れないようにというようなことをしっかり徹底しております。

しかし、今後自分の副反応が出てということにつきましては、養護教諭について、心のケアというか、心配なところは相談するというように、また話はしていきたいというふうに思っております。実際、養護教諭の方で対応しているかなとは思いますが、またそんな話も引続き、強く話をしていきたいと思っております。

また、「タブレットの整備」につきましても、環境の整備、家庭の環境整備等につきましては教育委員会でもルーター等々環境整備をしたり、そしてまた、今後「オンラインまたはタブレットの持ち帰り」というようになった場合については、またしっかりと、不都合がないような形で対応していきたいというふうに考えております。「教育は全ての家庭において平等の行われなければならない」と、それが基本ですありますので、そこは徹底していきたいというふうに思っております。

それから「保育園について」であります。保育園の方でも、今朝も100幾つかの休園があったというような報道がありました。おひさま保育園でも、実際に休園ということになった場合、自分の家庭で保育が出来るかどうかというようなアンケートを取りました。62件の人が「できれば登園」というようなことがあったわけであります。

しかし、その62名の一人ひとりにつきまして、園の方では果たして、再度、家庭で保育というか「登園させない状況にないのかどうか」ということで、今週いっぱい、その62名の面談が終わります。そんなところで、どういうふうにするかというようなこと。または、どうしても若い世代で登園させなければ困るというような家庭もありますし、じいちゃんばあちゃんもいるからなんとかできそうだとか、または休みを取ればなんとかできそうだとか、半日であればどうだというような、いろんな状況があります。そんな点も、今週のすべての結果を踏まえてまた分析をしていきたい。

また、保育園が保健所との関係で、保育園のところでどうしてもできない人が、保育の継続ができるかどうかということも含めて保健所とも相談し、また、万が一できないということであれば、今のところ農村交流館等のところでシミュレーションをしております。

以上です。

議長（萩原由一）

山寄民生課長。

（民生課長「山寄真澄」登壇）

民生課長（山寄真澄）

勝山議員の再質問にお答えします。

最初に「年代別の接種率、どのような状況になっているか」ということであります。よろしくお願いたします。

12歳から19歳、10代の方になりますが、先ほど9月6日の速報値になります。「12歳から19歳（10代）」1回目接種が63.2%、2回目接種が16.1%。1回目接種と予約率を入れますと、接種予約率は74%ということになっております。

「20代・30代」であります。1回目接種が68.1%、2回目接種が44.7%になります。接種予約率であります。73.6%ということであります。

「40代から64歳」であります。1回目接種が82.4%、2回目接種が71.4%。接種予約率については84.7%となっております。

接種残り600人が接種されないということで「促進対応について」というご質問でありました。高齢者につきましては、先ほど最初の答弁で申し上げたように、寝たきり等何らかの事情があって接種できない方について、ちょっとそれ以外のことは思いつかないわけですが、個別に対応して、できるだけ希望ある方については接種できるように対応してまいりたいというふうに考えております。

若年層、壮年層、20代、30代、40代、50代、64歳までですか、の方につきましては、接種は強制ではありませんが、感染症防止や重症化予防のためにも、大勢の方に接種いただきたいというふうに考えております。

先ほど申し上げましたが、村の予防接種率は、若年層、壮年層とも県内の平均から比べても高い数値となっておりますので、この今予約された方10月末までには接種できるという、予約された村民に確実に接種をしていただきたいと考えております。

さらに接種を迷っている方には、ふう太ネット、村公式ウェブサイト等でご案内したいというふうに考えております。具体的には、若者向けメッセージの発信とか予防接種率の接種状況についての随時情報提供とか基礎疾患や副反応情報の提供やその専門的相談先の情報提供など、

そんなことを考えております。

「いつまで行なうか、希望者終了までか。希望者が出た場合の対応」というご質問であります。具体的には、10月以降の接種日程等となろうかと思っております。残された接種対象者、先ほど600人ほどということですが、限られているということもありますので、10月の接種日につきましては、1回目予約日として、平日1日、土曜日2日、の計3日間。11月以降につきましては、新たに満12歳に達した児童、何らかの事情によって接種が出来なかった方向けに、月に、平日1日、土曜日1日、の接種日を設け、個別に対応したいと考えております。

次に、「ブースター接種、3回目の接種について」であります。勝山議員、河野大臣の記者会見の話がされましたが、私もそれ承知しております。承知しておるわけですが、国・県からはまだ正式には通知がない状況であります。そのへんのところも今後検討していかなければいけないと思っております。

現在のこの接種体制をこのまま続けていくことはちょっと難しいかなというふうに思いますが、同じようにこの近隣の市町村、北信であります。個別接種を行なう医療機関がないという状況でありまして、その近隣市町村の動向を確認し、近隣市町村で連携できる場所があれば連携して対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（萩原由一）

以上で、勝山 卓 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は25分をお願いします。

（終了 午前 11時 18分）

議長（萩原由一）

休憩前に引続き会議を開きます。

2番 山浦 登 議員。

（2番 山浦 登 議員 登壇）

議長（萩原由一）

山浦 登 議員からは事前に資料の持込の申請がありました。これを許可します。

1. 国民健康保険均等割保険税減額について

2番 山浦 登 議員

発言通告に基づき5点にわたって質問いたします。

まず1点目は、国民健康保険均等割保険税減額についてです。

6月議会で国民健康保険均等割保険税減額について質問しました。その答弁の後の検討結果について質問いたします。

国民健康保険の保険税算定については、所得割・資産割・均等割・平均割で算出されます。均等割については、村民1人当たり普通世帯では、20,700円で年齢収入の有無にかかわらず、算定の対象にされます。よって、出産直後の赤ちゃんから、収入の無い未成年の子供も均等割保険税算定の対象になるわけでありまして。この均等割保険税については、国民健康保険法改正により、来年2022年4月より全世帯の未就学児を対象に、当該未就学児に係る均等割保険税のその5割が公費により減額されることとなります。

そこで、この度の厚生労働省の未就学児保険税減額改定にあわせて、村として減額の対象者を小学校卒業年齢までに引き上げ、国保加入村民の負担軽減が図れないか、と質問しました。それに対して村長は、「減額、引き上げをしていきたいのは山々である。ただ、他の健康保険との均衡もある。また、国民健康保険そのものの健全な財政の維持ということが必要になる。仮にそこにまた村費を投入ということになると、また残った皆さまのご理解をいただかなければならない。国民健康保険の加入者そのものが高齢化しており、収入の少ない皆様が多いということで制度全体の根本的な課題があると思っている。村として制度の抜本的な改革を求めている」と答弁されています。

また、減額対象者は32人。実施する場合、保険税減収分は概算で351,780円。実施が可能か、との質問に対し、「村独自での実施については、他の健康保険加入者との均衡の観点からも慎重な対応が必要。子育て支援は、議員が申されるように重要な施策であると考えますので、年齢引き上げについては国及び県に要望して参りたい。」と答弁されています。

そこで村の考え方を伺います。

まず1点目、この件について国・県へ要望されたか。検討されたか。

2点目、村独自での実施については、「他の健康保険加入者との均衡の観点からも慎重な対応が必要」との答弁がありますが、国の試算では国保加入者の平均保険料1人当たりは、中小企業の労働者が加入する協会健保の1.3倍であります。

また、国民皆保険制度の重要な柱を担う国保が、他の医療保険制度に比べて、大変重い負担を強いられています。低所得者には一定の減額があるものの、子どもの多い家庭ほど国保税が引き上がる均等割は、不公平との不満が強く、子育て支援に逆行しているとの批判が出されています。医療保険の負担の均衡を図るという意味では、国保料の軽減こそが均衡を図ることになる訳です。

また、年齢引き上げに必要な35万余円の支出の判断もあるが、子どもは村の宝であり、その養育家庭の負担軽減は村民の理解が得られると考えます。さらにその社会保障の政策的意義は非常に大きく、子育て支援、移住定住策にも反映されるのではないかと考えますが、村の考えを伺います。

議長（萩原由一）

日暮村長。

（村長「日暮正博」登壇）

村長（日暮正博）

はい、それでは山浦議員の「国民健康保健について」のご質問にお答えいたします。

「要望しているか」ということでありますが、村は単独ではなくて、長野県町村会、全国町村会で県、国に国の国庫負担割合を引き上げて、財政支援、そしてまた義務教育期間中の窓口負担無料化について要望しております。均等割りということですが、これらについてはまた国保運営協議会、今日のご意見も参考にして決めているところでありますが、村内には国民健康保険だけでなく、他の健康保険の加入者もいるということで、前回も申し上げましたが、その辺をご理解いただきたいというように思います。

議長（萩原由一）

山寄民生課長。

（民生課長「山寄真澄」登壇）

民生課長（山寄真澄）

それでは村長の答弁に補足しましてお答えいたします。

最初に、この件について「国、県に要望されたか、検討されたか」につきましては、6月定例議会以降、近隣市町村の動向を注視して参りました。今のところ、近隣市町村では独自の均等割軽減措置の対象者拡大の動きはありません。国、県への要望については村独自としては現時点行っておりませんが、全国町村会において7月1日付けで国に対し「令和4年度政府予算編成及び施策に関する要望」の中で「国保の子どもに係る均等割保険料（税）の軽減措置の負担割合の引上げと対象者の拡大」について要望しております。今後機会があるごとに、県町村会等を通じて、国及び県に要望していきたいと考えております。

2番目についてであります。国民健康保険の制度上、所得などの能力に応じた負担と、子どもを含めたすべての被保険者の人数に応じて、国保税を負担していただくようになっております。

市町村独自の均等割軽減措置の対象者の拡大に係る軽減分の財源については、国の制度が変わらない限り、村独自で毎年確保しなければなりません。その財源は国保加入者に求めるか、村費を投入するかならうかと思えます。村費を投入することになりますと法定外の繰入となり、交付金等の減額などにも波及する恐れがありますので、村独自で行うことは困難であると考えます。

子どもへの均等割軽減措置の対象者の拡大については、子育て支援の充実、医療保険制度間の公平性の観点からも、国の責任と負担によって行うべきものであると考えますので、ご了承をお願いします。

議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

再質問

2番 山浦 登 議員

「近隣の動向を注視して要望していく」との答弁であります。質問の趣旨は理解して進めると理解してよろしいでしょうか。

議長（萩原由一）

山寄民生課長。

（民生課長「山寄真澄」登壇）

民生課長（山寄真澄）

「近隣の動向を注視して」ということであります。近隣のどのようにするかということであり、村では国の制度を均等割軽減に向けてということに要望していくということですが、近隣の状況を確認していくと、その時点でまた検討して参りたいというように考えております。

議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

再々質問

2番 山浦 登 議員

村独自の実施の場合、軽減分の財源確保については35万相当の村負担を考える上でその財政支出効果を考えていただきたい。子育て支援の面では負担軽減は村の社会保障政策にとって

大きな事業であります。移住定住の施策の上でも、他自治体に先駆けて減額することは木島平村は社会保障、福祉の施策を重視しているというアピールになると考えます。

また来年4月施行となりますその時に合わせて実施できるよう、実施する方向で是非検討をお願いします。重ねて村の考えを伺います。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

はい、再々質問であります。村独自としてやる場合、国保の均等割の負担軽減という形でいくのか、それとはまた別に子育ての支援としていくのか、色々な方法があるかというように思います。いずれにしても国保の負担金につきましては、所得割、それから均等割、平均割、資産割、4つの方法があるのですが、現在その負担割合について、資産割を減らす方向で、特に県内では調整が進んでいるということで、その見直しについても行ってきているということでもあります。それら将来的なことも考えながら、先程申し上げました均等割の軽減という形でいくのか、また別の形での支援策というか、子育て、そしてまた環境の整備として考えるのか、それについてはまた検討させていただきたいというように思います。

議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

2. 大塚沖・市之割等樽川冠水耕作地の補償について

2番 山浦 登 議員

続きまして、2点目の質問をいたします。

大塚沖・市之割等樽川冠水耕作地の補償について、8月13日～14日にかけての豪雨の際は、農地被害が2箇所、村内全体冠水面積が27.8ヘクタールと報告されています。

温暖化による海水温の上昇等により、台風が多発や今までにない多量の降雨量により、豪雨災害は年々甚大化しています。

樽川の増水、バックウォーターの度に水田が冠水する耕作者から、今後一層豪雨災害の頻発が懸念される中で、堤防からの越水、破堤・氾濫を未然に防ぐ遊水地としての役割を果たしているから、災害補償という意味で固定資産税の減免か、農業共済の掛け金の補償等、何らかの対応をして欲しいとの要望が寄せられました。村の考え方を伺います。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

はいそれでは、「大塚沖・市之割等樽川冠水耕作地の補償について」ということではありますが、議員ご質問の、冠水しました耕作地への補償はということではありますが、ご指摘のとおり、今年度は、水田の冠水は出穂後の冠水であったため、収穫への影響が懸念をされております。

そしてまた、最近では樽川沿いの水田については、冠水、湛水する機会が多くなっている状況であります。これまでは時期的に、収穫後や出穂期以外の湛水であったため、流入わらの搬出などの助成をしてきた状況であります。

現段階で今回の水害について、議員ご提案の「固定資産税の減免、共済掛金の補償等について」、今回の冠水をもって具体的に検討に入ることは難しいかなというように考えております。今後、収量等に影響し所得の減少が継続する要因があれば、何らかの対応を検討する必要があるというように考えております。

いずれにしましても、地域の状況を県等に伝え、千曲川の一体的な管理の中で村で検討し、その中身を県、国の方に要望していきたいというように考えています。

議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

再質問

2番 山浦 登 議員

「地域の状況を県等にも伝えながら対策について研究する」との答弁があり、補償についての趣旨は理解して進めていただけるという理解でよろしいでしょうか。

議長（萩原由一）

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

村長（日碁正博）

はい、以前の議会でも申し上げたというように思いますが、大塚沖・市之割沖につきましては、村とすれば大変優良な農地であります。農業振興に欠かせない土地であります。度々冠水をしているということで、遊水地とは言っておりませんが、結果的に遊水機能を果たしているという意味で、県そしてまた国に対しては、それらをしっかり実態を捉えて、これから一体的な管理が緊急プロジェクトの中で進むわけではありますが、その中に是非言い続けて補償等の検討をするようにということを度々、機会があるごとに要望をしております。

議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

再々質問

2番 山浦 登 議員

その耕作者から「災害補償には隣接する自治体と比較して、木島平村は迅速で丁寧に対応していただいている」との話がありました。このことをまずお伝えしながら再々質問に入ります。

この豪雨の際の樽川の増水とバックウォーターによる耕作地の冠水は、遊水地としての役割を持ち、今まで周辺の圃場、人家の水害を未然に防いできたことは周知の事実であります。

昨日の丸山議員の質問にもありましたが、今後豪雨災害が頻発すると予測される中で、耕作者の要望に応えることも防災対策の重要な課題だと考えます。

村の実情や耕作者の要望を、国、県に伝えながら、村として補償、要望に沿うためにどのような方法があるのか、実施の方向で研究、検討していただきたいと思います。再度考えをお聞きいたします。

議長（萩原由一）

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

村長（日躰正博）

はい、ご意見については度々答弁等させていただいておりますが、一級河川が樽川、馬曲川、大川と3本あるということで、それぞれ千曲川からのバックウォーター、そしてまた上流からの流水によって、大塚沖・市之割を中心に冠水をするという状況であります。

これらについては、要望で度々あげてある訳ではありますが、先程も補償の話もいたしました。同時にやはり抜本的な対策として、千曲川の河床（かしょう）を下げるその対策が一番重要だろうというように考えております。そんなことで、千曲川の狭隘部（きょうあいぶ）それからまた、河床の上がっている部分の浚渫（しゅんせつ）等を近隣の市町村と共に要望して、昨日も申し上げましたが、今年河床の浚渫、そしてまた拡幅等に国として処理してもらったということで、計画では全て工事が終了した時点で現在から水位が1.5m下がるということになります。まだまだそれでは水没する部分がありますが、これらについては今、長野県と新潟県も含めて、昨日も申し上げましたが千曲川を国の一括管理として抜本的な対策を取る、そういうことをこれからも要望していきたいというように考えております。

議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

3. 米価下落、厳しい農業情勢から農業経営を守る施策を

2番 山浦 登 議員

それでは3点目です。米価下落、厳しい農業情勢から農業経営を守る施策を。

今農業をめぐる情勢は大変厳しいものがあります。新型コロナウイルス感染の長期化により、米の消費が減少し在庫が増え、作付け制限等の努力にもかかわらず、生産者米価の下落が大きな問題となっています。実際、早場米産地の概算金が1万300円と驚くべき価格と報じられております。このまま放置すれば、米の概算金が1俵8,000円～9,000円になりかねない生産原価を割る米価にと、農家の間では不安の声が広がっています。

一方国は、この様な米の在庫が増加する中でも、ミニマムアクセスの70数万トンの米を輸入しています。

また、2023年より実施される、消費税のインボイス、消費税の適格請求書制度は農業に大きな影響を及ぼし、特に中小零細農家にとっては死活問題になると言われています。

この様な農業情勢の元で村の基幹産業ある農業と農家の現状と危機、将来をどのように考え対応されるのか、従来の施策から踏み込んで更なる救済支援策、対応策の考えはあるのか、村の考えを伺います。

議長（萩原由一）

日躰村長。

（村長「日躰正博」登壇）

村長（日躰正博）

それでは、「米価下落に対して」のご質問ですが、重大の米消費の減少に続いて、今回コロナの感染拡大ということで、米価の下落については、喫緊の課題というように考えております。もし急激な下落というようになれば、何らかの対策が必要だろうというように考えています。

また、「インボイス制度」については、研修会等対応が必要というように考えております。その他について、担当課長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

湯本産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

それでは村長の答弁に補足してお答えをいたします。

ご指摘のとおり「米価の下落について」は、木島平だけでなく米どころにとって大きな問題であります。現状、国の対策として実施している経営所得安定対策として、水田活用の直接支払交付金や産地交付金を活用しながら、主食用米の生産目安値による価格安定に向けて取り組んでいるところであります。

ご質問の「将来的な農業振興策」というところですが、村の基幹産業として捉えている、農業の在り方の基本的な考え方については、良質米の生産体制の強化と共に、ある程度の畑作転換も含めた中で、農業者自身が所得確保に向けて、どのような農業経営が必要なのかもお考えいただくとともに、農地の有効活用を含め、多様な農業の在り方について連携を図り、取り組みを考えていきたいと思っております。

議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

再質問

2番 山浦 登 議員

今回の新型コロナウイルスの影響による消費の減少、米価の暴落、これは予測でありますけれども、米価の暴落は極めて深刻であり従来の水田活用の直接支払交付金等の対策だけでは対応しきれません。全国知事会は6月2022年度の国の施策に関する提案・要望の中で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う需要の減少は、米の需給環境の厳しさを助長しており、需給環境の改善への取り組みは生産者、関係団体及び自治体だけでは限界があるため、備蓄米の数量拡大することを求めました。買い上げ食料を困窮する国民に支援をなどの要望も上がっています。

加えて2023年からの「インボイス制度」、これは「適格請求書等保存方式」というのだそうですが、実施されると農作物販売農家の売り上げ1,000万以下の消費税非課税農家、これは全国で約9割は取引から排除されるか、新たに納税義務と煩雑な事務負担を伴う課税事業者にならざるをなくなります。零細農業経営は極めて困難な状況になると言われています。現在農家が直面している農業情勢をしっかりと受け止めて問題に向き合い、行政として何ができるか、どう支援するかを考えていただきたい。村の考えを再度お聞きします。

議長（萩原由一）

湯本産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

只今の山浦議員の再質問についてですけれども、下落対策につきましては、先程申し上げたように、経営所得安定対策の村単独でのかさ上げについても、今年度実施をする予定であります。どの程度米価が下落するかということは、日本の中で早い地域については山浦議員ご指摘の通り、下落状況がある程度出ておりますけれども、その状況も見ながら、今後農家の皆さん

とも、再度どのような農業経営に今後必要なのか、ということも話す機会を設けながら対応していきたいというように思っております。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

「インボイス制度」についてのご質問がありました。これについては最終的に課税業者が課税の判断材料になる消費税を、仕入れていくら消費税をもらったか、ということを経営者が計算するものを仕入れ業者に求めることが出来るというものであります。現時点で制度の運用がまだ具体的になっていない部分もあります。果たして農産物を出荷した際に、集荷業者、例えば農協や市場等が農家にその消費税の課税、要するに消費税をいくら払ったか証明するその証明書を求められるのかどうか、その辺がまだはっきりしていないというように思います。

ただ農家に限らず、この「インボイス制度」につきましても、様々な業種に影響がありますので、そういう意味で研修会等は必要ですし、研修会の中でまた対応策を図っていく必要があるのだろうというように考えております。

議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

再々質問

2番 山浦 登 議員

答弁の中で「村単独で米価を引き上げる、そういう施策を考えている」という答弁がありましたけれども、具体的に今考えられている内容があればお聞かせいただきたいと思っております。

それから、木島平村として出来る農家の支援策は限られていますが、全国的要求運動と連携して農家から一定数量米を買い上げて、昨年実施したように村外に出ている村出身の学生に支援したらどうか。米の消費拡大の農家支援策と新型コロナ対策としての学生支援策の両面で、時宜（じき）を得た取り組みなのではないかと考えますが、村の考えを伺います。

議長（萩原由一）

湯本産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

山浦議員の再質問にお答えをいたします。

すみません、先程、「米価を上げる対策として村で考えている」というふうに捉えられてしまひまして、大変申し訳ありません。

村としましては、今年度の対策としまして、経営所得安定対策交付金の中で加工用米ですとか、畑作転換をしていただいた方に村の独自のかさ上げを実施しております。

10俵が概ね10アールですけれども、2,000円のかさ上げを今年度の対策として実施しております。ということで、よろしくお願ひいたします。

ご提案の村外の学生の支援策ということで、村のお米をというお話もありました。昨年度の対策で調布市と連携をいたしまして、調布市に学生寮ですとかある学生については、木島平米のPRを兼ねて学生支援ということで行っております。

また、今後コロナの状況が長引く、また米価の状況を見て、ご提案の件については検討をしていきたいというように思います。

議長（萩原由一）

質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。
再開は、午後 1時 00分でお願ひします。

議長（萩原由一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

4. スキー場横のグラウンドにオートキャンプ場・牧ノ入地籍に太陽光発電計画について

2番 山浦 登 議員

はい、それでは4点目の質問をいたします。スキー場横のグラウンドにオートキャンプ場、牧ノ入の地籍に太陽光発電の計画について質問いたします。

スキー場横のグラウンドにある業者がオートキャンプ場を作るとの計画を耳にしました。

また、牧ノ入地籍に太陽光発電のパネルが設置されるという情報も聞こえました。

木島平の観光のメインの土地であり、景観、環境への影響、周辺住民への影響等が心配される。この点について4点にわたって質問いたします。

まず1点目は、この情報計画は事実かどうか。

2、事業の計画はどのような内容か。

3、景観、環境への影響、周辺住民への影響、理解は得られているのか。

4点目、村への影響、関わりは有るのかどうか。

以上、4点にわたって質問いたします。

議長（萩原由一）

日基村長。

（村長「日基正博」登壇）

村長（日基正博）

はい、山浦議員のご質問にお答えいたします。

オートキャンプ場については、ちょっとまだ場所等が確認できないと、そういう計画があるのかどうか確認できないということではありますが、質問いただいた時点では未確認でありましたが、その後牧ノ入地籍に太陽光発電のパネルの計画が進められているということでもあります。

これについては、中野市地籍であるということなので2件ありますが、中野市では自然保護条例に基づいて自然環境の保全、それからまた防災的な措置、その他条件をつけて許可をしたということでもあります。1件については既に事業着手済みで、もう1件についてはまだ未着手ということでもあります。職員に現地を確認してもらいましたが、牧ノ入下のグラウンドのさらにその下の傾斜地ということでありまして、一見周りから見たときには確認できなくて、下の方に行ってもようやく確認ができたというような状況であります。

ご質問についてであります、どのような周辺住民への説明会等行ったのか、それについては確認できておりません。

村への影響ということではありますが、太陽光パネルについていろんな意見があるのは承知し

ております。ただ、直ちに大きな影響があるというふうには思っておりませんし、また地籍が中野市ということで、中野市が許可したものについて、できれば村の方にもそういう情報提供はほしかったなというふうに思いますが、中野市の、隣接地の許可でありますので、村の方とすれば、現時点では対応は中々難しいのではないかなというように考えております。

議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

再質問

2番 山浦 登 議員

中野市牧ノ入地籍の太陽光発電所建設、これは工事名は開発の目的の中でこのように太陽光発電所建設というように書かれておりますので、そのように言います。

この太陽光発電所建設については、私が中野市の関係者に調査し、計画の概要を把握しました。この情報によれば、この建設は中野市環境審議会の議を経て条例に沿い進められています。開発の所在地は中野市田上牧ノ入2499番地と2502番地、これがそのもうすでに9月の末に完成するという工事の計画らしいです。これが1か所、道を挟んでもう1か所がこういうあれです。

開発の面積は1万6,864平方メートル、建築物の規模は3,153平方メートル、工事着工予定日は令和3年5月1日、工事完了予定日は令和3年9月30日、半月後には完了予定ということです。

中野市地籍の開発であり、また民間所有地の民間開発事業であり、木島平村が関わるのは一定の制約があると思われまます。

また私は、賛成反対の意思を述べている訳ではありません。この開発で問題としたいのは、開発位置が牧ノ入スキー場の下段にあり、木島平村の景観や環境に影響がないか、更に開発地は木島平村のハザードマップでは土石流警戒区域の中にあるということです。

建設地下側には木島平村村民の畑があり、左側には中小屋（なかごや）の集落があります。警戒区域よりやや外れるが、右側にスキー場地区の人家、左側に上木島防災ダムがあります。

中小屋牧ノ入の二人に聞き取りをしたところ、一人の方は「開発地の隣で野菜栽培をしているが、どこの業者が来ているのか、どのように開発が進むのか分からず心配だ。」もう一人の方は、「耐用年数20年と聞いているが、取り外しの際、水銀が出ると聞いており、環境への影響が心配だ」と言われていました。水銀が出るかどうかというのは、ちょっと定かではありませんけれども、そのような心配をされています。環境への影響、土石流災害を誘発、拡大させないかが心配されます。中野市との情報の共有はなかったのか、村の考えを伺います。

次、2点目ですが、オートキャンプ場計画についてです。

木島平スキー場に隣接している民間所有のグラウンドで、民間の事業であります。木島平村が関わるのは一定の制約があると思われまますが、情報ではトレーラーハウスやグランピング施設も設置されると聞いています。水道、下水道の設備、冬期間の除雪等、村に関わってくると思います。

また、環境への影響や冬期間は周辺のペンションのスキー客が、そのグラウンドを通過してゲレンデに行っているとのことで、周辺住民への影響も考えられます。

現在まだ工事が進められておらず、来年春開業予定とのことです。村民からの聞き取りで不確実な点もありますが、早急に確認していただきたいと思ひます。

村が把握しない間にこのように事業は進んでいることをどう考えるか、考えをお伺ひします。

議長（萩原由一）

日墓村長。

(村長「日墓正博」登壇)

村長（日墓正博）

はい、「太陽光発電について」は再生エネルギーということで、全国的にも賛否両論ありますが、山浦議員も「賛成反対の意見ではない」と、ただ「それによって村にどんな影響があるか懸念をされる」ということでありますので、工事の中身についてもまた確認をしてというように思います。盛り土があるのか、その辺等についても確認をしていきたいというように思います。

それから、オートキャンプ場については、ちょっと確認ができない内容でありますので、太陽光発電については先程も申し上げましたが、隣接地ということであればまた中野市の方にもそういう情報があれば情報提供してもらおうように連絡をしていきたいなというふうに思います。

オートキャンプ場については、ちょっと確認ができないのでちょっと難しいのですが、産業課長の方で、もし分かる情報があったらまた答弁をさせます。

議長（萩原由一）

湯本産業課長。

(産業課長「湯本寿男」登壇)

産業課長（湯本寿男）

それでは村長の答弁に補足をいたします。

内容については村長がお答えした通り、こちらでも内容については全く把握しておりません。民有地における民間の事業ということで、基本的には、期待とすればそういった事業をやっていただくことによって、木島平を盛り上げていただく、また木島平を訪れる機会を増やしていただくという点では非常に期待したいなというふうに思っております。

また周辺住民の方が、どのようにお考えになのかどうかという点については、どういったものができるかというのはこちらでもまだ把握しておりませんので、その辺については確認でき次第、声をお聞きするかどうかちょっと別にしまして、確認していきたいというように考えております。

議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

再々質問

2番 山浦 登 議員

計画では9月の30日が完了ということになっております。もうほぼ5月から始めて3か月経っているのですが、その土地が土石流の警戒地域ということで、非常にその後の災害等が心配されますけれども、その辺りでやはり中野市との情報の共有をして、危険地域にはそれなりのやはり情報共有をしながら対応するという方向で是非また今後とも検討をしていただければというように思いますが、お願いであり、また考えを伺います。

議長（萩原由一）

日墓村長。

(村長「日墓正博」登壇)

村長（日蓋正博）

先程申し上げましたが、隣接する課題についてはやはり情報共有を求めていきたいなというように考えております。

議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

5. 村の財政と今後の政策執行について

2番 山浦 登 議員

それでは5点目の、村の財政と今後の政策執行について伺います。

令和2年度の会計決算が出され事業が終了しました。この決算と5～6年間の財政の推移を見る中で、今後の政策展開についての村の考え方を伺いたいと思います。

まず1点目、令和2年度の決算状況を見ると人件費、扶助費及び公債費の義務的経費13億4,544万5,000円。補助費12億2,759万5,000円。繰出金5億8,667万6,000円、合わせて31億5,971万6,000円これは歳出決算の70.6%は、当初から必要経費としてそれ以外の使用は出来ない経費であり、更に物件費6億3,617万7,000円及び維持補修費1億2,813万7,000円は政策的経費に当たらないため、その合計額である39億2,403万円を差し引くと5億4,603万9,000円しか政策費として残らない訳であります。

そのうち1億8,799万3,000円を積立金に充当しています。よって実質的に3億5,804万6,000円が村独自事業の政策費と言えます。この数字からは、村は令和2年度において、通常業務以外で、事業計画に基づいたどのような事業をされ、どのような成果を上げられたのでしょうか。

2点目、経常収支比率について伺います。この数字は村の財政構造の弾力性を判断する数値であります。85.3%となっています。5年前の平成28年は81.9%であり3.4%増加しています。正常比率は70～80%といわれるので、5年前から正常範囲を超えており、年々悪化する傾向にあります。

この数字は新規事業や将来的に事業を進める財政的裏付けとなる数字であり、80%を超えているということは村財政が硬直化していることを示しており、今後の振興計画実施に当たりどのように対応されるのか、その考え方を伺います。

3点目、村健全化判断比率の将来負担比率が、令和2年度は25.5%と元年度14.7%と比較して急増しています。市町村の基準は350%であり決して高いとは言えないが、監査委員が決算審査意見書で次のように指摘しています。

「実質公債比率が14.4%で前年度比1.1ポイント増となった。新庁舎の建設や公共施設の維持管理に伴い、実質公債比率はさらに上昇し、数年後にはピークを迎えると予想されている。このような財政状態は、依然として厳しい状況が見込まれることから、今後とも公共施設の維持管理にあたっては、管理計画に基づき総合的判断のもと、実質公債比率が18%を超えることがないように計画的に対応されたい。」

この監査委員の指摘をどのように受け止められるか。

また、個別施設管理計画策定や総合管理計画の見直しが遅れているということであるが、個別施設管理計画・財政計画を至急策定する必要があるのではないか。いつまでに策定されるのか伺います。

3点にわたって質問いたします。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

はい、それでは山浦議員の「村の財政状況」ということでありますが、ご指摘の3億5,804万6,000円の内訳につきましては、普通建設事業費が3億1,476万4,000円、災害復旧費2,356万2,000円、投資・出資・貸付金1,972万円となっております。

普通建設事業では、役場周辺整備事業や消防団用の備品購入、排水ポンプの整備などを進め、災害対策の強化をして参りました。

それから地区集会所の耐震改修や建設補助により、地区づくりや地域活動の推進を進めるとともに、保育園遊戯室へのエアコン設置や、給食配送者購入など、子育て環境の充実も進めて参りました。

また、観光施設へのエアコン増設や改修工事の実施により、観光施設の充実を進めて参りました。

また、物件費・維持補修費には、ふるさと納税推進事業、補助費等には、村単独農業後継者奨励補助金や住宅新築補助金、住宅リフォーム補助金、創業支援事業補助金などが含まれております。農業後継者対策や定住、産業振興にも一定の成果があったものと考えております。

財政状況等に関するご質問については、総務課長より説明させます。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

それでは村長の答弁に補足してご説明いたします。

まず2点目の「今後の振興計画実施にあたりどのように対応するか」というご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、平成28年度決算以降80%を超える値で推移してございます。

令和2年度決算におきましては、0.9%の減少がみられましたが、依然として85%を超える状況でございます。

新年度予算編成にあたっては、引き続き充当一般財源の削減に向けて目標額を設定し、要求基準額を上回ることをしないよう精査を行い、経常経費等の節約と歳出抑制に努めて参ります。

また3点目の「決算審査の意見の受け止めと、個別施設計画、財政計画の見直しや策定について」のご質問でございますが、令和2年度決算の審査意見で指摘された、実質公債費率及び将来負担比率については、上昇傾向とはなっておりますが基準値内であり、現時点、問題ないと判断してございます。

実質公債費比率につきましては、令和4年度をピークに、徐々に減少すると現時点推計しており、こうした状況を注視しながら、地方債発行に県知事の許可が必要となる、基準値18%に至ることのないよう、計画的に進めて参ります。

また、将来負担比率につきましては、充当可能財源である基金残高の数値に大きく影響されるものであり、財政計画におきましても基金残高の減少に伴い上昇が見込まれておりますが、早期健全化基準である350%へ至らぬよう、歳出抑制に努めて参ります。

財政計画については、毎年実施計画の見直し併せて策定することを基本としています。新年度予算編成を進めるうえで重要であり、実施計画、財政計画をもとに予算編成を進めることに

なります。なお、新年度予算確定後についても、財政計画の確認を行っています。

公共施設等総合管理計画や個別施設計画については、昨日のご質問でお答えしたとおり、今年度中に見直し、更に一定の方向性をお示ししていきたいと考えています。

議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

再質問

2番 山浦 登 議員

村の義務的経費等が大きく、村の独自政策を行う財源が乏しい中での事業であります。令和2年度は事業計画に基づいた事業が全て行われたのでしょうか。お願いします。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

ご質問の対象の事業がどこの範囲までか、ちょっと分からない部分がございますが、令和2年度事業については、繰り越し事業としてお認めいただいた事業を除いて、業務すべて完結してございます。

ただコロナ禍において、中止もしくは業務縮小等あった事業もあるということだけは、ご理解いただければと思います。

議長（萩原由一）

山浦 登 議員。

再々質問

2番 山浦 登 議員

経常収支比率、村健全化比率、実質公債化比率等、各指標を見ると村の財政は非常に厳しいと言えると思います。過去7年間の基金積立金と取崩額の差額は、4億4,979万8,000円であり、年平均6,425万7,000円取り崩されております。財政が硬直化し実財源が乏しい中では、経常経費の節減と歳出抑制ではとても財政が好転するとは考えられません。

そういう中で将来の財政の推移を見通した、総合管理計画や個別施設計画を検討される訳ですが、その財政計画の見通し、展望を伺います。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

「総合管理計画等、いわゆる個別施設計画を含めた計画等について」は、これまでのお答えしてきた通り、今年度中の策定、改正、更には一定の方向性を出していくということについては、変わらないと考えてございます。

また財政計画等含めた、財政そのものの今後の立て直しの考えについては、先程も申し上げた通り、それぞれ実施計画、更には令和4年度以降の予算編成の中で、各事業を詰めていき

たいというように思います。もちろん各種財政関係の比率が上がるということは、それぞれ独自の予算が乏しいということは変わりませんので、それに注視しながら次年度計画以降の計画を見直していきたいというように思いますので、よろしくお願いします。

議長（萩原由一）

以上で、山浦 登 議員の質問は終わりにします。

ここで暫時休憩とします。

再開は、午後 1時 35分をお願いします。

（終了 午後 1時 25分）

議長（萩原由一）

休憩前に引続き会議を開きます。

4番 芳川修二 議員。

（4番 芳川修二 議員 登壇）

1. ファームス木島平の現状と今後について

4番 芳川修二 議員

それでは、通告に基づきまして3項目について質問をしたいと思います。

今議会で、東京でV e g a n（ヴィーガン）の専門店を経営しているグローバルミーツ合同会社との包括連携協定についての報告がありました。この内容は、木島平の農産物を使用した加工品の製造を通じ様々な事業等を展開するために連携協力するというものでありますが、包括連携協定、これについては議会の議決を必要としないというような決まりがあるようですから、これについて、どうのこうのというわけではありませんが、この事業者は、ファームス木島平の加工等の施設を利用して自社の事業展開をしたいということで、この協定を締結することが趣旨であるというふうに思います。

村外の事業者が、この施設を自社の事業展開するに有効に活用できるという判断をし、今後優先的にこの施設を利用できると考えているのではないかと想像つくところであります。

ファームス木島平につきましては、「農の6次産業化」「農の拠点施設」として整備したものでありまして、6次産業化自体はですね、農業、農村を取り巻く経済環境が厳しい中で、農業、農村に経済効果が現れる形で展開されるべきものであることは言うまでもないことではありますが、そうした中で、村外事業者との連携があっても、それは全く許されないものであるというふうに思いますが、ただ、やはり地元の雇用や経済効果がなければ単に、せっかく村として整備した施設、それが利用されるだけでは意味がないというふうにも思いますし、やはり、このある施設をどのように活用していくのか、その方向性はしっかり見据えながら、村が主体性を持って施設の貸付け等も含めて、主導権を取ってですね、その方向性に基づいて手続きを進めていくべきものだというふうに思います。

例えば、この加工施設等が、村内事業者も実際希望をして使いたいという中で、今、包括連携協定の合同会社と施設利用についてかち合った場合に、どちらをどういうふうにするのかということも出てくると思いますし、やはり、村の主体性、村に経済効果とも含めた中でそうした選定、あるいはどういう方法をもってこれを手続を進めるのか、これは村民の皆さんが合意できる形での、そういう形で整理をする必要があるというふうに思います。この基準を定めることもこれからの課題でありますので、お願いしたいというふうにも思います。

村長の一存で決まるというようなことはないと思いますが、判断基準を村民が理解同意でき

る形で定めるための準備をすべきと考えるがいかが。

ファームスの2点目で、質問をいたしますが、ファームス木島平施設、これについてはですね、これまで雨漏り等の理由で、まるで危険建築物のような扱いをしてきた。そして、冬場は使用させないというような形できたという経過があります。非常に残念に感じているわけであり、やはりこれは、先ほどから申し上げましたように、6次産業化・農の拠点施設というふうに考えて建設をしてきた経過がありますし、あるいは地域の経済活性化のために、農業活性化のためにこの施設を作ったわけでありますから、これが有効に活用されなかったら、本当にただ無駄に、まるで邪魔な建設物みたいな扱いをされてきたのではないかと、なんとなくそんなふうにも感じながら、残念に思っているところではありますが。

村の実施計画では、令和5年に8,000万円をかけて修繕をするというような計画を上げておきまして、当時ですね、どうしても反対をされる議員等の間に入られた賛成派の議員も含めて、2,000万円の事業費を削ったというような、「雨漏りについては、後程に回せばいいや」と2,000万円を削った経過もあったんですが、雨漏りが理由ということで、これまで本格的に、あるいは希望者があっても貸付けできないというような理由で断れてきた、そういう経過があるわけでありまして。この上げられた8,000万円が本当に妥当な数字なのかどうか、私も改めて、当時の設計者に確認をいたしました。「数年過ぎただけでこんな使えないような設計をした覚えがない」と。ましてや国庫補助事業、あるいは建築確認同意もしっかり取ってですね、建設した建物であって、「そんなはずはあるはずない」という話がありました。

このことについては、先般6月議会でしたかね、山崎議員の方からも同じような質問をされておきまして、今上げられている8,000万円が本当に正しい数字なのかどうか、私も経過について調べたことがあるんですが、そういう中でですね、やはり雨漏りを理由にその施設を本格的に利用したい人がいるのに利用させないというの、あるいは村の経済効果等も含めればですね、そこで例えば、100円のパンにしてですね、それを10万個生産したらどういう金額になるのか、それはそのまま経済効果に繋がるわけでありますから、一日も早くですね、こうした経済効果しっかりと地元として受け止めるためにも、この通年貸付け等も含めて、さらに、8,000万もかかるならやめた方がいいや、みたいな話もあるわけでありますから、そのへんもですね、きちんとはやめに蹴りを付けてですね、やはり、地域経済の疲弊と人口減少に苦しむ木島平村を有効に活用するべきだというふうに思います。ぜひですね、今後その8,000数百万という額が妥当かどうか、あるいはもっと簡易な方法で費用を削減して修理出来るのではないかと、そんなふうにも考えます。

当時の担当者もいるわけでありますからもう一度、あるいは再度当時の設計者も呼ぶということも含めてですね、精査してもらいたいというふうに思います。

そういうことで、そんなこともお願いしながら、質問とさせていただきます。

はい、以上です。

議長（萩原由一）

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

村長（日碁正博）

はい、芳川議員の「ファームス木島平の現状と今後の運営について」であります。

芳川議員がおっしゃるとおり、6次産業の拠点として村としても有効活用を図っていききたいというふうに考えております。それは同じ考え方だというふうに思います。これは前から申し上げていることでもあります。現在、利用希望者もあるということで今後もその方向で検討してまいります。場合によれば、令和5年の改修についてもまた実施計画の中で、条件さえ揃え

ば前倒ししてもいいのではないかと思います、これはまたいろんな議論が必要だろうと思います。

それからまた、屋根の改修についてであります、これについては議員が言われるとおり、この経費については最終的には、村としてもやはり出来るだけ抑えたいと。ただし、安心安全な施設でなければなりませんので、その方向で節減を図りながら効果的な修繕計画を立てて、出来ればというふうに考えております。

ただ、ファームス木島平は加工施設だけではありません。やはり道の駅としての、その他村の特産物の販売の拠点でもあります。そういう意味で多様な機能を果たす施設でありますので、加工施設の利用計画と、それからまたファームス木島平道の駅とか、それからまた農産物の販売等、特産品の販売等、それらの機能全体的な機能をどういうふうに発揮していくか、それらも含めて、またこれから、今、運営改善計画を策定を行なっておりますが、その中で見定めて方向をしっかりと定めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後について、産業企画室長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

湯本産業企画室長。

（産業企画長「湯本寿男」登壇）

産業企画室長（湯本寿男）

それでは、村長の答弁に補足しまして、一部ダブる答弁もございますけれども、願いをいたします。

地域農業や地域経済への波及効果があったとしても、利益を上げていかないことには施設を運営または事業を継続していくことはできないと考えております。そういった観点からも事業者の選定基準というふうにしていきたいと考えます。

いずれにしましても、施設の「運営改善計画」の結果を受けた後、皆様のご意見も伺いながら進めてまいりたいと思います。

また、「屋根改修の精査は」ということでございますけれども、これについては雨漏りという問題もございますが、屋根の老朽化によります内側の母屋（もや）の経年劣化も同時に起こっております。そういったことも鑑みまして、全体の張替え工事のあくまでも概算費用でございますことをご理解いただきたいと思っております。

また、これから施設の運営方針が決まりまして、それによる改修等も想定されますので、既存施設を有効かつ、また効果的に活用できるよう、また今後より長く有効に活用していくため、併せて全体計画として精査をかけてまいりたいと思っております。

いずれにしましても、この施設については収益を上げながら地域全体の活性化が出来る施設にしていくことが重要と考えています。そのため効率的・効果的な運用を目指すためには、予算はもとより今後様々な形でご協力をお願いすることもあります。議員はじめ関係される皆様には十分ご理解をいただきながら、よりよい施設となるよう進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

議長（萩原由一）

芳川修二 議員。

再質問

4番 芳川修二 議員

再質問をいたします。

課長からの説明ありましたけれども、こんなことは当然なことであってですね。あれから何年経つんでしょかね。こうしてずっと貸してくれという話があっても、雨漏りがダメだ、雪降れば潰れるからダメだと、そんな言い訳をしてきた経過があったわけです。早々と、例えば8,000万でもあるいは価格見直して2,000万でもいいから、とにかく早めに経済効果が生まれるように、あるいは雇用やそういうことも実際にあるわけでありましたが、そういうことをするためにも、今、村が指定管理を外して村が直営というような形をとっておりますが、これでうまくいってると思っているんでしょうか。村からの振興公社にお金を払って、その人たちの人件費、それを生み出しているのか。今回の、そういうことを考えた時にですね、やはり1人でも2人でも雇用が増えたり、あるいはそこで売り上げが上がったり、それが循環して出来る形になってくる方が、私は大事だというふうに思いますし、そういうことを目標に、副村長も当時担当として頑張ってきたのではないかというふうに思いますが。今、この正確ではありませんが、6億6,000万で終わって補助金返さんじゃいけねえ、5億9,000万。それを返さなくちゃいけない。逆にいうと90%近い補助率を得て、建築した村の施設ですよ。

そして、現に村外業者までこれを使いたいというような申し出がある中で、やはり村が主体的にこれを活用しよう、そして少しでも人口減少、あるいは経済の活性化に活用しようというふうに思うのが当然だというふうに思いますが。ぜひそうした視点を持って、主体性を持ってですね、今後の活用と、早めに手を打っていただければありがたいということで質問とさせていただきます。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

答弁を求められたのかどうかちょっとはつきり分からないんですが、これまでも申し上げてまいりましたが、建設当初から村民の中でもいろいろ議論があった施設であります。それでもやはり、利用計画というか、それがしっかり立たないと改修等に手が付けられない、そういう状況だったということをご理解いただきたいというふうに思います。

利用等目途がつけば、先ほど申し上げましたが、実施計画の見直しの中で早期に改修等進めながら、せっかく作った多額の投資をした施設を村の活性化のためにぜひ使っていきたい、活用していききたい。農業、観光、それから商工業、様々な分野に影響して来る可能性のある施設でありますので、皆様のご協力をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

議長（萩原由一）

芳川修二 議員。

再々質問

4番 芳川修二 議員

再々質問申し上げます。

今、村長から答弁ありましたように、現在、「運営改善計画」の策定を「道の駅支援機構」に委託して進めているということではありますが、これについても、山崎議員からも「そういう必要があるのかどうか」と質問をされた経過があります。というのは、やはり、280万の予算ですかね、そういう中で委託しても単なる計画書が上がってくるだけだと、あるいは地元のこ

とを十分に理解しているのか果たして、ということが懸念されるわけでありまして、そうした場合に、やはりこれまで何年か、今の直営も含めて実際に経営をしてきたわけでありますから、そういうものをしっかり検証する必要があるのではないかと、その中から今後方向性をきちんと決めていく、今回の事業改善計画を立ててもらいたいということで、私も担当していた経過、あるいはこれを設置したという責任者でありましたから、それなりの方向性を持って準備してきた。だが、なかなか分かってもらえなかったのか、反対される人たちが大勢いらっしゃるといような中で、今の村長に話したように大変などさくさになってしまったといような思いもしておりますから、もう一度その原点を、当時の担当者も含めて検証し、あるいはこれまでの中でどうしたことをしてきたのか検証した、それをさらに今後こうするんだといようなことで、計画書を練ってもらいたいといふふうに思います。村長の考えをお聞きします。

議長（萩原由一）

湯本産業企画室長。

（産業企画室長「湯本寿男」登壇）

産業企画室長（湯本寿男）

芳川議員の再々質問にお答えをいたします。

経営のお話でございましたけれども、ただ今「運営改善計画」を策定しております。事業者は村外事業者ではありますがけれども、当然今までの経緯ですとか、数字を含めた運営状況、また外部環境等を調査していただいております。こちらからも十分な情報提供をしながら策定を進めているところでございます。

また、策定された段階で皆様にもお示しをしながら、ご意見を伺いながら、運営方針を決めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（萩原由一）

芳川修二 議員。

2. 第三セクターの現状と今後について

4番 芳川修二 議員

それでは2点目の第三セクターの現状と今後についてということで質問を申し上げます。

先日ですね、7月末でしたが、第三セクター木島平観光株式会社の決算報告がありました。この報告の中に、決算にあたって監査役から決算監査報告が挙げられておりました。その中で次のような指摘がされています。一般の村民の皆様にはこの文章がいつてなので、あえてここでもう一度、指摘事項を披露させてもらえればというふうに思いますが。

1番として、「提出された資料に記載された金額等、計算上の問題点ないものと確認した。」金額等の提出された数字は間違っていないといようなことであります。

2番目として、「取締役会議事録が作成されていないので、早期に作成することはもとより、今後は都度作成されたい。」

3番目、「今回提出された決算関係帳票に基づき係数については監査を行ったが」係数については監査をしたと、ところが「令和2年7月21日付で当社（木島平観光株式会社）の経営改善改革に基づき、村に対して「要望書」が提出された。」と「村から令和2年9月23日付にて、収益改善の見込めない、「木島平スキー場」、「馬曲温泉公園」については、令和2年6月1日以降、会計を分離し、管理運営費用は、村の負担とする旨の回答書を得ている。としているが、回答書通りの処理が行われていない。業務執行違反となりはしないか。回答を求める。」厳しい業務執行違反という指摘を受けて、これに対してですね、回答書では、「会社の会計から分離す

ることについては、それぞれ事業所ごとの会計を明確することと解釈してください。」これ村長耳痛くないですかね。会計なんか分離すると言いながら、「明確にする」。明確にするなんてのは会社のそれぞれ明確にしてるんですよ、皆ね。業務執行違反でないかという指摘があって、こうした言い逃れみたいな回答書を出すこと自体、これはそうした指摘に対する答えにならない。重々分かっているんじゃないですか。

それから4点目として、「会社は、スキー人口の減少と寡雪を主因とした経営状況悪化から、平成21年9月18日付「現経営改革プラン」が提案された。内容を見ると、提案後、計画が実行されたのか不明確であり、当時と同様の問題が浮上している。経営改善計画書に基づく改革がどうして実行されなかったのか検証を行い、その管理体制の整備と構築を行われたい。」と。

5番目として、「上記2つに基づき取締役会決定事項の吟味を行い履行されていないものについては、早急に改善されたい。」と。

こういうふうに監査役から指摘があったわけであります。

これは、そのまま受け止めてもですね、かなり監査役がご苦勞されたことがここから読み取れるわけであります。計数や数字については間違いないけれど、その他の指摘事項、これがされていないというような厳しい指摘でありました。村長言うまでもなく代表取締役という形でこの決算の責任者でありますから、この指摘についても重く受け止めていただきたいと思えますし。

今回の決算としてはですね、1, 166万2, 000円の期純損出ということで帳尻合わせをしておりますが、借入金の内訳をみると令和3年の5月末が1億3, 000万円。金融機関の短期借入れが、2, 000万円。その据え置きが5年間となっておりますから、借入金であるわけでありますから、借りたものは当然返すんです。果たして、この据え置き期間を過ぎた時に、あるいはこの短期についてもこれから償還の期に入ってくるというふうに思いますが、会社というのはですね、どんな言い訳をしてみてもこの決算に上げた数字等は消えるものでもあるいは猶予してもらえるものでも、全くないんですね。だから実際に、5年間の据え置きの後にこれらを償還できるのかどうか。これについてお伺いをしたいというふうに思います。

議長（萩原由一）

日基村長。

（村長「日基正博」登壇）

村長（日基正博）

それでは芳川議員の「第三セクターの現状と今後について」ということであります。

現在大変厳しい状況に置かれている、その最大の要因は何といてもやはり新型コロナの感染拡大というふうに捉えております。リフト代の半額という取り組みによりスキー客を確保することができましたが、会社全体としては赤字決算となり残念であります。

しかし新型コロナ以前、木島平観光は経常的に赤字であったスキー場の赤字分を補填しながら会社全体としては累積の利益を上げてまいりました。「会社の存続」はイコール「スキー場経営の継続」であります。通年観光を進めておりますが、スキー場は村の観光の柱であります。村とすれば大事な産業として維持発展できるよう努めてまいります。

「返済できるか」という話であります。これは木島平観光の立場になりますので、村とすれば、返済できるように改革を進めるよう村として「改革担当参事」を派遣していると。今後コロナの状況等によって厳しさが増せば場合によれば返済猶予と、そういうこともあるかもしれませんが、それについてはまた村として対応を考えなければならないというふうに考えております。

質問の内容については、担当参事に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

小松改革担当参事。

（改革担当参「小松伸二郎」登壇）

改革担当参事（小松伸二郎）

村長の答弁に補足いたしまして、芳川議員のご質問にお答えをします。

はじめに、先ほど芳川議員のご質問の中に、「借入金1億3,000万円、金融機関からの借り入れが2,000万円、その他」とありましたが、誤解を生じますといけませんので、正しくは「村からの借入金が8,000万円」「日本政策金融公庫からの借り入れが3,000万円」「八十二銀行からの借り入れが2,000万円」の合計1億3,000万円でございます。木島平観光株式会社としましては、それ以外の借り入れはございません。

これらの借入金につきましても、それぞれ議会と協議と報告をおこないまして、返済計画書を作成し、適正に契約書を締結したものでございます。

5年間据え置きは、その契約書に基づいたものであり、具体的には令和4年3月から、来年の3月になりますが、令和4年3月から返済計画に基づいた返済が始まりますのでよろしくお願ひします。

次に、「木島平観光株式会社の決算状況をどのように受け止めているか」というご質問ですが、現在の観光業を取り巻く環境につきましては、スキー人口が減少し、加えて、一昨年の台風19号や今年の8月の豪雨に見られる自然災害、地球温暖化による雪不足、依然として猛威をふるう新型コロナウイルス等、世界的規模で大きなダメージを受けておりまして、平成5年木島平観光株式会社設立して以来、かつてない厳しい状況におかれております。

こうした中、昨年度には、スキー場の資産の買い取り、リフト券の半額補助、宿泊クーポン券の発行、馬曲温泉とスキー場の会計の明確化、第三セクター改革担当参事の派遣等の行政支援を行っており、現在は、こうした厳しい状況の中ではございますが、経費節減あるいは創意工夫をしながら経営を続けております。

ただし、今後の降雪の状況や新型コロナウイルスの終息状況によっては、全くと言っていいほど、先が見えない状況でございます。

現在、木島平観光株式会社の経営改革に取り組みながら、これから始まる2021-2022スキーシーズンに向けて、また新型コロナウイルス終息後の誘客に向けて全力で取り組みを進めておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

議長（萩原由一）

芳川修二 議員。

再質問

4番 芳川修二 議員。

今頑張っているから、私は言ってるんですよ。数字として表れたものは、いくら言い訳をしてみても現実に償還やそういうものが時間とともに来る。そういう中で、その現実を受けとめながらどうしていくのか。今の話を聞いてると、また村から銭を出せというようなふう聞こえるんですよ。村だって限界あるんですよ。すでに何千万も貸してる中で。これは議会が、例えば借入れについてそれを否決させた途端に木島平観光は潰れてしまうんですよ。資金繰りが詰まった途端に会社なんかあつという間に潰れるんですよ。その時点での債権、どういうふうに整理するんか知りませんが、それをまた村が面倒みるような話ばかり言ってたんじゃ、結局第三セクターの最も悪い経営体質というのを、村があるいは議会も含めて全認をするという

ことになってしまうんです。

本当はね、村に三セクがあってそれが村の経済の活性化のために活躍してもらいたい、これは村民あるいは議会も含めて全員の願いですよ。現実にはただ、すでにここに1億3,000万の借入金みたいなものが決算で突き付けられて、これは経営者としてはそれは頭の痛い話じゃないですかね。

ただ借り入れた時点で、もうすでにね。借入れってというのは、基本的に償還するわけですから、貸した方の責任とあるいは返す方の責任を村長が背負っちゃたわけですよ。そうするとじゃあどうするのか。議会納得させるためにどうするのか。結局償還の金額、財源ってものはどこから利益を出すのか、すでにこれまでにいくつかの事業所、木島平観光株式会社にはスキー場をはじめ、パノラマランド、やまびこの丘、利益を出す事業所ごとの会計とさっきも言ったそういうものがあるんで、その中で果たして据え置き期間が過ぎた時点でその利益を確保できるのかどうか。償還の財源を確保できるのかどうか。あるいは償還の財源を生み出すための計画をどうやるんだということを今、単に夏場観光で頑張っていくなんて話ではなくてですね、例えばこれまでの実績あるわけです。パノラマランドは、どのくらい入れてきた、あるいはコロナ明けたらどのくらい入るのか、そしてこのくらい償還用の財源が確保出来る、利益が取れると、あるいはやまびこの丘公園についてもですね、これまでの実績あってどのくらい利益が出るのかどうかそんなもの統計的なことも含めてやれば、無理かどうか見えてくるんでしょうね。ただ手をこまねいて待っているんでなくてですね、じゃあその客をどこから連れてきて、その利益につなげるんだということを準備しなければならないと。ただ絵に描いた餅みたいなこと言ってもですね、結局は各事業所から利益を出したその分がそうした財源に充たるわけですから。それを今から具体的に組み立てることが第三セクターの存続の道ではないでしょうか。ちょっと大変かもしれませんが、状況はね、コロナを含めて大変ではあるんだけど、言い訳が成り立たない経済の社会でありますから、そうしたことをしない限り資金繰りに窮（きゅう）した途端に、大事だ大事だというふうに言っていた会社が、第三セクターが潰れてしまうんですよ。その場合、従業員の生活もあるでしょうし、あるいは株式会社としての信用もありますから、そうならないこと望むわけありますから、ぜひそのへんのことも含めて長期的にどういうふうに経営していくのか、今非常に大事な時期だというふうに思います。

以上です。はい、終わらせていただきます。とりあえず株式会社については、そのへんの私の申し上げたことについての村長の感想をお聞かせいただいて、質問の方は終わらせていただきます。

議長（萩原由一）

質問はいいんですか。

4番 芳川修二 議員

あの、今私申し上げたことについて、そのとおりと思うかあるいは頑張るといふようなことをお聞かせいただけるのか。

議長（萩原由一）

はい、日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

村長（日碁正博）

はい、今、芳川議員から大変厳しい意見をいただきましたが、最終的には木島平観光を支えていかなければならないと、村として経済面、資金面で支えていくときもやっぱり気持ちの面

でもしっかり支えていただけるということでたいへんありがたく、感謝を申し上げたいというふうに思いますが、先ほど申し上げました通り、今、大変厳しい時期であります。先ほど申し上げましたが、コロナ以前、宿泊部門で出た利益をしっかりとそこに時点に戻って、しっかりと経営を立て直すことが出来れば返済も可能であろうというふうに考えております。

ただ今ありましたとおり、やはり事業ごとにしっかりと見直しをしながら、様々な部門ごとの計画を立てて、出資計画、そしてまた改善計画をしっかりと実行していくように、村としても指導してまいりますのでよろしくお願いいたします。

議長（萩原由一）

芳川修二 議員。次の質問をお願いします。

再々質問

4番 芳川修二 議員

ちょっと再々で。

今の答弁でね、村として支えたいとかさ、それは分からないことはないですよ。ただ今の中で、私はそうやって村から銭を出せばいいみたいな話になってっちゃうと、議会が果たしてね、議会がお金を貸したという責任も、どうしたって責任もありますし、そんなことになってしまうと。それよりも代表取締役しているんだから、その中で厄介かけないように着々とやっていくというような返答をもらいたいですな。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

先ほど申し上げましたが、資金面ということではなくて、やはり会社がしっかりと存続できるように、言ってみれば改革を進めていく、それを村としても支援していくと、そういうふうに申し上げたつもりでありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（萩原由一）

じゃあ、芳川議員、次の質問をお願いします。

3. 災害対策について

4番 芳川修二 議員

それじゃあ、水掛け論になりますから次の質問に移らせていただきます。

災害対策ということで、これまでも何度か同僚議員からも内水面の排除等の問題について質問がありました。それなりの回答をいただいているわけですが、そうした中で今般ね、樽川橋から平塚まで改良が見通しが付いたというようなことも報告をいただきまして、それはよかったなあというふうには思うんですが、もう1点の質問ということで、これも先日の丸山議員からも質問ありましたけれども、栄町と小見地籍のやはり内水排除と言いますか、堤防を越えた水も含めてですね、このへんが非常に毎回大きな問題になってるわけでありまして。ぜひここに、運んでって2台のポンプで排水できる、あるいは消防のポンプを使っていると、排水をしていると、いうことをずーっと繰り返しているわけですね。そこをね、もう一度抜本的に見直しをして、例えば本当に2台で足りるのかどうか、あるいは雨がどんどん降った場合にそんな慌てて持ち運んでですね、どのくらい排水できるの知りませんが、2台で十分間に合うようなという

ような話ではなくてですね。しっかりとどのくらいの雨ならこのくらいの量を排水できるんだと、デメリットなんでは費用だけの問題ですから、やはりそういうものを、費用がどのくらいかかるのかも含めて、やっぱりまな板の上に乗せるべきだというふうに思います。

ちょっと通告書と若干ずれてしまう部分もあるんですが、まあそのくらい大丈夫でしょう。

というのは、やはり消防団を張りつけて、ちょっとね。確かに災害の場合に消防団を活用するのは大事ですが、毎回ちょっと水が増えてきた内水排除で消防団を、こんなような話をですね。消防団っていうのはそもそもね、やっぱりいざという災害の場にあるいは火災等も含めてですね、その場合にすぐに駆け付けなければいけないほんとに地元の大事な防災の力になるわけでありまして。雨が降ったからってそこにずっと張り付いていた。ある消防団委員から「昨日は本当に夜中ずっと張り付いていたんだ」みたいな話も聞きました。その時に、火災があったり、あるいは樽川、馬曲川、大川、1級河川があるわけですが、これまでもそこで堤防が切れたり、あるいはその上流で土石流が発生したということもあるわけでありまして。そうした場合にですね、すぐ駆けつけることも含めて、あるいはいざという場合の災害、一か所に限るわけではありませんから、やはりいつも常習的に栄町と小見の内水排除というのは課題になるわけでありまして、やはりまな板に乗せてしっかりといくらかかって補填ができるんかできないんか、あるいはどのくらい雨降ったらこのくらいの雨なら耐えられるというようなことも含めてですね、しっかりと検討していただきたい。ぜひですね、そうした心配のないように常設の排水的な設備をやはり設けるべきだというふうに思います。そのためにもしっかりと検討していただければというふうに思います。以上です。

議長（萩原由一）

芳川議員、③番はいいですか。

4番 芳川修二 議員

はい？あ、③番いるんだ。議長、指摘ありがとうございます。

それからですね、もう1点。私今回ですね、市之割沖に水が冠水をした。どうも夕方になってもですね、なかなか水が引かないというようなこともあって、それから先ほどから村長からも千曲川の本流の下流への排水がうまくいっているかどうかということも含めて、実は見に行きました。というのもですね、私、昔「土地改良」にいた時、仕事をしていた時にですね、当時の土地改良区の皆さんが中心になって「湯滝橋の掘削をするべきだ」ということを強力に陳情等のことも含めて強力な運動をしてきた経過があります。その時にも一緒にそういう活動をしてきたんですが、そういうこともあったことも含めて、私はもう一度、湯滝橋、それまでの間がいいのかどうかというふうに見てきましたら、やっぱり大関橋の辺り、この辺りでですね、やっぱり若干水が滞留しているのが見えました。それはあの小沼、要するに樽川と千曲川の合流地点から、それから大関橋辺りまで非常に流れが順調ではないというふうに感じました。それで思ったのは、そのの浚渫（しゅんせつ）や河道整備がやっぱり広域的な面も含めて、県要望等、あるいは県の方も把握しているのかどうか、もし挙がってなかったらその運動を強力に進めてもらいたい。そういう思いでですね、今回質問をさせていただきます。

大関橋周辺からあるいは千曲川・樽川の合流小沼付近から、それから湯滝橋まで、湯滝橋から下流もきっとそうなんだろうが、とにかくこの市之割辺りが遊水地化してしまっている、しかも水の引きが悪い、そのたびに心配していたのではやはり耕作地もはじめとして、あるいは堤防が切れてしまうのではないかというふうなことを不安にも思う地域住民の皆さんのためにもやはり河道整備というのは非常に大事ですし、その時に大関橋周辺のことですね、よく検討の俎上（そじょう）に挙げていただきたいということで質問させていただきます。

以上です。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

それでは「災害対策について」のご質問であります。

今年の8月の豪雨災害の際にも千曲川の増水による樽川へのバックウォーターが発生しました。宮島そして市之割沖を中心としまして、農地が冠水しています。水田への被害が心配されております。令和元年10月の台風19号で甚大な被害が発生した千曲川及び信濃川については、国・新潟県・長野県・信濃川流域の41市町村が連携し、令和2年1月に「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」を立ち上げ上流から下流まで流域一体となった防災・減災対策の推進を図り、水系全体で河川整備、流域対策、まちづくり、ソフト対策を一体的にかつ緊急的に進める計画となっております。

すでに、千曲川の対策では、堤防の整備・強化ならびに水位低下を目指して立ヶ花及び戸狩地区等狭窄部分の河道掘削等の対策は進められております。遊水地等の整備や雨水貯留施設等の整備も進められているということでもあります。

現在の計画では、令和9年度末までに令和元年度東日本台風規模の洪水が氾濫せず流下した場合の水位に対して、千曲川の樽川合流付近での、合流付近で約1.5メートル水位低減をさせる、図る、そういう計画で進めています。

今年も、村が加盟する「北信地域千曲川等改修促進期成同盟会」で7月1日に国土交通省北陸地方整備局へ、7月9日には千曲川河川事務所へ要望活動を行って参りました。

芳川議員ご指摘の小沼地区から大関橋付近にかけての河道整備に関する件につきましては、現在国が進められている「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」の工事予定にはない部分になります。樽川合流付近から大関橋付近の河道掘削についても現状を説明するとともに、整備の要望を行ってきております。合流部分については一部浚渫というふうに聞いております。

本村の宮島、市之割沖地域へ千曲川のバックウォーターによる冠水についても被害状況を説明し対策を要望してきているところであります。

県管理の樽川関係では、樽川橋から平塚にかけて堤防強化のための舗装が未実施である件につきましては、以前議員からも要望がありまして、早期の工事完了を要望してまいりましたが、北信建設事務所で、他地区で行なっている増工工事として、今年中に完了を目指すというふうに聞いております。

詳細について、担当課長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

小松建設課長。

（建設課長「小松宏和」登壇）

建設課長（小松宏和）

村長の答弁に補足いたしまして、芳川議員のご質問にお答えいたします。

「小見地区、栄町地区の内水排除に関する件」であります。現在に至るまで、この地域の内水排除につきましては、樽川の水位上昇の際、役場所有の移動式の大形ポンプと消防ポンプで対応してきております。大形のエンジンポンプについては昨年度2台追加し、現在は6台で対応してきております。最大排水量についても強化されております。

「常設の排水機場の設置に関する件」ですが、丸山議員のご質問の際もお話しさせていただ

いておりますが、常設型の排水機場を設置する場合には、排水作業の安全性や効率性においては有効な手段であると考えられますが、一級河川への排水にあたり集水する集水域と雨量等の計算等から整備計画をすることになり、排水するポンプ能力の基準に合ったもので対応することが求められることとなります。

他の地域の事例では、災害時の緊急排水に対応するため必要箇所に排水ポンプ本体のみ固定設置し、災害時にはホースを延長し排水する方式で対応している事例もありますので、今後河川管理者の県とも相談し、事業実施の有効性や排水方法また、そのメリット・デメリットにつきまして検証を進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（萩原由一）

芳川修二 議員。

再質問

4番 芳川修二 議員

水害問題は、それぞれ議員質問されていますので、今後きつときちんと対応してくれるなどというふうに期待をしているんですが、実は私も内水排除のポンプの設置についてね、柏尾橋のあそこに戸狩からの水が堤防を上を越えて、排水するというポンプ設備を見てきました。非常にいい形で出来てるなあと。そういうこともありますし、今課長の方から今後そういうことも含めて検討するというようなお話もありましたので、ぜひ期待をしたいというふうに思いますので。やはり内水排除も含めて水害対策というのは非常に人命に関わる大変なことから、責任として重く受け止めていただいて、取り組んでいただければというふうに思います。

それから老婆心ながら、実は危険箇所、今どうしてもですね、河川の逆流、あるいは堤防を越え、越水するんでないかというようなふうに、あるいは市之割沖みたいなふうに視点がいきがちですが、実は樽川と馬曲川これも非常に心配な危険をはらんだ河川なんですね。今までも、堤防が切れたという、あるいは周辺の農地等も含めて被害にあったということもあるんですが。知ってると思いますが、その上流部分、山の奥で、あるいは馬曲川は特にですね、奥の部分、土質が非常に崩れやすい土質だと。というのは、奥で一時的に雨が降ってですね、そこで土石流あるいは水が食い止められて一気に流れ出す、土石流発生の危険性もかなり秘めた場所なんですね。ぜひそのへんことにも目を配っていただいてね。私はこれまでも樽瀧の周辺あるいは平沢の道珍（どうちん）の周辺に、監視カメラを設置したらどうかという話をしてきました。というのは一旦水が切れて、水が溜まって、あそこで増えたら危ないぞと、下流の人たちも市之割辺りは完全に天井川ですし、あるいは中島辺りもですね、そうした浸水の危険がある場所ですから、ぜひですね、これからそういう上流部分、山の奥で降ったのは里では知らんでたけれど、そういう危険性も秘めてるということをぜひ担当者に理解いただきたいということであえて申し上げました。

議長（萩原由一）

終わりですか。答弁はいいですか。

4番 芳川修二 議員

せっかくだからぜひ。

議長（萩原由一）

小松建設課長。

（日墓村長挙手）

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

はい、大事なご指摘だというふうに思います。建設課長の方に行きましたが、私の方で答弁させていただきますが。

確かに、馬曲川上流につきましては、崩落の危険性が高いということで、議員が関わった頃にもそこに土石流防止のための堤防というか工事を行なっております。一時、センサー等をして土砂の流出に備えた時期もありますが、こういう今土砂災害というのは、頻繁に起きているわけですので、これからも村としてもしっかりとそれなりに注意しながら対応していきたいというふうに考えております。

議長（萩原由一）

以上で、芳川修二 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後 2時 50分でお願ひします。

（終了 午後 2時 37分）

議長（萩原由一）

休憩前に引続き会議を開きます。

9番 江田宏子 議員。

（9番 江田宏子 議員 登壇）

議長（萩原由一）

なお、江田宏子議員には事前に資料の持込の申請がありました。これを許可します。

1. 施設の管理体制について

9番 江田宏子 議員

私は通告に基づきまして、4項目の質問をさせていただきます。

まず、1項目「施設の管理について」ということで村長にお伺いします。

昨日、山崎議員からもホテルシュエネスベルクの管理状況について指摘がありましたが、その他にも、管理者の使用状況や清掃・管理等が悪かったために、機械や施設が使えなくなったり、多額の修繕費が見込まれたりする例が目立っています。管理の悪さがどの時点で発生しているかにより、その責任の所在も変わってくると共に、村の管理責任であれば、村の財政に大きな損失をもたらすこととなります。

そこで、次の4つの観点からお伺います。

1、村営住宅や教員住宅等や、指定管理施設など、前の管理者や前の利用者から引き継ぐ際のチェック体制はどうなっているのでしょうか。例えば、引き渡しの時の立ち合いは、利用者や村担当課、両者で行っているのか。その際、チェックシート等はあるのでしょうか。あるとすれば、どのような内容なのかお伺いします。

また、チェックは複数人で行なっているのか。また、チェックの最終判断、すなわち、「チェック項目全てOK」とする判断は誰がしているのかお伺いします。

また、不備があった場合はどのように対応しているのか。村が引取り後に、不備が発覚した場合も含め伺います。

2つ目として、現在稼働している指定管理施設・委託管理施設、賃貸施設、また村で管理している空き施設等の「定期的な状況把握」や「チェック体制」は構築されているかお伺いします。

3つ目、これまで不適切な管理がされてきた施設や機械等について、それぞれの検証や原因究明はされたのか。また、今後、そのようなことがないよう、どのような対策をしていくかお伺いします。

4つめ、特に「空き施設」については、今後の管理状況如何では、「個別施設計画」に大きく影響するものもあると思います。個別施設計画策定にあたっては、修繕する場合、解体する場合、譲渡する場合等、様々な観点からそれぞれ試算し、比較検討した上で方針案が示されるのでしょうか。

また、その比較資料は、議会や住民にも提示されるのかお伺いします。

議長（萩原由一）

日基村長。

（村長「日基正博」登壇）

村長（日基正博）

はいそれでは、「施設の管理体制について」というご質問についてであります。ご質問については、それぞれ担当課長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

それでは、江田議員の「公共施設の管理等について」のご質問について、各施設、所管課施設でございますが、こちらの方で一括ご説明をさせていただきます。

まず「引き継ぐ際のチェック体制等」でございますが、引き渡し時については、村営住宅、教員住宅とも、担当職員がそれまでの借主等と立ち会い、現場を確認してございます。その際には、所管ごとに定められた書式において、現場の立ち会いで確認した内容を記載してございます。確認内容については、部屋ごとに、床や壁、器具や設備などの状況を確認する内容となっております。

「チェック体制等について」でございますが、立ち会いは担当者が対応しますが、最終的には所属長が判断する形になってございます。

「不備があった場合の対応について」でございます。立ち会い時において修繕等お願いする場合はもちろんございますが、入居者や管理者の修繕等の費用負担については、条例や規則、指定管理協定などで定めてございます。引き渡し後の修繕費等の負担については、具体的な明記はしてございませんが、明らかに故意によるものと判明すれば、費用負担について協議するべきと考えてございます。

次に、「定期的な状況把握やチェック体制の構築」でございますが、指定管理、委託、賃貸いずれも契約等の期間内は管理者や入居者がいるため、定期的な状況把握やチェックはしてございません。空き施設については、外構管理や確認が中心となっており、施設本体の状況把握やチェック体制については、現在構築されてございません。

3点目の「不適切な管理の施設について、検証と原因究明はされたか。また、今後の対応について」ということでございます。

空き施設を適切に管理するために、具体的な管理方法確認する必要があると考えています。今後は、定期的な管理を徹底して参りたいと思います。

4点目の「個別施設計画に大きく影響するという形で個別施設計画の策定にあたって、試算や比較検討した内容等を議会や住民にも提示されるか」という内容でございます。

村の公共施設の中には、今後、売却、譲渡、除却などの対象となる施設もあると考えています。公共施設等総合管理計画の見直しや個別施設計画の考えについては、先のご質問でもお答えしたとおりでございます。

まずは内容について、議会へ具体的な内容をお示ししていく考えでございますので、よろしく申し上げます。

議長（萩原由一）

江田宏子 議員。

再質問

9番 江田宏子 議員

それでは再質問を3点ほどさせていただきます。

今の答弁の中で、「住宅施設についてはチェックシートに従って、引き渡しの時に担当が利用者として、チェック体制を行っている」ということでしたけれども、住宅以外の施設のチェックについては、引継ぎ時、これまでの利用者、施設の管理者とそういう立ち会いをしているのかどうか、チェックシートはあるのかどうか確認させていただきたいと思います。

それから2点目としまして、「行政の監督責任」ということですが、空き施設については、もちろん答弁されたように、定期的な管理ができるようなチェック体制をしっかりと構築すべきで、ホテルシュエネスベルクの例もありますけれども、早急に対応していただきたいと思っております。また、委託、賃貸、指定管理等は、契約期間中はチェックしないという答弁がありましたけれども、住宅関係は入居者がいらっしゃるということで、中に入るのは難しいと思っておりますけれども、その他の公共施設については、これまでも、契約期間中の不適切な管理によって、機械の故障や清掃の不備なども何件か見られています。

管理者任せでチェックしなかったということは、そうなった原因ではないかと思っておりますけれども、行政は監督責任がありますので、空き施設だけではなく、運営者のいる契約期間中も、定期的なチェック体制は必要だと感じますけれども見解をお伺いしたいと思います。

それから3点目ですが、「個別施設計画の中で一定の方向性を示す」ということでしたけれども、その方向性に至る根拠となる比較検討資料、試算や、そういう方向性を出すことでのメリット・デメリットなど提示されるのかどうか質問しましたけれども、はっきりした答弁がありませんでしたので、そういう比較検討資料が出されるのかどうか、再度お伺いしたいと思います。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

はい、それでは再質問についてお答えします。

まず「住宅以外のいわゆる引継ぎ時のチェックなり、シートの関係」でございます。これに

については、住宅以外そのものについて、ほとんどが指定管理、または委託の業務となっており、この間で指定管理協定が終了する段階で、既にそういったものを確認するという内容の取り決めは、現時点ございません。ただ当然協定が切れる訳ですので、現場確認はして、いわゆる前管理者等がいる場合は、そこをお願いする場合がございます。この中でも経過としてはそういったことも実際にあったということもあります。ただ2点目の定期的チェックを協定の中でやるかという形であり、定期的にチェックした方が良いというものについては、指定管理協定の内容を再確認しながら、今後実際の管理者がいる訳ですので、検討をして参りたいというふうに思います。

3点目の「個別施設計画等の方針決定する上での根拠となるもの、資料等の提示」でございます。当然必要な資料については、お示ししていきたいというように思いますので、よろしくお願ひします。

議長（萩原由一）

江田宏子 議員。

9番 江田宏子 議員

はい、今、「指定管理施設、委託管理施設についても必要があればそうしてきた施設もある」ということですが、しっかりまた、その指定管理の協定の見直しの中で、そういうことも含めながら、管理を監督責任として村は責任を果たしていただきたいとします。

2. 児童クラブの運営について

9番 江田宏子 議員

次に2項目目として、児童クラブの運営についてということで、村長と教育長にお伺ひします。

昨年12月の一般質問でも周辺市町村の児童クラブと比べて、本村の児童クラブの利用料が高いこと、食育の一環として子どもにとってのおやつ必要性・重要性を訴えさせていただきました。

お手元の資料「児童クラブの周辺市町村の状況」というのをご覧ください。黄色の市町村が、木島平に隣接する北信広域を組織している市町村です。高山村と飯綱町も載せてありますけれども、これは周辺の町村ということで、少し範囲を広げて参考に掲載させていただきました。

まず、保護者負担の欄をご覧ください。これが、いわゆる利用料というところですが、ピンク色のところが、木島平村より利用料が低い児童クラブ。安いというか、低いというか。それで、水色の野沢温泉村と高山村は、同じ5,000円ということで、水色にしてありますけれども、両方ともおやつを含めた利用料になっています。木島平村はおやつなしで、月上限5,000円ということです。ちなみに須坂市、長野市も調べてみたところ、須坂市は3,000円、長野市は2,000円で、おやつ代は別途徴収となっています。

また、おやつ代もご覧ください。木島平村と飯綱町以外では、厚生労働省の指針に従い、おやつを出しています。児童クラブは厚労省管轄で、「生活の場」という意味・位置づけがあるからです。

この一覧表をご覧ください。本村では、おやつがないのに5,000円。また、各市町村の児童クラブを細かく見ていくと、同時入所の児童がいる場合は、2人目以降は半額というところもいくつかありましたが、本村では、同時入所の場合も同額です。

一定の受益者負担は必要だと思ひますが、他市町村に比べ、保護者負担が大き過ぎるのではないのでしょうか。

春先ですか、保護者アンケートも取っていただいたということですが、それらの結果や、周

辺市町村の状況、厚生労働省の指針等を勘案し、次年度の利用料減額やおやつを提供について、子育て支援や食育の観点から、検討・改善の余地があると思えますけれども、その改善の余地があるか、その見通しについて伺います。

また、改善しようとする立場で検討するのか、難しいという立場なのか、難しいとすれば、その理由について併せて伺いたいと思えます。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日墓正博）

はい、「児童クラブの運営について」ということでありますが、利用料減額、そしてまた、おやつを提供について、教育長および担当課長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

小林教育長。

（教育長「小林 弘」登壇）

教育長（小林 弘）

村長の答弁に補足いたしまして、私からは「おやつを提供について」お答えをいたします。

結論から申し上げます。次年度も放課後児童クラブの平日のおやつを提供は行わないということでご理解をお願いいたします。

その理由であります。平日のおやつを提供は、放課後児童クラブの開設当初の平成21年から行っておりません。但し、1日が長帳場となります長期休み、夏休み・冬休み・春休みだけは、お金を徴収しおやつを提供を行って参りました。しかし昨年度は、このコロナの状況下、感染リスク対策、また、保護者代表を含めた放課後児童クラブ運営委員会でもご理解をいただき、長期休みはおやつを提供・飲食は取りやめたところであります。

本年度の夏休みは、児童クラブとしてはおやつを提供なしでありましたが、最終的には、自宅からは本人の好きなおやつを持参してもよい、ということにいたしました。

次年度以降、長期休みのおやつを提供の可否につきましても、コロナウイルスの感染面を考慮しながら、運営委員会で検討して参りたいというように考えております。

現在の現況下を鑑み、児童クラブ利用者の皆さまにはご理解をいただきたいと思えます。

議長（萩原由一）

島崎子育て支援課長。

（子育て支援課長「島崎かおり」登壇）

子育て支援課長（島崎かおり）

それでは、村長の答弁に補足しまして、「放課後児童クラブの利用料について」のご質問にお答えいたします。

先程、江田議員からは村の状況と近隣の市町村の状況についてもご説明がございましたが、現在、村の放課後児童クラブの利用料につきましては、1日300円、月額上限で5,000円と定めております。

例えば、1カ月に25日利用した場合、300円の25日で7,500円となりますが、利用料は上限5,000円となります。

利用料を減額するかどうかについては、課内でも検討しているところでございまして、財政状況や子育て支援の面から、さらに研究をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

議長（萩原由一）

江田宏子 議員。

再質問

9番 江田宏子 議員

それでは再質問させていただきます。

まず利用料ですけれども、昨日も丸山議員の質問にもありましたけれども、子育て世代の移住定住に力を入れるには、教育面だったり、子育て支援が他より優位であることがアピールポイントになると思います。利用料がこれだけ他に比べてこれだけ高いというのは、子育て支援や移住定住策として、逆行になるとは思わないでしょうか。これから検討していただくことですのでけれども、せめて、他の市町村と同程度にまでなるように、前向きに検討をお願いしたいと思います。

先程、1日300円で上限5,000円なので、25日来れば、まあ20日来ても上限5,000円にはなると思いますけれども、実際、2,000円とか3,000円の子どもたち、家庭が多いのであれば上限5,000円としても良いかも知れませんが、利用者の状況を見ると上限で払っている家庭も多いように見受けられますので、そういうことであれば、利用料自体をもう少し減額できるように財政状況もあるとは言えますけれども、総合的に考えて検討していただければと思います。

それから、おやつについてですけれども、そんなにおやつにばかりこだわって、「くだらない」と思っている方もいらっしゃると思いますけれども、これまで私自身、保育や児童クラブなどで、子どもたちに関わってきた立場としては、子どものおやつというのは、それだけ重要なものとして位置づけています。また、保護者の負担や子どもの育ちを、村としてもサポートしていただきたいという思いもあります。

そこでまず、なぜそんなにこだわっているのかという考えを述べさせていただいて、再質問しますけれども、前にも述べている通り、厚生労働省の放課後児童クラブ運営指針にも「おやつの提供」が謳われています。また、調べたところ、埼玉県和光市では、その厚労省の指針を受け、和光市の子どもあんしん部保育施設課として補食、補う食事、食事を補うということですね。おやつ、補食、「おやつを考えるにあたって」という方針をウェブサイトでもアップし、その必要性や食育の観点から考える望ましいおやつの考え方ということを示しています。

そこに書かれている一部を紹介しますが、「食育の観点から、日々提供するおやつを通して、子ども自身に適切なおやつの種類・量を身につけさせられる内容か考えること。」

それから、「脂っこい物や、塩分の与えすぎに注意する。」

『おやつ＝お菓子』とは考えない。身体発育の視点をもって内容を考える。」

このようなことが書かれていて、まだまだありますけれども、まさに私が訴えたいと思っていることがたくさん書かれてありました。

これを読むと市の担当部署としての姿勢も伝わってきますし、保護者としても、「そこまで考えてもらえるなら」という、安心した気持ちで子どもを預けられると思います。

答弁の中で、おやつの提供は開設当初から行なっていないということでしたけれども、児童クラブ開設当初、村民会館でやっていた頃、おやつはずっと提供していました。

設置場所が小学校に移動して、スタッフ体制も変わったことで、通常登校日の提供は無くなったのだと思いますけれども、長期休みには、おやつ代は別途徴収で提供されていたことは先程の教育長の答弁にもあったと思います。

コロナ禍が始まった昨年の春休み以降、長期休み中の提供もなくなったと聞いていますけれども、

この夏休みは自分のお家からおやつを持参にしたようですが、そのおやつの内容は把握されているでしょうか。中には、毎日持参するのがスナック菓子で、よく販売している中くらいの1袋全てをその場で食べている子もいると聞きました。スナック菓子の袋を抱えながら食べている。果たして、その姿は望ましい姿だと思われるでしょうか。放っておいてよい姿だと思われるでしょうか。

少なくとも、子どもの健全育成を謳い、子どもたちを預かる立場であれば、村で育てる大事な宝として、少しでも健全育成を見据えた方針・対策が必要ではないかと考えます。

また、健全育成に向けた支援が必要な子どもほど、公共の場でそのサポートをする必要があるのではないのでしょうか。

通常の登校日におやつを食べさせる時間をとるのが難しいということであれば、まずは長期休みの時のおやつだけでも、そのあり方を検討していただければと思います。

私を含め、以前、児童クラブに関わっていたスタッフは、当時、子どもの『心育て』も含めたおやつのあり方を共有し、おやつ時間を大事にしていたので、思い入れはひとしおです。例えば、現在人手不足で、運営面でおやつの提供が難しいというのであれば、おやつ係を買って出ようかという話もしていたほどです。

おやつのあり方一つで、良いコミュニケーションの場になったり、嫌いな野菜が食べられるようになったり、児童クラブで出されたおやつが心に残って、家でも作ってもらったり、数年経ってからその頃の話をする子どももいます。食の思い出は、ふるさと愛にもつながる要素です。木島平村ならではの温かい生活の場になり、子育て支援になり得ます。そんな温かい村としてアピールしていただきたいと思います。

ただ、そもそも、子どもにとっての補食として、また心育てとしてのおやつのあり方をわかっていただけなのであれば、この話はいつまでたっても平行線であると思いますので、教育長に再度質問させていただきますが、厚労省の児童クラブの運営指針のおやつの提供というところに、目を通されたことはあると思いますけれども、この指針について、どう捉えられているのでしょうか。指針には従いたいが、運営上出すことが難しいのか、それとも、提供する必要が無いと考えているのか。教育長の答弁を求めたいと思います。

議長（萩原由一）

小林教育長。

（教育長「小林 弘」登壇）

教育長（小林 弘）

それでは私から、「おやつのこと」に関してお答えをいたします。

厚労省の「食育」のことにに関して、私もしっかりと読んでおります。しかし小学生は小学校1年生から6年生までというような形でありますので、低学年の1年生、2年生については、保育園からまだ入ってきたばかりというようなこともあって、厚労省が食育というようなことを言っているのは、然もあらんかなというように思います。ただ「食育」という観点から、放課後児童クラブのこの「食育」という言葉に、たえ得ることができるのかどうかということが、私は、はなはだ疑問であります。

当初、保健センターと言っていた時は学童クラブというような形でね、呼んでおりました。あそこにはキッチンセットもありました。ですから、何かそういう補食的なことは提供することが出来たかなというように思います。ただ平成の21年からは小学校に移動いたしまして、その時は教員の免許保持者を室長として配慮し、平成29年度までは放課後児童クラブ、学童クラブというかですね、それを「放課後子ども教室」というように名称を変えております。そんなこともあります。

おやつのことに関しましては、やはり子どもたちが下校をして、家の人が迎えに来るまでの

時間を常に考えなければいけない、という大事なところがあります。小学校1年生、2年生は3時10分、20分に下校になります。早い子どもは、4時半ぐらいに家の人が迎えに参ります。それ以上の子どもたちは、4時10分に下校になります。4時10分からはスキークラブが始まります。また4時半からはスキルアップ教室も始まります。常に児童の動き、児童の持つ時間、そういうことも常に頭に入れておかなければいけないなというように思います。

また児童クラブのスタッフにも聞きましたが、「非常に難しい」と、「困難である」と、そういう「様々な時間帯に放課後児童クラブに来る」、そしてまた「親の迎えもまちまちである」と、そこに出すということは、本当に難しいというようなこともありました。

おやつを提供に関しましては、放課後児童クラブ運営委員会という会があります。保護者、また学校、また民生児童委員の代表者が集まりまして、どうするかというようなこと、その中で今年の夏休みにつきましては、先程述べましたように、自分の好きなものを持ってくると、ただ自分の好きなものと言っても、親がちゃんと把握をして出してくれると思いますが、中身については、私は把握をしておりません。ですから、他の、先程の資料の中にありました、下校になって自分の敷地内、校舎内にある空き教室へ行くということもある。そしてまた、全く違う児童館というね、そういうところ、または地域の生活センターというようなところに行く子どもたちもいます。しかし木島平村の場合は、来てもすぐに、先程も述べましたようなクラブ活動がある、スキルアップ教室があるというような、他の市町村の子どもたちの放課後児童クラブ等々と、どう言ったらいいですかね、多少の違いもあるということもありますので、常に子どもたちの時間、そしてまた、放課後児童クラブ運営委員の皆さんの意見を、尊重していければいいかなというように考えております。

教育委員会としては、出しなさいと言うことは言ってはおりません。または出してはいけないということも言っておりません。これは前回の12月の議会でも、そんなお話をさせていただきました。以上です。

議長（萩原由一）

島崎子育て支援課長。

（子育て支援課長「島崎かおり」登壇）

子育て支援課長（島崎かおり）

先程、江田議員から「利用料につきまして、他の市町村と同じようにできないか、また総合的に考えていただけないか」というご質問がございました。

今の時点では金額はどうするかまだはっきりとしておりませんが、子育て支援という面からも検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（萩原由一）

江田宏子 議員。

再々質問

9番 江田宏子 議員

はい、再々質問ですけれども、先程教育長は「平日はおやつを出すのは難しい」というお話がありましたので、私はその辺りも承知しております。なので、再質問の中でもせめて長期休みだけでも、なんとかあり方について検討していただけないか、先程も申しましたように、スナック菓子を袋ごと持ってきて、それを抱えて食べているような状況が果たして子どもにとって良いのかどうか、例としてあげた和光市の例の中にも、子ども自身に適切なおやつの種類、量を身に付けさせる、という目的もあると思っております。保護者がしっかり食育とか補食という観

点で考えておやつを持たせてもらえれば全ての子どもがそうであれば良いですけれども、そうでない子どもの中にはいるということであれば、その子たちと差が出ないように逆に村としてそういう観点でのおやつを出すことによって、子どもにそういう意識を身に付けさせることにもなると思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（萩原由一）

小林教育長。

（教育長「小林 弘」登壇）

教育長（小林 弘）

再々質問にお答えをいたします。

先程の答弁でもお話をいたしました、長期休み、来年度の長期休みのおやつの提供の可否については、コロナウイルスの感染の考慮をしながら、運営委員会で検討して参るということでもありますので、今年1年間自分の好きなものを持参しても良いというようなこと、中身のことで、そしてまた子どもたちの反応、親の反応等々を検証して、また運営委員会で話し合いをするということでもありますので、また全体で同じものを出すか、またどうするかというようなことは検討にはいるというように思います。また検討していきたいというように思います。

議長（萩原由一）

江田宏子 議員。

9番 江田宏子 議員

「これから検討する、今年度はそのままやらせてもらいたい」ということでしたので、それも仕方ないかなという思いもありますけれども、保護者にとっても子どもにとっても、より良い方向、そして村としてもしっかりと温かい子育てをしていくという、サポートをしていくという観点から検討していただければ有り難いなと思いつつ、3項目目に移らせていただきます。

3. ICTの効果的な活用に向けて

9番 江田宏子 議員

3項目目といたしまして、ICTの効果的な活用に向けて、ということで、3つの観点から村長にお伺いします。

近年のICTの進化は著しく、便利な機器や情報伝達手段などが次々と生み出されています。

今や、そのツールをいかに使いこなせるか、効果的に使えるかということが、仕事の効率や集客力・収益等にも大きく影響していると言っても過言ではありません。

村としても積極的に情報収集し、効果的なICTツールの活用、また、村内事業者がより効率よく収益を上げられるようなツールの情報提供やサポートが必要だと感じますが、具体的に取り組んでいること、また、今後考えていることがあればお伺いします。

2点目として、お手元の資料「モバイル端末の年代別保有状況」をご覧ください。ちょっと単位をつけ忘れましたが、これパーセントです。そして足しても100%になりませんが、ちょっと抽出して、抜粋して書いたもので、モバイル全体の、その20代の全体から見た%、スマートフォンの保有率、全体から見た、20代全体から見た保有率というようにご覧いただければと思います。

これは総務省のデータですが、従来型の携帯電話・PHS・スマートフォンなど、携帯端末の保有率は、ご覧いただいた通り令和元年に80%を超えています。

また、スマートフォンの保有率も、年々増えており、令和元年の調査では、20代・30代

で90%を超え、40代・50代でも85%を超えています。

今回ちょっとお手元に資料は用意しませんでしたけれども、内閣府の今年3月、これは令和元年度ですけれども、令和3年度3月の消費動向調査では、59歳以下のスマートフォンの普及率は、20代から50代までのそれぞれの年代で90%を超え、特に20代・30代は100%に近い数字になっていました。

次に、SNSの利用率の資料をご覧ください。これも単位がついていません、申し訳ありません。パーセントです。

これも令和2年の総務省の調査ですが、使っているアプリの中で、LINE（ライン）の利用率は20代・30代ともに約95%、40代・50代でも85%を超えています。

LINEは、スマートフォンでタイムリーなやり取りができること、無料通話ができること、グループでのやり取りができることなど、便利な機能が手軽に使えることが、利用者が増えている理由だと思います。

最近はこのように利用者が多く、タイムリーに相手に情報を届けられるLINE（ライン）やTwitter（ツイッター）を使って、登録者に情報発信している自治体も増えてきています。

次にお手元の資料、熊本県南阿蘇村のウェブサイトにはアップされている「LINEからの受信登録」の例をご覧ください。

南阿蘇村では、村からのLINEの受信を登録する際に、そのLINEからの受信を希望する項目にチェックを入れられるようになっていました。この中では、南阿蘇村ホームページ、防災情報、子育て教育、ゴミの出し方、休日当番医、受信設定など、南阿蘇村のところにLINEを登録する時に、この中から自分の受信したい項目を合わせて選ぶようになっていました。

このように受信希望を選べるのであれば、関心のある項目のみ受信できます。スマートフォンがあれば、いちいちパソコンを開かなくても簡単に情報を得ることができ、災害時などは特にタイムリーに情報を得ることができ、非常に有効だと思います。

今年、新型コロナのワクチン接種の予約申し込みでLINEを活用されましたけれども、若い方々には大変好評です。

村の情報源である「ふう太ネット」には、若い世代の加入率や視聴率が少なかったり、ふう太ネットに加入していない方には、情報が届きにくかったりするのであれば、ぜひLINEを活用してはどうかと思います。

以前、ふう太ネットに加入していない方のために、災害情報や、イベントのお知らせや変更など、登録者に一斉送信する対応はできないかという質問をさせていただいたことがありますけれども、もしその対応について、まだ検討が進んでいないようであれば、LINEでの発信も視野に対応してはいかがでしょうか。見解をお伺いします。

3つめとして、次年度のウェブサイトリニューアルに向けて、以前も質問しましたがけれども、今年度は現サイトの見直しの期間との答弁でした。今のウェブサイトの見直し・新たなウェブサイト構築に向けた検討はどのくらい進んでいるのかお伺いします。

ウェブサイトのリニューアルは、村の顔として多額な費用をかけるものであり、効果的な運用ができるよう、慌てて取り組むのではなく、専門的な情報や、他の自治体ウェブサイトなども参考に、どのようなものが良いかしっかり検討し、悔いの無いようなものにしていただきたいと思います。現段階の進捗状況についてお伺いします。

議長（萩原由一）

日墓村長。

（村長「日墓正博」登壇）

村長（日碁正博）

はい、「ICTの効果的な活用に向けて」というご質問であります。主に提案をいただきましたが、現在の状況や具体的な取り組み等について、担当課長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

湯本産業課長。

（産業課長「湯本寿男」登壇）

産業課長（湯本寿男）

それでは、私の方から1点目のご質問であります。「村内事業者に対する支援として具体的に取り組んでいること、また今後考えることについて」答弁をいたします。

ICT情報通信技術の活用については、近年、急速に様々な技術や手法があらゆる分野で利用をされています。産業分野では、ドローンの活用での省力栽培や、スマートフォンなどで直接生産者繋がり、まるで店舗で購入するかのようなシステムも活用されている例もあります。

実際に村で取り組んできたことですけれども、農業分野では、農機具メーカーなどによる省力栽培のためのドローン機器の実証やデモンストレーション、観光分野では観光振興局等によるWEBサイトの講習会、フェイスブックやインスタグラムなどの、SNSに活用するための写真の取り方講習会、またWEBサイトの作成経費の助成などを行って参りました。

日々、進化している専門的な分野ですので、村として具体的にできるものとするれば、講習会や情報提供と考えておりますので、引き続きご意見をいただきながら、出来得る支援について実施していきたいと考えております。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

それでは、私の方から2点のご質問についてお答えします。

まず、「災害情報やイベント情報でのLINEの活用について」でございます。

村の情報発信については、ふう太ネットを始め、ウェブサイト、広報誌や音声告知端末を使用しております。以前からご指摘いただいているとおり、ふう太ネット未加入の方や村ウェブサイトを確認できない方への情報発信が課題となっているとともに、近年では災害情報の伝達も大変重要となっております。

ご指摘いただいた通り、LINEについては、現在、コロナワクチンの接種の予約システムで活用しておりますが、今後広く活用を検討する考えでございます。

すでに導入済みの自治体、ご指摘いただいた通り全国にございますので、参考にしながら進めて参りたいというふうに思います。今後、実施計画並びに次年度予算で検討を進めて参ります。

次に、ウェブサイトのリニューアルの作業の進捗状況についてでございます。

令和4年度のリニューアルを予定している、「村のウェブサイト」については、本年度から検討を始めてございます。

現在の進捗状況でございますが、ウェブサイトの利便性の向上、古い掲載記事の削除などを行うとともに、不足している機能や利用者が見づらいという部分の洗い出しを行っております。

現時点ではリニューアル時に現在のウェブサイトの体裁を維持していくかどうか、または一新するかについては決定してございませんが、費用を含め改善事項など、更に検討を進めて参

ります。

議長（萩原由一）

江田宏子 議員。

再質問

9番 江田宏子 議員

再質問させていただきます。LINEの活用は、前向きに取り組んでいただけることを期待したいと思います。

2点ほど再質問させていただきますけれども、まず有識者との情報交換の場づくり、サポート体制の構築について、提案させていただきたいと思います。

ICTの関係は、時代の流れも速く、専門知識も必要で、例えば、今までシステムを作るために多額な費用が必要だったものが、既存のアプリを入れることで、簡単に解決できることもあるかもしれません。今回のLINEもそうですけれども、アプリの活用方法を知っているかどうかで、取り組みに大きな差が出来てしまいます。特に地方では、そのような便利なツールの情報が入りづらいと思います。

村内でも、村出身者でも、ICT関係、デジタル関係に強い方がいらっしゃると思いますので、そういう方にもご協力いただきながら、他に出遅れないよう、また浦島太郎のような状態にならないよう、そのような専門の方との定期的な情報交換や相談できる体制など、サポート体制を作ってはいかがでしょうか。見解をお伺いしたいと思います。

それから「村公式ウェブサイトのリニューアルに向けた点」についてですけれども。

まず、今、役場内部だけでいろいろ改善が必要な個所や新たなウェブサイトのことを洗い出しているところだと思いますけれども、第三者として見て感じたこと「こういうものがあつたらいい」とか「今のはこういうふうに改善した方がいい」とか第三者の意見を聞いた方がいいと思うところもありますので、そのような意見聴取の機会については、どの考えているのか、一般の方からの意見徴収等はどうか考えているのか、伺いたいと思います。

議長（萩原由一）

丸山総務課長。

（総務課長「丸山寛人」登壇）

総務課長（丸山寛人）

それでは再質問について、こちらの方で2点についてお答えしたいと思います。

まず、「アプリの活用を含めた専門者等との定期的な意見交換や指導、情報交換等について」は、こちらの方の情報の中で、専門の方が村内の方でどの程度いるか不透明なところもございます。また、いろんな情報いただければ、その中で村としてもぜひそういった方のお力添えをいただきたいというふうに思います。

また、先ほどご提案いただきました南阿蘇村等のアプリについては、すでにかかなりの自治体が使っておりまして、そのアプリそのものはもうほぼ完成されたものと考えてございます。

従いまして、すでに防災関係の研修でもLINEの活用が行われてますし、隣の山ノ内町または調布市、そういったところでもすでに活用が進んでございます。全国的に計数が多いのでどのパターンが村にとっていいのか、今後確認を進めてまいりたいというふうに思います。

また、「ウェブサイトのリニューアルに向けた第三者の方の意見・ご提案等について」でございます。可能な限りご意見を聞けるよう、今後検討してまいりたいというふうに思います。

議長（萩原由一）

江田宏子 議員。

4. ファームス木島平の運営について

9番 江田宏子 議員

それでは、4点目、最後になりますけれども、「ファームス木島平の運営について」村長にお伺いします。芳川議員からも質問が先ほどありましたので、若干重複する部分もあるとは思いますが、通告書に沿って、質問させていただきますのでご了承ください。

現在、道の駅支援機構で、ファームス木島平の運営改善計画（案）を策定していますが、次の5点について伺います。

1つ目、道の駅支援機構からの提案は、屋根の修繕をはじめ、改修ありきの計画なのでしょうか。屋根を改修しない場合も含め、大規模改修をしない場合の提案も必要だと感じますが、支援機構には、そのような要望も伝えてあるのかどうか伺います。

2点目、「支援機構からの提案」から、運営者の公募、そして次期運営事業者の決定までの概ねのスケジュールについて、予定で構いませんのでお伺いします。

3点目、運営方法については、現段階でどのように考えていらっしゃるのでしょうか。一括で指定管理の予定なのか、委託管理の予定なのか、事業ごとに事業者を募る予定か、または、道の駅支援機構の提案が出されたら、その内容によって考えるのか、いろいろ考えられると思いますが、現段階で考えが何かあるようでしたらお伺いします。

4点目、事業者は全国に公募する予定かどうか。また、その次期の事業者を選ぶ際、支援機構からの提案を実現する事業者を選ぶのか、または、独自のアイデアで運営可能な事業者の応募もありとするのか。また、どのような方式で選抜する考えか、現段階での考えがあるようでしたら伺います。

5点目、現在、一番問題となっているのが、マルシェホール側の屋根の修繕問題です。この屋根については、本体に約6億という多額な建設費をかけながら、数年後に、また改修費をかける可能性も考えられるということで、議会でも当時、設計段階からその懸念を指摘し、建設の見直しを求めましたが、案の定、現在のようになっています。

屋根への積雪荷重の関係で、安全面から冬期に使用できないということになれば、大きな影響を受けるのは加工施設であり、事業者にとって、安定的な生産ができないことは大きな問題です。当時、施設の建設に批判的だった住民の方も多かったことから、屋根の修繕に踏み切るには、ある程度の村民合意も必要だと思いますけれども、住民の皆さんの合意を得るためには、どのようなことが必要だと考えますか。

また、屋根を修繕するかどうかの判断・実施は、どのような段階で、いつ頃をめどに考えているのか伺います。

議長（萩原由一）

日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

村長（日碁正博）

「ファームス木島平について」のご質問であります。基本的な運営方法とか運営に関する考え方につきましては、芳川議員の質問にもお答えしております。今、道の駅支援機構の提案内容を待っているわけではありますが、基本的には、既存施設を有効に活用していくと、それを前提に、ある程度改修等も必要になってくるだろうというふうに考えております。

運営方法については、経済効果や雇用の確保などの地域活性化の目的を達成するため、柔軟

な展開ができる環境を確保していく必要があることから、それが出来る事業者を、村の方針をご理解いただいた上で企画提案方式として公募するなり、まだ具体的に決まっておりませんが、選定していきたいというふうに考えております。

管理方法については、ある程度事業が軌道に乗るまでは、指定管理という方法もあるのかなど、そしてまた、長期貸付など、様々な活用方法を検討していく必要があるというふうに考えておりますが、事業者が主体的に管理できる形を検討していきたいというふうに思っております。

いずれにしても、施設の現状や課題、ポテンシャル等を正しく理解した上で運営していただくことが望ましいと考えております。

屋根の課題につきましては、ご指摘のとおり、施設の安定的な運営を考えた際に、大きな課題となっております。施設改修を行うため、しっかりと施設の方針を定めながら進めていく必要がありますので、村としても議員はじめ村民の皆さまのご理解をいただくような説明をしてまいりたいというふうに思います。

改修については、できるだけ早期に実施できるよう、実施計画などに計上するなど、財源確保にも努めながら進めてまいります。

現段階でのスケジュールについては、産業企画室長に答弁をさせます。

議長（萩原由一）

湯本産業企画室長。

（産業企画室長「湯本寿男」登壇）

産業企画室長（湯本寿男）

それでは私の方から「今後のスケジュールについて」ご説明をいたします。

現段階では、運営改善計画策定業務が9月末となっておりますので、その後、議会への説明をさせていただき、12月議会に運営方針をお示しできればと考えております。併せて、改修計画とそれに伴う予算もお示ししたいと考えております。

その後、来年度早い時期に公募手続きができるよう準備を進めていきたいと考えております。現時点では、改修がどの程度必要になるのか、運営事業者の準備状況や改修費の財源確保の課題もありますので、現段階では、最短で令和5年度中には稼働できるよう進めてまいりたいと考えております。

議長（萩原由一）

江田宏子 議員。

再質問

9番 江田宏子 議員

それでは再質問させていただきます。4点ほどありますけれども。

まず、屋根の改修をするのかどうか、その時期について確認させて頂きたいと思います。

今の答弁の中には、「屋根の改修については、早期に実施できるよう進める」という答弁がありました。屋根は改修するという考えで進めていくのか。改修しないという選択肢もあるのか確認させていただきます。

そしてまた、改修するとしたら、改修費用を12月議会、「運営方針も含めて12月議会」というお話ありましたので、確認なんですけれども、改修するとしたら改修費用を12月議会に上げるのか。そして、可決されれば、来年度中に改修するという考えなのか、確認させてください。

それから、次に屋根の改修費についてです。屋根の改修費用は8,000万円という数字が提示されています。先ほども質問の中にもありましたけれども、大きな額でありますし、決断に躊躇するという部分もあります。「全面張り替えが必要かどうか」という判断は何社かに見てもらったのでしょうか。以前、山崎議員からも「セカンドオピニオンを・・・」という提案もありましたけれども、他の事業者に見てもらったことはあるのかどうか。見てもらっていないとすれば、その理由をお伺いしたいと思います。

それから、今後のスケジュールについて改めて確認させていただきますけれども。答弁の中では「9月末に、支援機構からの提案を受ける予定、そして議会に報告し、12月議会に運営方法と改修計画を示し、議会で概ね認められれば、来年度前半に運営者の公募、早ければ、令和5年度中に稼働予定」ということで答弁からは理解しました。それでよいのかどうか。

そしてもし、屋根の改修が議会として認められなければ、運営者の公募は見送るのか。それによって、スケジュールが遅れるということになるのか。確認させていただきます。

それから、運営者の公募期間についてです。とかく指定管理者等を公募する場合、過去には、募集期間が2週間しかないなど、決まった事業者ありきで、募集期間が短いことが多々ありました。いろいろな可能性のある事業者から提案を受けるためには、全国公募し、募集期間を長く取る必要があると思いますけれども、見解をお伺いしたいと思います。

議長（萩原由一）

湯本産業企画室長。

（産業企画室長「湯本寿男」登壇）

産業企画室長（湯本寿男）

それでは、再質問についてお答えをいたします。

まず、1点目の「屋根の改修をするのかどうか、またその時期についての確認」ということでございます。おっしゃるとおり提案内容によって変わってきてまいるとは思いますけれども、基本的に現時点では、利活用前提として屋根改修を考えております。

また、改修費用については、全体の施設改修がどの程度必要とするか検討も必要となっております。財源の問題もありますが、補助金や過疎債の活用も含めて考えており、事業採択の課題もありますが、新年度予算の中でと考えております。

続きまして、屋根の改修費についてであります。お答えしておりますとおり、あくまでも概算であります。8,000万円が5,000万円だからと言う議論というよりもどういった施設で活用していくのか、事業をどういった内容で進めていくのかという中で考えていきたいと思っております。利活用方針計画が定まり、精査をかけていきたくて考えているのでご理解をお願いいたします。屋根の改修のみならず、施設全体の計画による改修も含めた中で、ご提案をしていきたいと思っております。

3点目の「今後のスケジュールについて」ということでございますけれども、利活用、事業方針を認めていただいた中で改修をしていきたいと考えておりますので、屋根を含めた計画を提示していくと想定しておりますので、その予算があつての改修になると考えています。

また、「屋根の改修が認められなければ」というお話でございますけれども、その先の公募は見送るのかどうかということについては、今後検討していきたいと思っております。

「公募期間について」のお話でございますが、どのくらいが適当という判断も難しいところかと思っておりますが、基本的には、ある程度短期間の中で募集をかけて、該当者がいなければ、その次の募集といった形でもいいのではというふうに考えます。基本的には、村の方針や状況を十分ご理解いただける事業者としていきたいというふうに考えております。

議長（萩原由一）

江田宏子 議員。

再々質問

9番 江田宏子 議員

はい。ちょっと答弁いただけない部分について再度質問させていただきますけれども、改修費用8,000万円の判断というのは、他の何社かにも見てもらったのかどうか。みてもらっていないとすればその理由を、ということでお答えいただけますでしょうか。

議長（萩原由一）

湯本産業企画室長。

（産業企画室長「湯本寿男」登壇）

産業企画室長（湯本寿男）

それでは、再々質問でございます。

「セカンドオピニオン」というお話でございますが、建設当時の設計業者ではなく、長野県内の設計業者に見ていただきまして、あくまでも屋根全体の改修ですとか、一部の改修ですとか、そういったものも含む中で、今回お示ししているのは屋根全体を張り替えた場合の概算費用ということにしております。セカンドオピニオンでというお話もございましたが、先ほどお答えしたとおり、利活用を決めた中で、再度精査をかけていきたいというふうに考えていますので、別の設計業者には頼んでいないという状況でありますので、お願いいたします。

議長（萩原由一）

以上で、江田宏子 議員の質問を終わりにします。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。ご苦労様でした。

（終了 午後 3時 55分）

令和3年9月第3回 木島平村議会定例会
《第4日目 9月17日 午後3時30分 開議》

議長（萩原由一）

本日の会議は、諸般の都合により、午後3時30分に繰り下げて開くことにします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1、議案第46号「木島平村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について」の件から、日程第4、議案第49号「木島平村ふるさとづくり寄附金条例の一部改正について」の件まで、条例案件4件と日程第28、議案第60号「木島平村過疎地域持続的発展計画の策定について」の件までを一括議題とします。

本案については、先に委員会に付託してありますので、総務民生文教常任委員長の報告を求めます。

総務民生文教常任委員会、土屋喜久夫 委員長。

（総務民生文教常任委員長「土屋喜久夫」登壇）

総務民生文教常任委員長（土屋喜久夫）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、木島平村議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第46号、木島平村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について。

議案第47号、木島平村福祉医療費給付金条例の一部改正について。

議案第48号、木島平村手数料徴収条例の一部改正について。

議案第60号、木島平村過疎地域持続的発展計画の策定について。

審査の結果、いずれも原案可決であります。

なお、審査の過程で次のとおり意見がまとまりましたので、報告します。

令和3年度から新たな「過疎地域持続的発展計画」が策定され、地域発展の財源措置が講じられる。過疎対策債は、過疎地域に有利な財源措置と思われるが、ソフト事業に施設の管理運営など、本来、後年度に負担を残すべきでない用途もある。執行にあたり、慎重に対応されたい。

以上であります。

議長（萩原由一）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会、勝山 正 委員長。

（産業建設常任委員長「勝山 正」登壇）

産業建設常任委員長（勝山 正）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、木島平村議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第49号、木島平村ふるさとづくり寄附金条例の一部改正について。

審査の結果、原案可決であります。

議長（萩原由一）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長（萩原由一）

「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長（萩原由一）

「討論なし」と認め、討論を終わり、採決したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。

日程第1、議案第46号「木島平村過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について」の件から、日程第4、議案第49号「木島平村ふるさとづくり寄附金条例の一部改正について」の件まで、条例案件4件を一括採決します。

本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第1、議案第46号から、日程第4、議案第49号まで、以上、条例案件4件は、原案のとおり「可決」されました。

日程第5、議案第50号「令和3年度木島平村一般会計補正予算（第3号）について」の件から、日程第13、議案第58号「令和3年度木島平村高社簡易水道特別会計補正予算（第1号）について」の件まで、以上、予算案件9件を一括議題とします。

なお、以降、議案等の「令和3年度」及び「木島平村」の部分については、省略させていただきますので、ご了承願います。

本案については、先に委員会に付託してありますので、予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会、土屋喜久夫 委員長。

(予算決算常任委員長「土屋喜久夫」登壇)

予算決算常任委員長（土屋喜久夫）

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、木島平村議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第50号「令和3年度木島平村一般会計補正予算（第3号）について」から、議案第58号「令和3年度木島平村高社簡易水道特別会計補正予算（第1号）について」までの補正予算案件については、審査の結果、原案可決であります。

以上であります。

議長（萩原由一）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(質疑なし)

議長（萩原由一）

「質疑なし」と認め、これで質疑を打ち切ります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(討論なし)

議長（萩原由一）

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。
ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。これから採決をします。
日程第5、議案第50号「一般会計補正予算（第3号）について」の件を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。
本案は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方は、起立願います。
(全員起立)

議長（萩原由一）

「起立全員」です。
したがって、日程第5、議案第50号は、原案のとおり可決されました。
日程第6、議案第51号「情報通信特別会計補正予算（第2号）について」の件から、日程第13、議案第58号「高社簡易水道特別会計補正予算（第1号）について」の件まで、以上、予算案件8件について、一括採決をします。
本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。
本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。
したがって、日程第6、議案第51号から、日程第13、議案第58号まで、以上、予算案件8件は、原案のとおり「可決」されました。
日程第14、認定第1号「令和2年度木島平村一般会計決算について」の件から、日程第27、議案第59号「令和2年度木島平村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の件まで、以上、認定案件13件、事件案件1件、あわせて14件を一括議題とします。
なお、以降、議案等の「令和2年度」及び「木島平村」の部分については、省略させていただきますので、ご了承願います。
本案については、先に委員会に付託してありますので、予算決算常任委員長の報告を求めます。
予算決算常任委員会、土屋喜久夫 委員長。
(予算決算常任委員長「土屋喜久夫」登壇)

予算決算常任委員長（土屋喜久夫）

本委員会に付託された事件につきましては、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

認定第1号「令和2年度木島平村一般会計決算について」および認定第4号「令和2年度木島平村奨学資金貸付事業特別会計決算について」は、賛成多数で認定となりました。

それ以外の認定第2号「木島平村情報通信特別会計決算について」から、認定第13号「木島平村水道事業会計決算について」全会一致の認定であります。

なお、議案第59号「令和2年度木島平村水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」原案可決であります。

以上であります。

議長（萩原由一）

これから討論を行います。

討論はありますか。

（芳川修二 議員 挙手）

議長（萩原由一）

芳川議員。

4番 芳川修二 議員

それでは、認定第1号「令和2年度一般会計決算について」反対討論を行ないます。

4番、芳川修二。

本議会に上程された令和2年度一般会計決算について、次の理由から反対の立場で討論します。

令和2年度にあっては、新型コロナウイルス禍にあって事業の取りやめ、また縮小を余儀なくされた年度でありました。観光と農業に重きを置く村経済と村民生活は大きな痛手を受け、村の抱える大きな課題である過疎問題はさらに深刻な状況になっています。この状況の中、第三セクターは危機的な経営状況となり、監査報告では極めて厳しい指摘がされています。

また、農業振興公社、観光振興局は組織としての明確な目標があるわけであり、職員の努力に対しては敬意を表したいというふうに思いますが、顕著な成果と前進があったとは見受けられないと受け止めざるを得ないものと感じました。

新型コロナウイルス禍はさらに、長引くといわれており、現状をしっかりと把握するとともに、高い位置から遠くまで見据えながら、行うべきことは、たゆまずに取り組むべきであり、決してのんびりと構えていられない厳しい状況に村が置かれていることを再度認識され、喫緊の課題解決と村の持続的発展にむけて真摯に取り組むよう要望し、私の反対討論とさせていただきます。

以上です。

議長（萩原由一）

次に、原案賛成者の発言を許します。

（土屋喜久夫 議員 挙手）

議長（萩原由一）

土屋喜久夫 議員。

7番 土屋喜久夫 議員

令和2年度木島平村一般会計決算を承認する立場で、討論に参加をさせていただきます。

令和2年度木島平村一般会計決算は、歳入総額45億8千万円余、歳出総額44億600万円余で、黒字決算で結了されたわけであります。他の会計もすべて黒字で結了され、ご同慶に堪えないところであります。

監査報告のとおり、計数的な差異はなく正確のものと解するわけでありますが、例年にも増して、監査意見が多く付されています。理事者を初め、全職員の全体の奉仕者としての使命を更に全うされることを期待するものであります。

未曾有（みぞう）の災害ともいえるコロナ感染症の世界的な拡大蔓延下、観光業を始め、交流経済の壊滅的な状況にもかかわらず、村民の命と健康、暮らしを守り、村内での感染も村民の絶大な協力の中で、最小限に抑え込み、ウィズコロナの新しい生活の中、村政を進められてきたわけであります。

さらに、この環境下での施策の展開が余儀なくされるわけでありまして。ウィズコロナの下、教育現場では、GIGA（ギガ）スクールが前倒しになり、子ども達の教育がそれぞれ自宅でもできるような施設整備が進んだわけであります。ただ、この大きなお金の動き、教育も市場経済に突き進んでいるのではないかなという懸念をするわけであります。

児童問題について、近頃極めて悲しい事件が報道をされています。運用等に目がいつているわけでありますが、自分の命、他人の命、を大切に子ども、そして人間を大事にする教育が今の時代を担う我々の使命ではないかな、そんなことも感じるわけであります。

令和3年度から新たに「過疎地域持続的発展計画」が推進され、地域発展の財源処置が講じられます。村の財政状況は、令和2年度末の地方債（借金）が36億6,800万余円、基金（積立金）が25億8,400万余円という状況でありまして、役場庁舎の建設など大型事業の終了が影響しておりますので、しばらくの間やむを得ない状況かと思われるわけであります。

辺地債（へんちさい）とともに、有利な起債とされている「過疎対策債」は、令和2年度新たに2億5540万円が借り入れられました。過疎対策債は、後年度に70%の交付税処置があることから「有利」と言われていますが、交付税外の30%は村費で返済することになるわけであります。ソフト事業と称し、有機センターなど、管理運営費に充てることは、恩恵の少ない将来に負担を残すこととなるわけであります。財政規律として極めて懸念を持つところであります。

国の借金を地方に肩代わりさせる「臨時財政対策債」は、10%の将来負担を強いています。道路・水路をはじめとする社会インフラの長寿命化費用が過大となったり、過疎から脱却すべき財政的な余裕は厳しい状況であります。

過疎対策債から、木島平村社会福祉協議会のデイサービスセンターの建設に1億円が補助されました。介護保険制度の成立を機に、福祉の世界に市場経済が導入され、異業種からの介護保険事業者が法外な蓄財をし、報酬に変えてしまっていました。この事例が全国的に多発をし、社会福祉法人の積立金を減少させるように国から指導が行われました。木島平村社会福祉協議会も村民の好意による積立金ではありますが、これを減らすことも国からの指導でさせられまして、老朽化したデイサービスセンター建設計画、また村からの補助を受けて進められたわけであります。前に報告のありました「令和2年度木島平村社会福祉協議会決算」に、積立金1億円余が残っておりまして、村が借金をして、村社協が貯金をしている、不合理な構造となっております。

高齢社会、人口減は、必然であり、さらに進むだろうと思っております。ただ、自治体は住民のいる限り、永続せざるを得ない宿命であります。いかに村民福祉の向上と持続可能な地域を確かなものとするため、公正公平、正義を貫く村政を期待するものであります。

新年度予算の原案策定の時期となっており、それぞれ職員の皆さんも大変な日々かと思いますが、ウィズコロナの試練の時代に向け、すべての木島平村を思う関係者が一丸となり、村づくりにまい進されることを信じ、令和2年度木島平村一般会計決算の承認を支持するものあります。

以上であります。

議長（萩原由一）

ここで暫時休憩といたします。

（予算決算常任委員会報告における報告漏れの確認のため）

議長（萩原由一）

休憩前に引続き、会議を開きます。

予算決算常任委員長（土屋喜久夫）

議長。

議長（萩原由一）

はい、土屋議員。

（予算決算常任委員長「土屋喜久夫」登壇）

予算決算常任委員長（土屋喜久夫）

先ほどの予算決算常任委員会報告で、審議中の審査意見について漏れ落ちがありましたので、ここで報告をさせていただきます。

隣接自治体で大規模開発行為が行われるなど、本村への影響が懸念される事案がみられる。隣接自治体や県機関など、情報収集、情報交換を緊密にし、適切に対応されたい。

ふう太ネットについて、指定管理ができず、村直営の運営となっている。NTTの光回線の敷設（ふせつ）方針が示されたことから、近隣の同様施設などを参考に、今後の在り方を研究されたい。

荒廃農地や空き家などの増加が目立ち、有害鳥獣の棲み処（すみか）など、地域住民の不安材料となっている。対応を進めるとともに、所有者や権利者の責任を明らかにするため、周知をされたい。

監査委員意見にあるように、税をはじめ公共料金、貸付金などの徴収、回収において、対応の遅れなどがみられる。税の公平の原則は当然であり、貸付金についても、村民から批判の出ない対応に努められたい。

以上であります。

議長（萩原由一）

先ほどの討論の続きに戻ります。

他に討論はありませんか。

（討論なし）

議長（萩原由一）

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一）

「異議なし」と認め、これから採決をおこないます。

日程第14、認定第1号「一般会計決算について」の件を採決します。

この採決は、「起立」によって行います。

この決算に対する委員長報告は、「認定」です。

この決算は、委員長報告のとおり「認定」に賛成の方は、起立願います。

（議長を除く9人中6人起立）

議長（萩原由一）

「起立多数」です。

したがって、日程第14、認定第1号は、委員長報告のとおり「認定」されました。

日程第15、認定第2号「情報通信特別会計決算について」の件から、日程第26、認定第13号「水道事業会計決算について」の件まで、以上、認定案件12件を一括採決します。

本案に対する委員長報告は、「認定」です。

本案は、委員長報告のとおり「認定」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第15、認定第2号から、日程第26、認定第13号まで、以上、認定案件12件は、委員長報告のとおり「認定」されました。

日程第27、議案第59号「水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の件について採決します。

本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第27、議案第59号は、原案のとおり「可決」されました。

日程第28、議案第60号「木島平村過疎地域持続的発展計画の策定について」の件を採決します。

本案に対する委員長報告は、「原案可決」です。

本案は、委員長報告のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第28、議案第60号は、原案のとおり「可決」されました。

日程第29、請願第1号「『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書」採択を求める請願について」の件から、日程第33、陳情第5号「新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落対策を求める意見書提出陳情について」の件まで、以上、請願案件1件、陳情案件4件、計5件を一括議題とします。

本案については、先に委員会に付託してありますので、それぞれ委員長の報告を求めます。

総務民生文教常任委員長の報告を求めます。

総務民生文教常任委員会 土屋 喜久夫 委員長。

(予算決算常任委員長「土屋喜久夫」登壇)

予算決算常任委員長（土屋喜久夫）

請願第1号『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書」採択を求める請願について」。

陳情第2号「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情」。

陳情第3号「人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること」。

陳情第4号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」。

以上、請願1件、陳情4件、いずれも採択であります。

議長（萩原由一）

次に産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会 勝山 正 委員長。

(産業建設常任委員長「勝山 正」登壇)

産業建設常任委員長（勝山 正）

本委員会に付託された請願、陳情等は、審査の結果、下記のとおり決定したので、木島平村議会会議規則第77条の規定により報告します。

陳情第5号「新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落対策を求める意見書提出陳情」。

審査の結果は、採択であります。

議長（萩原由一）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長（萩原由一）

「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありますか。

(討論なし)

議長（萩原由一）

討論なしと認め、討論を終わり採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。

日程第29、請願第1号『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書」採択を求める請願について」の件から、陳情第5号「新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落対策を求める意見書提出陳情について」の件ま

で、本案に対する委員長報告は、「採択」です。

本案は、委員長報告の通り決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一）

したがって、日程第29、請願第1号から、日程第33、陳情第5号まで、以上、請願案件1件、陳情案件4件は、委員長報告のとおり「採択」されました。

追加日程。

皆さんに、お諮りします。

ただいま、別紙「追加議案表」のとおり、13件の議題が提出されました。

これを、日程に追加し、議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。

したがって、「追加日程第1から第13まで」とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第1、同意第4号「木島平村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題とします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

日墓村長。

(村長「日墓正博」登壇)

村長（日墓正博）

それでは、追加となりました「同意案件」について提案説明をさせていただきます。

木島平村教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

氏名は、芳川文子(よしかわ ふみこ)。

生年月日、住所はお手元の資料に記載のとおりであります。

任期は、令和3年10月1日～令和7年9月30日の4年間であります。

以上、説明とさせていただきますが、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（萩原由一）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長（萩原由一）

「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております「同意第4号」については、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略することについて採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（萩原由一）

「起立全員」です。

したがって、「議案第4号」について、委員会の付託を省略することは、「可決」されました。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(討論なし)

議長（萩原由一）

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。
本案の採決は、起立によって行います。
皆さんに、お諮りします。
本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(議長を除く9人中8人起立(1人退席))

議長（萩原由一）

「起立多数」です。
したがって、同意第4号は、同意することに決定しました。
追加日程第2、発議第1号「木島平村議会会議規則の一部改正について」の件を議題とします。
朗読を省略し、本案について提案者の説明を求めます。
山崎栄喜 議員。

(1番 山崎栄喜 議員 登壇)

1番 山崎栄喜 議員

発議第1号「木島平村議会会議規則の一部改正について」、上記の議案を、地方自治法第112条及び木島平村議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

改正内容の説明を申し上げる前に、規則については、通常議会の議決を要しないものでありますが、議会会議規則については、地方自治法第120条の規定により「議会は会議規則を設けなければならない」とされており、地方自治法に基づく議決事件一覧により議決事項とされています。今回は一部改正ではございますが、やはり議会の議決が必要とされています。

それでは、主な改正の内容でございますが、標準議会会議規則の一部改正に伴う改正が主なものでありまして、第2条は欠席の届出を指定をしていますが、第1項の改正は、欠席の理由について「事故」を「公務・傷病・出産・育児・看護・介護・配偶者の出産補助・その他のやむを得ない事由」に具体的に規定するものであります。

また、第2項の改正は、議員が出産のために出席できない時の期間について「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日から8週間を経過する日までの範囲内においてその期間を明らかにして」に改めるものであります。

第89条は、請願書の記載事項等について規定していますが、押印廃止の流れに従って、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

その他、第14章で公聴会、第15章で参考人について新たに規定するものであります。

以上であります。

議長（萩原由一）

これから質疑を行います。質疑はありますか。
(質疑なし)

議長（萩原由一）

「質疑」なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論は、ありますか。
(討論なし)

議長（萩原由一）

討論なしと認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。
ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一）

ここで皆さんにお諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。
したがって、発議第1号は、原案のとおり「可決」しました。
追加日程第3、発議第2号「『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書の提出について」の件から、追加日程第6、発議第5号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」の件まで、発議4件を一括議題とします。
朗読を省略し、本案について提案者の説明を求めます。
土屋喜久夫 議員。
(7番 土屋喜久夫 議員 登壇)

7番 土屋喜久夫 議員

発議2号「『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書の提出について」。
上記の議案を、地方自治法第112条及び木島平村議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。
「『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額』と『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充』を求める意見書、記以下を朗読します。
どの子にもゆきとどいた教育をするため、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。また、複式学級の学級定員を引き下げること。
教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

続きまして、発議3号「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の提出について」。

上記の議案を、地方自治法第112条及び木島平村議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の提出について、記以下申し上げます。

沖縄での県民投票に示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすること。ことに沖縄戦戦没者の遺骨の残る沖縄島南部から採取した土砂を埋立てに使用することは、戦没者の遺骨の尊厳を損なうものであり、認められるべきではないこと。

普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行い、最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が責任をもって行う法整備等の仕組みのなかで解決すること。

そのなかで、普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄以外の全国のすべての自治体をまずは等しく候補地とし、憲法に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押付けとならないよう、公正かつ民主的な手続きにより決定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

発議4号「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の提出について」。

上記の議案を、地方自治法第112条及び木島平村議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の提出について、この意見については前段でも含みますが、記以下を朗読します。

悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。

日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

発議第5号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」。

上記の議案を、地方自治法第112条及び木島平村議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

これも記以下を朗読させていただきます。

令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延

長について、更なる延長は断じて行わないこと。

炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

以上であります。

議長（萩原由一）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長（萩原由一）

「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、ありますか。

（討論なし）

議長（萩原由一）

「討論なし」と認め、これで討論を終わり、採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一）

ここで皆さんにお諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。

したがって、発議第2号から発議5号まで計4件は、原案のとおり「可決」しました。

追加日程第7、発議第6号「新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落対策を求める意見書の提出について」の件を議題とします。

朗読を省略し、本案について提案者の説明を求めます。

勝山 正 議員。

（8番 勝山 正 議員 登壇）

8番 勝山 正 議員

発議第6号「新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落対策を求める意見書の提出について」。

上記の議案を、地方自治法第112条及び木島平村議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落対策を求める意見書の提出について。

新型コロナウイルスの感染拡大による需要の消失から、2019年産米の過大な流通在庫が生まれ、政府が有効な手立てを取らなかったため2020年産米の市場価格は大暴落した。政府は「過剰在庫」を強調するだけで何の対策も行わず、その解決を生産者の「自己責任」による米減らしに求め、今年度産米の生産量を20年産米より36万トンもの上乗せ「減反指針」

を打ち出し自治体や農業団体を通じて米農家にその達成を迫っています。

ここ二十数年、政府の市場まかせの米政策により生産者米価は下落を続け、今やかつての半値水準です。この事態を放置すれば、多くの米農家が米づくりから撤退することになり、大規模稲作経営であっても立ち行かなくなり米づくりが総崩れになりかねません。

コロナ禍という、かつて経験したことのない危機的事態のなかで、農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策枠組みにとらわれない対策が求められます。

以上の趣旨から、次の事項を実現するよう、意見書を提出する。

記、1、コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買い入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。

2、政府が買い上げた米をコロナ禍などによる生活困難者・学生などへの食糧支援に活用すること。

3、国内消費に必要な外国産米の輸入を、当面、国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

以上であります。

議長（萩原由一）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長（萩原由一）

「質疑」なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

（討論なし）

議長（萩原由一）

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わり、採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。

皆さんにお諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。

したがって、発議第6号は、原案のとおり「可決」しました。

追加日程第8、「閉会中の継続調査の申出について」の件を、議題とします。

朗読を省略し、本件について総務民生文教常任委員長の説明を求めます。

総務民生文教常任委員会、土屋 喜久夫 委員長。

（総務民生文教常任委員長「土屋喜久夫」登壇）

総務民生文教常任委員長（土屋喜久夫）

閉会中の継続調査の申し出について。

次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。

申出委員会、総務民生文教常任委員会。

申出事件、総務民生文教常任委員会の所管に属する事項。

以上であります。

議長（萩原由一）

皆さんにお諮りします。

総務民生文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第9、「閉会中の継続調査の申し出について」の件を、議題とします。

朗読を省略し、本件について産業建設常任委員長の説明を求めます。

産業建設常任委員会、勝山 正 委員長。

（産業建設常任委員長「勝山 正」登壇）

産業建設常任委員長（勝山 正）

閉会中の継続調査の申し出について。

次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。

1、申出委員会、産業建設常任委員会。

2、調査申出事件、産業建設常任委員会の所管に属する事項。

以上であります。

議長（萩原由一）

皆さんにお諮りします。

産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第10、「閉会中の継続調査の申し出について」の件を、議題とします。

朗読を省略し、本件について議会運営委員長の説明を求めます。

議会運営委員長、山崎栄喜 委員長。

（議会運営委員長「山崎栄喜」登壇）

議会運営委員長（山崎栄喜）

閉会中の継続調査の申し出について。

次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。
記。

- 1、申出委員会、議会運営委員会。
 - 2、調査申出事件、臨時会及び次期定例会の会期日程等議会の運営に関する事項。
- 以上であります。

議長（萩原由一）

皆さんにお諮りします。
議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。
したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
追加日程第11「閉会中の継続調査の申し出について」の件を議題とします。
朗読を省略し、本案について第三セクター木島平観光株式会社に関する特別委員長の説明を求めます。
第三セクター木島平観光株式会社に関する特別委員会、江田宏子 委員長。
（第三セクター木島平観光株式会社に関する特別委員長「江田宏子」登壇）

第三セクター木島平観光株式会社に関する特別委員長（江田宏子）

閉会中の継続調査の申し出について。
次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。
記。
申出委員会、第三セクター木島平観光株式会社に関する特別委員会。
調査申出事件、第三セクター木島平観光株式会社に関する特別委員会の所管に属する事項。
以上です。

議長（萩原由一）

皆さんにお諮りします。
委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。
したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
追加日程第12「閉会中の継続調査の申し出について」の件を議題とします。
朗読を省略し、本案について木島平村議会改革特別検討委員長の説明を求めます。
木島平村議会改革特別検討委員会、江田宏子 委員長。
（木島平村議会改革特別検討委員長「江田宏子」登壇）

木島平村議会改革特別検討委員長（江田宏子）

閉会中の継続調査の申し出について。
次期定例会までにおける閉会中の継続調査は、下記のとおりとする。
記。

申出委員会、木島平村議会改革特別検討委員会。
調査申出事件、木島平村議会改革特別検討委員会の所管に属する事項。
以上です。

議長（萩原由一）

皆さんにお諮りします。
委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。
したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
追加日程第13、「閉会中の議会活動について」の件を議題とします。
職員に議題を朗読させます。
局長。

（議会事務局長「梅寄伸一」登壇）

議会事務局長（梅寄伸一）

閉会中の議会活動について。
次期定例会までにおける閉会中の議会活動は、下記のとおりとする。
記。
議会だよりの発行に伴う編集委員会の開催。
特に重要な事件等が発生したときの調査等。
以上です。

議長（萩原由一）

皆さんにお諮りします。
この件を、閉会中の議会活動とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（萩原由一）

「異議なし」と認めます。
したがって、この件を、閉会中の議会活動とすることに決定しました。
以上で、本日の日程は、全て終了しました。
ここで、村長から発言を求められましたので、これを許します。
日碁村長。

（村長「日碁正博」登壇）

村長（日碁正博）

本9月議会につきましては、8月から開会となりまして、補正案件、そしてまた条例案件、そしてまた令和2年度の決算ということで大変多くの案件について慎重に審議をしていただきました。その結果、上程いたしました案件すべてにご承認、ご同意いただきまして深く感謝を申し上げます。

まだ、新型コロナの感染拡大が続いております。全国的にはワクチン接種が進んでいるということで経済活動等11月ごろを目途に規制の緩和をしていく、そういう議論がされているわ

けであります。ただ感染がおさまっていないこの状況では規制の緩和と同時に、より一層感染防止対策に力を入れていく必要があるというふうに思っております。皆さんの安心、健康と命を守る取り組み、そしてまた同時に村の産業を支える取り組み、バランスのとれた取り組みを進めていきたいというふうに思っておりますが、議員各位はもとより、職員の皆さんにもこれからは様々なご意見、そしてまたご理解ご協力を賜りますこと、そのことをお願い申し上げます、閉会にあたりましてのあいさつにさせていただきます。

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

議長（萩原由一）

令和3年第3回木島平村議会定例会の閉会にあたり、一言、ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、8月26日から本日まで23日間の会期で開会されました。

議員各位におかれましては、令和2年度一般会計ほか、12会計の決算認定を主な議案とし、条例・予算・事件案件等についても慎重にご審議をいただき、本日ここに全議案を議了して、閉会の運びになりましたことは、誠に同慶に堪えない次第であります。

理事者並びに職員の皆さんには、懇切丁寧に説明をいただきましたことに感謝を申し上げますとともに、審議の中で出された意見や要望並びに決算審査意見等については、今後の施策並びに村政運営にあたり、十分反映していただきたいと思います。

終わりに、本定例会に関係された皆様方のご健勝をご祈念申し上げ、閉会にあたってのあいさつといたします。

以上で、「令和3年9月第3回木島平村議会定例会」を閉会といたします。

ご苦勞様でした。

（閉会 午後4時39分）